

令和6年度

仙台市中小企業融資制度の手引き

仙 台 市 経 済 局

仙台市中小企業融資制度ガイドブック編

■■■ 目次 ■■■

I. 制度融資の概要

融資を申し込むための基本的要件	2
別表1 融資（信用保証）対象業種	5
別表2 融資（信用保証）対象外業種	6
別表3 許認可等を必要とする主な業種	7
市税の滞納がないことの証明書交付申請書	10

II. 資金別の解説

育成融資制度

振興資金	12
経済変動対策資金／不況関連	15
経済変動対策資金／金融関連	19
経済変動対策資金／再生関連	22
経済変動対策資金／災害関連	26
経済変動対策資金／東日本大震災復興関連	30
経済変動対策資金／危機関連	32
経済変動対策資金／コスト負担軽減支援関連	35
経済変動対策資金／伴走支援関連	38

小口融資制度

小口零細資金	42
--------	----

地域産業活性化融資制度

競争力強化資金	45
環境保全対応資金	50
仙台経済成長資金	55

新事業創出支援融資制度

起業家支援資金	62
創造的産業支援資金	67

社会起業家支援特区保証融資制度

社会起業家支援特別資金	72
-------------	----

Ⅲ. 中小企業信用保険法等の認定について

中小企業信用保険法等の認定について -----	75
委任状 -----	79

様式

1. 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 -----	80
2. 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 に関する法律第128条第1項第1号の規定による認定申請書 -----	99

Ⅳ. 保証料等補給について

融資制度保証料補給について -----	102
---------------------	-----

Ⅴ. 照会回答事例集

基本的要件について

1. 中小企業者であることの要件について -----	105
2. 所在地について -----	108
3. 保証対象業種，許認可等について -----	110
4. 納税要件について -----	112
5. その他 -----	113

融資条件について

1. 融資限度額について -----	114
2. 融資期間について -----	114
3. 融資利率，信用保証料について -----	115
4. 担保について -----	115
5. 徴求書類等について -----	116
6. 返済について -----	116
7. 資金用途について -----	117
8. その他 -----	121

I. 制度融資の概要

融資を申し込むための基本的要件

1. 申込人の資格

融資の申し込みについては、下記の基本的要件を満たすことが必要です。（また、制度によっては、一部異なる場合もあります。）

- (1) 中小企業者であること。
- (2) 市内に事業所又は店舗を有すること。
- (3) 市内で事業を営んでいること。
- (4) 法人については、仙台市内に本店又は支店の登記をしていること。
- (5) 個人については、宮城県内の市町村へ住所に関する届出等をしていること。
- (6) 原則として市税を滞納していないこと。
- (7) 融資（信用保証）対象業種であること。
- (8) その他本市融資制度の取扱対象外となる条件に該当しないこと。

〔1〕 中小企業者であること

融資の申し込みができる中小企業者とは、常時使用する従業員数又は資本金のいずれかが、次に該当している方をいいます。（中小企業基本法第2条，中小企業信用保険法第2条第1項第1号）

業 種	資本金等	常時使用する従業員
製造業等 （運送業，建設業及び鉱業を含みます。）	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	
小 売 業		50人以下

◎業種による特例（中小企業信用保険法第2条第1項第2号）

業 種	資本金等	常時使用する従業員
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業は除きます。）	3億円以下	900人以下
ソフトウエア業		300人以下
情報処理サービス業		
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

※ 医療法人等は医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の方が対象となります。（中小企業信用保険法第2条第1項第5号）

〔2〕 仙台市内に事業所又は店舗を有すること

〔3〕 仙台市内で事業を営んでいること

- ・個人、法人とも営業実態で判断します。なお、仙台市以外の市町村（県内）に居住（届出等）している個人の方は、主たる事業所又は店舗が仙台市内にあることが必要です。

※起業家支援資金は、本市の区域内に事務所又は店舗を有する予定のあることを含みます。

〔4〕 法人については、仙台市内に本店又は支店の登記をしていること

- ・登記事項証明書により確認します。

〔5〕 個人については、宮城県内の市町村へ住所に関する届出等をしていること

- ・印鑑証明書の写により確認します。

〔6〕 市税を滞納していないこと

- ・市税を滞納していないことが融資の条件となります。滞納の有無は、各区役所、総合支所の納税担当課で発行する、「市税の滞納がないことの証明書」（申込書に記載の日付より30日以内のもの）により確認します。

申請については、10頁の「市税の滞納がないことの証明書交付申請書」の写しに記入、押印のうえ、各区役所、総合支所の納税担当課へ申請してください。

- ・「市税の滞納がないことの証明書交付申請書」は仙台市のホームページからダウンロードすることもできます。

※市税の徴収の猶予が認められた場合はおいては、「徴収猶予許可通知書」又は徴収を猶予している旨を記載した「納税証明書」がある場合は、納税要件を満たすものとします。

また、滞納があっても、「市税納付計画書」があり、計画通りに納付が確認できる場合は、特例的に納税要件を満たすものとします。

〔7〕 融資（信用保証）対象業種であること

- ・事業協同組合等は、定款に定める資格事業が遊興娯楽業、飲食業（大衆食堂は除きます。）、仲介業、質屋業又は金融業の場合、融資の対象となりません。
- ・融資（信用保証）対象業種について、不明な点があれば、中小企業支援課又は宮城県信用保証協会までお問い合わせください。

〔8〕 次に掲げるいずれにも該当しないこと

- ① 保証協会又は他の保証協会に代位弁済中の場合
- ② 保証協会又は他の保証協会に対して求償権の保証人として保証債務を負担している場合
- ③ 銀行取引停止処分を受けている場合
- ④ 反社会的勢力及びその共生者

2. 取扱金融機関

北海道銀行，青森銀行，みちのく銀行，秋田銀行，北都銀行，荘内銀行，山形銀行，岩手銀行，東北銀行，七十七銀行，東邦銀行，常陽銀行，きらやか銀行，北日本銀行，仙台銀行，福島銀行，杜の都信用金庫，宮城第一信用金庫，仙南信用金庫，古川信用組合，あすか信用組合，商工組合中央金庫仙台支店

3. 融資限度額と他制度・他協会との併用

融資ができる金額の上限（融資限度額）については，各融資制度ごとに規定しています。他の融資制度や信用保証協会の利用状況によっては，さらに制約を受けることがあります。例えば，仙台市の育成融資（振興資金及び経済変動対策資金）と県内の他市町村の振興資金との併用はできません。

4. 融資期間と返済方法

融資期間については，各融資制度・資金使途ごとに規定しています。また，融資期間内において据置期間を設けることができます。

返済方法は，原則として元金均等返済です。

5. 照会回答事例

照会回答事例については，巻末の照会回答事例集をご参照ください。

別表1 融資（信用保証）対象業種

1. 製造業

食料品工業，繊維品工業，木材・木製品工業，家具・建具工業，紙工業，印刷・製本業（印刷業，出版業，製版・製本業），化学工業，石油石炭製品工業，ゴム・プラスチック工業，ゴム製品製造業，皮革工業，窯業，機械工業，電気機器工業，車輛工業，船舶工業，金属工業，ソフトウェア業，情報処理サービス業，その他工業

2. 農林漁業

木材伐出業，製造業

3. 鉱業

鉱業，土石採取業

4. 建設業

5. 物品販売業

卸売業，小売業，飲食店

6. 運送倉庫業

運送業，貨物運送取扱事業，倉庫業

7. サービス業

物品賃貸業，宿泊業，洗濯・理美容・浴場業（洗濯・洗張・染物業，理容業，美容業，浴場業），物品預り・駐車場業，その他の生活関連サービス業，旅行業，映画・娯楽業（映画館，娯楽業），広告業，放送業，情報通信サービス業，運輸サービス業（運送取扱業，その他の運輸サービス業），その他の事業サービス業，専門サービス業（獣医業，その他の専門サービス業），医療・福祉業（医業，歯科医業，その他の医療・保健衛生業，社会保険・社会福祉・介護事業），廃棄物処理業，教育・学習支援事業（学校教育事業，その他の教育・学習支援事業，学習塾・教養・技能教授業），その他のサービス業（加工・修理業，鶏卵心化業，園芸サービス業，その他のサービス業）

8. 不動産業

9. その他の産業

郵便業，通信業，インターネット附随サービス業，電気・ガス・熱供給・水道業，保険媒介代理業

別表2 融資（信用保証）対象外業種

- ◇ 農林漁業（素材生産業など、一部業種は対象となります）
- ◇ 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」の適用を受けた飲食店で、公序良俗に反するなど社会的批判を受けるおそれのあるもの
- ◇ 金融・保険業（「保険媒介代理業」及び「保険サービス業」は対象となります）
- ◇ 性風俗関連特殊営業
- ◇ 集金業，取立業（公共料金又はこれに準じるものは除きます）
- ◇ 宗教
- ◇ 政治・経済・文化団体

別表3 許認可等を必要とする主な業種

業 種	主 務 官 公 庁	行政行為	関 係 法 令
食料品製造業	都道府県知事（市長）	許 可	食品衛生法（55条）
食料品販売業	都道府県知事（市長）	許 可	食品衛生法（55条）
飲食店，喫茶店	都道府県知事（市長）	許 可	食品衛生法（55条）
建設業	国土交通大臣又は都道府県知事	許 可	建築業法（3条）
一般旅客自動車運送事業	国土交通大臣（地方運輸局長）	許 可	道路運送法（4条，8条）
特定旅客自動車運送事業	国土交通大臣（地方運輸局長）	許 可	道路運送法（43条）
一般貨物自動車運送事業	国土交通大臣（地方運輸局長）	許 可	貨物自動車運送事業法（3条）
特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣（地方運輸局長）	許 可	貨物自動車運送事業法（35条）
旅館業	都道府県知事又は市長	許 可	旅館業法（3条）
古物営業	都道府県公安委員会	許 可	古物営業法（3条）
薬局	都道府県知事又は市長	許 可	医療品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（4条）
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	厚生労働大臣（都道府県知事）	許 可	医療品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（12条）
医薬品（体外診断用医薬品を除く。）・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業	厚生労働大臣（都道府県知事）	許 可	医療品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（13条）
医療機器・体外診断用医薬品製造販売業	厚生労働大臣（都道府県知事）	許 可	医療品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2）
医療機器・体外診断用医薬品製造業	厚生労働大臣	登 録	医療品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（23条の2の3）

業 種	主 務 官 公 庁	行政行為	関 係 法 令
再生医療等製品製造販売業	厚生労働大臣(都道府県知事)	許 可	医療品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の20)
再生医療等製品製造業	厚生労働大臣	許 可	医療品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(23条の22)
医薬品販売業	都道府県知事又は市長	許 可	医療品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(24条)
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業・賃貸業	都道府県知事	許 可	医療品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(39条)
医療機器修理業	厚生労働大臣(都道府県知事)	許 可	医療品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の2)
再生医療等製品販売業	都道府県知事	許 可	医療品, 医療機器等の品質, 有効性及び安全性の確保等に関する法律(40条の5)
一般廃棄物処理業	市町村長	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(7条)
産業廃棄物処理業	都道府県知事又は市長	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条)
特別管理産業廃棄物処理業	都道府県知事又は市長	許 可	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(14条の4)
有料職業紹介事業	厚生労働大臣	許 可	職業安定法(30条)
病院・診療所・助産所	都道府県知事又は市長	許 可	医療法(7条)
宅地建物取引業	国土交通大臣又は都道府県知事	免 許	宅地建物取引業法(3条)
酒類製造業	税務署長	免 許	酒税法(7条)
酵母・もろみ製造業	税務署長	免 許	酒税法(8条)
酒類販売業	税務署長	免 許	酒税法(9条)

業 種	主 務 官 公 庁	行政行為	関 係 法 令
第1種高圧ガス製造業	都道府県知事	許 可	高圧ガス保安法（5条）
液化石油ガス販売業	経済産業大臣（経済産業局長）又は都道府県知事	登 録	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（3条）
一般労働者派遣事業	厚生労働大臣	許 可	労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（5条）
家畜商	都道府県知事	免 許	家畜商法（3条）
浄化槽清掃業	市町村長	許 可	浄化槽法（35条）
興行場（映画館、劇場）	都道府県知事又は市長	許 可	興行場法（2条）
浴場業	都道府県知事又は市長	許 可	公衆浴場法（2条）
測量業	国土交通大臣	登 録	測量法（55条）
砂利採取業	経済産業大臣（経済産業局長）又は都道府県知事	登 録	砂利採取法（3条）
採石業	経済産業大臣（経済産業局長）又は都道府県知事	登 録	採石法（32条）
建築士事務所	都道府県知事	登 録	建築士法（23条）
電気工事業	経済産業大臣（経済産業局長）又は都道府県知事	登 録	電気工事業の業務の適正化に関する法律（3条）
自動車分解整備事業	地方運輸局長	認 証	道路運送車両法（78条）
揮発油販売業	経済産業大臣（経済産業局長）	登 録	揮発油等の品質の確保に関する法律（3条）
揮発油特定加工業	経済産業大臣（経済産業局長）	登 録	揮発油等の品質の確保に関する法律（12条の2）
軽油特定加工業	経済産業大臣（経済産業局長）	登 録	揮発油等の品質の確保に関する法律（12条の9）
住宅宿泊事業	都道府県知事	届出	住宅宿泊事業法（3条）
接待飲食等営業	都道府県公安委員会	許 可	風営法（3条）
遊技場営業	都道府県公安委員会	許 可	風営法（3条）

※本表以外の業種であっても許認可等を必要とする業種は、その写を提出する必要があります。

※本表の許認可等については、事業法の制定、改廃があった場合等必要に応じて見直しが行われます。

※主務官公庁のカッコ内は、各事業法による権限委任先です。

市税の滞納がないことの証明交付申請書



(あて先) 仙台市長

◎太わくの中だけ記入してください。

		申請年月日		年	月	日																			
① どなたの証明が 必要ですか (証明対象者)	住所(法人の所在地)	電話 ()																							
	フリガナ	法人番号																							
	氏名 (法人名称) (代表者職氏名)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																							
個人事業主の 方はご記入く ださい	所在地																								
	名称																								
② 何にお使いに なりますか	※該当するものにレ点を記入してください。 <input type="checkbox"/> 仙台市提出 (<input type="checkbox"/> 入札参加 <input type="checkbox"/> 中小企業融資 <input type="checkbox"/> その他 :) <input type="checkbox"/> 他市町村提出 <input type="checkbox"/> 金融機関提出 (融資申込) <input type="checkbox"/> その他 ()																								
③証明書は何通 必要ですか	通																								
④ 窓口に来られた方 (申請者) はどなたですか	① とのご関係(※該当するものにレ点を記入してください。)																								
	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 同一世帯の親族(続柄) <input type="checkbox"/> 代理人 () <input type="checkbox"/> その他 ()																								
	(本人 ①と同一 の場合は 記入不要)	住所(所在地)	電話 ()																						
フリガナ		氏名																							
		(明・大・昭・平 年 月 日生)																							

◎ご注意ください(詳細は係員にお尋ねください。)

- 手数料は1通300円です。
- 窓口に来た方の本人確認が必要ですので、官公署発行の写真付きの本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カードなど。)をお持ちください(写真のない個人番号通知カードは本人確認書類とはなりません。)。郵送による申請の場合は、本人確認書類の写しを同封してください。
- 法人に係る証明申請の際には、申請書に代表者印(*市外に本店のある法人の場合は、市内の主たる支店等の代表者印で可。)を押印いただくか、代表者印が押印された委任状が必要です。
- 個人に係る証明の申請で、本人以外の方が申請される場合は、委任状等の本人の同意を確認できる書類が必要です。ただし、仙台市に住民登録があり、本人と住民票上同一世帯である親族(未成年者を除く)の方が、代理で申請される場合は委任状を省略できます。
- この証明書は、仙台駅前サービスセンター、証明発行センターでは発行できません。

確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(写真付) <input type="checkbox"/> 住基カード(写真付) <input type="checkbox"/> 福祉手帳 <input type="checkbox"/> 健康保険証(国・社・共・後期) <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 社員証 <input type="checkbox"/> 学生証 <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()				<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 同一世帯	
	受付	作成	交付		滞納なし	計
					件	円

【注意】納税後、あまり日をおかず(最長で3週間程度)に証明を請求される場合、領収書・口座振替の通帳など納付確認ができるものをお持ちください。

Ⅱ. 資金別の解説

育成融資制度（振興資金）

市内に事業所又は店舗を設け、市内において営業実績がある法人（組合等を含む）及び個人事業者が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件を満たす法人（組合等を含む）及び個人事業者が対象です。

2. 融資条件

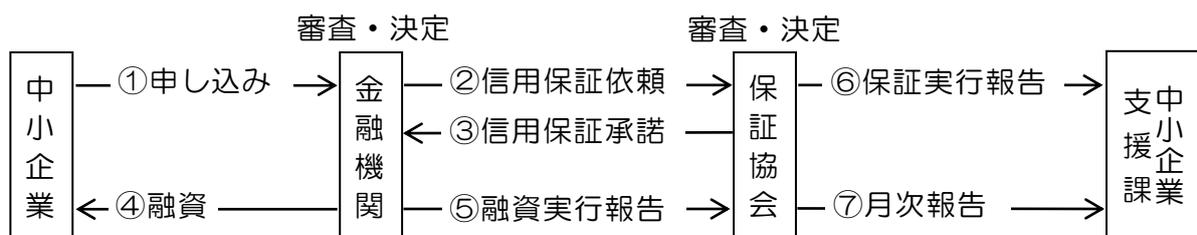
資金用途	運転資金又は設備資金
融資限度額	5,000万円（組合等の場合は、1億円）
融資利率	1年以内 年1.5% 1年超 年1.9%
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内） 設備資金 15年以内（据置期間1年以内）
保証人及び担保	(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 (2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとします。
信用保証	信用保証協会の信用保証を必要とします。 (組合等の場合は、融資を実行する金融機関が必要に応じて設定します。) 保証料率は宮城県信用保証協会所定とし、融資申込者毎に異なります。詳しくは、宮城県信用保証協会にお問い合わせください。
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

申 込 書	<input type="checkbox"/> 仙台市中小企業育成融資制度（振興資金）申込書（第1号様式）
申し込みの都度 必要な書類	<input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書（信用保証付の場合） <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書（信用保証付の場合） <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書（信用保証付の場合） <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 市税の徴収の猶予が認められた場合においては■徴収猶予許可 通知書又は徴収を猶予している旨記載した納税証明書 市税の分納者については，■納税誓約書の写，及び誓約どおり の納付を確認できる書類（領収書の写等） <input type="checkbox"/> 見積書の写（設備資金の場合） <input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO 法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目 録」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NP O法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の 者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）

<p>場 合 に よ り 必 要 な 書 類</p>	<p>(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 申込人（企業）概要 □ 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 融資の申込時点で、所得税又は市県民税の申告の期日が到来しない方については、■開業届の写及び■帳簿の写等 □ 最近2期分の決算書の写（法人の場合） 融資の申込時点で、決算の期日が到来しない方については、■開業から直近月までの試算表の写 <p>(2) 初回又は変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 □ 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） □ 定款の写（法人の場合） □ 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等） □ 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）
--------------------------------	---

4. 手続きフローチャート



5. 照会回答事例

Q 組合等が本制度を利用する場合、構成員への転貸資金は対象になりますか？

A なりません。

育成融資制度（経済変動対策資金／不況関連）

最近の経済環境の変化により、一時的に業況が悪化して、経営の安定に支障を生じている方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件を満たす法人（組合等を含む）、個人事業者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている方が対象となります。

(1) 最近の経済環境の変化により、一時的に業況が悪化して、最近3ヵ月又は6ヵ月の売上高又は販売数量（建設業の場合は、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」といいます。）の合計が前年、前々年又は3年前同期の売上高等に比して10パーセント以上減少し、経営の安定に支障を生じている方

※ 「最近3ヵ月」とは、例えば9月に申し込みを行う場合、9月以前の8月、7月、6月の3ヵ月が「最近3ヵ月」となりますが、会計処理期間を考慮して、3ヵ月までは遡及すること（この事例の場合、7月、6月、5月の3ヵ月、6月、5月、4月の3ヵ月、又は5月、4月、3月の3ヵ月）を認めます。

ただし、試算表等の関係書類が整っているにもかかわらず、減少率が達していないなどの理由で、恣意的に遡って期間を設定することは出来ません。

なお、中小企業信用保険法第2条第5項第5号における「最近3ヵ月」の取り扱いも同様です。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号（業種関係）の認定を受けた方

※ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定手続きについては、本ガイドブック編の「Ⅲ. 中小企業信用保険法等の認定について」をご参照ください。

2. 融資条件

資金用途	運転資金又は設備資金
融資限度額	1.(1)の場合 5,000万円 1.(2)の場合 8,000万円
融資利率	1.(1)の場合 年1.5% 1.(2)の場合年 1.3%
融資期間	1.(1)の場合 運転資金 7年以内（据置期間1年以内） 設備資金 12年以内（据置期間1年以内） 1.(2)の場合 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） 設備資金 15年以内（据置期間2年以内）
保証人及び担保	(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 (2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとします。

信用保証	<p>信用保証協会の信用保証を必要とします。</p> <p>1.(1)に該当する場合 保証料率は宮城県信用保証協会所定とし、融資申込者毎に異なります。詳しくは、宮城県信用保証協会にお問い合わせください。</p> <p>1.(2)に該当する場合 保証料 年0.67%</p> <p>※1.(2)については、原油価格の上昇に係る上記認定を受け、本制度を利用した場合、当初支払った保証料について、1/2を仙台市が補給します。 (本ガイドブック編の「Ⅳ. 保証料補給について」参照)</p>
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

(※「1.(2)中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けた方」は、あっせん書は不要です。宮城県信用保証協会必要書類(下記)を信用保証協会に直接提出して下さい。)

		市にあっせん書交付依頼をする場合の必要書類
申込書	<input type="checkbox"/> 仙台市中小企業育成融資制度(経済変動対策資金) 申込書(第2号様式)	<p>原本 (あっせん書交付依頼書についても記載が必要です。)</p>
申し込みの都度必要な書類	<input type="checkbox"/> 申込書の内容(売上の減少等)を証明する書類(試算表、売上台帳等)(1.(1)に該当する場合) <input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(1.(2)に該当する場合) <input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照 <input type="checkbox"/> 見積書の写(設備資金の場合) <input type="checkbox"/> 工事概況表の写(建設業の場合) <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」(NPO法人の場合) <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」(NPO法人の場合) <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」(NPO法人の場合) <input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」(NPO法人の場合)	<p>写</p> <p>—</p> <p>写</p> <p>写</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>写</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>

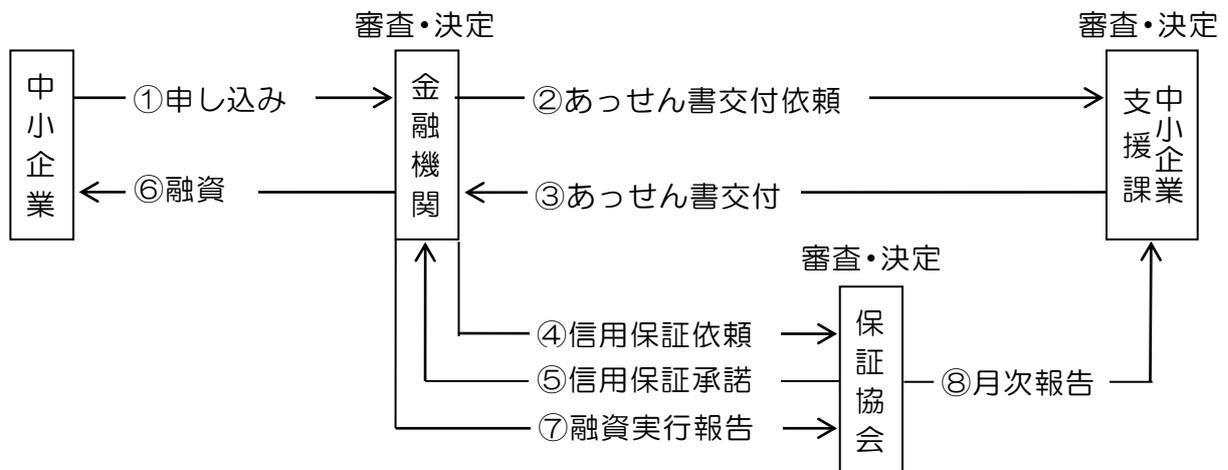
<p>場 合 に よ り 必 要 な 書 類</p>	<p>(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合 <input type="checkbox"/> 申込人（企業）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 <input type="checkbox"/> 最近2期分の決算書の写（法人の場合）</p> <p>(2) 初回又は変更があった場合 <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 定款の写（法人の場合） <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等） <input type="checkbox"/> 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）</p>	<p>写 — — — 写 — —</p>
--------------------------------	---	--

※ 必要書類と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

4. 手続きフローチャート

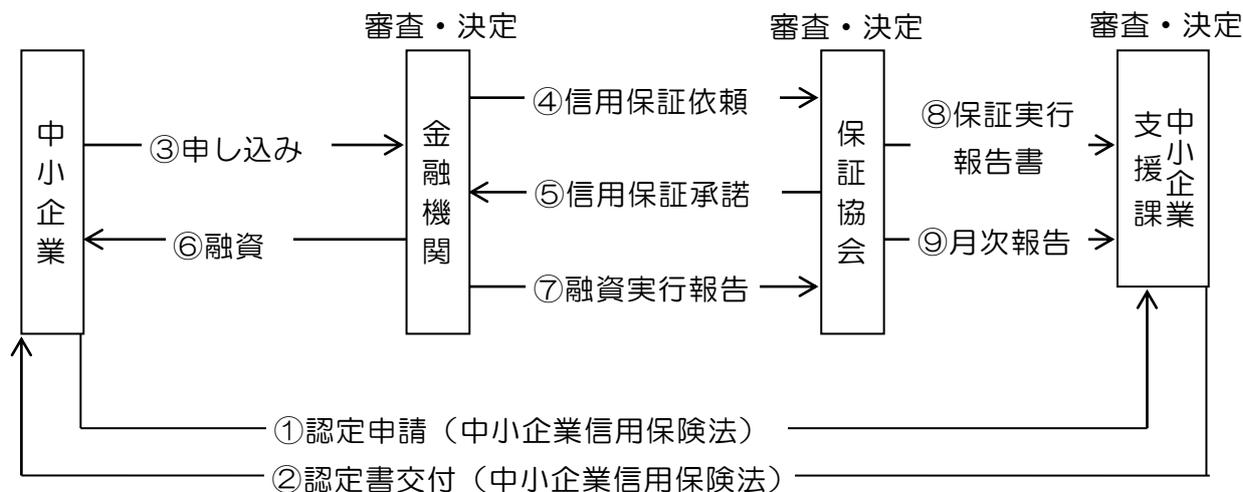
(1) 1.(1)の場合の手続き

中小企業支援課が交付するあっせん書が必要となりますので、前記の「市にあっせん書交付依頼をする場合の必要書類」を必ずご持参ください。



(2) 1.(2)の場合の手続き

最初に中小企業信用保険法第2条第5項第5号（セーフティネット保証5号）の認定手続が必要となります。



5. 照会回答事例

Q 10年前に飲食店を個人で開業しましたが，入院したため最近2ヵ月間休業し，売上がありませんでした。この場合，経済変動対策資金（不況関連）を申し込みできますか？

A 経済変動対策資金（不況関連）を申し込みできる方の要件として，最近3ヵ月又は6ヵ月の売上高が前年，前々年，又は3年前同期の売上高と比較して10%以上減少していることが必要ですが，売上高が減少した理由については，特に問いません。従って，理由のいかんにかかわらず，売上高の減少要件を満たしていれば申し込みできます。

育成融資制度（経済変動対策資金／金融関連）

融資取引のある金融機関が、経営破たん又は実質的に経営破たんの状態にあり、経営の安定に支障を生じている方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件を満たす法人（組合等を含む）や個人事業者のうち、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第6号（破綻金融機関等関係）の認定を受けた方で経営の安定に支障を生じている方が対象となります。

※ 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の認定手続きについては、本ガイドブック編の「Ⅲ. 中小企業信用保険法等の認定について」をご参照ください。

2. 融資条件

資金使途	運転資金
融資限度額	5,000万円
融資利率	年 1.3%
融資期間	7年以内（据置期間1年以内）
保証人及び担保	(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 (2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとします。
信用保証	信用保証協会の信用保証を必要とします。 保証料 年0.7%
返済方法	原則として元金均等返済とします。

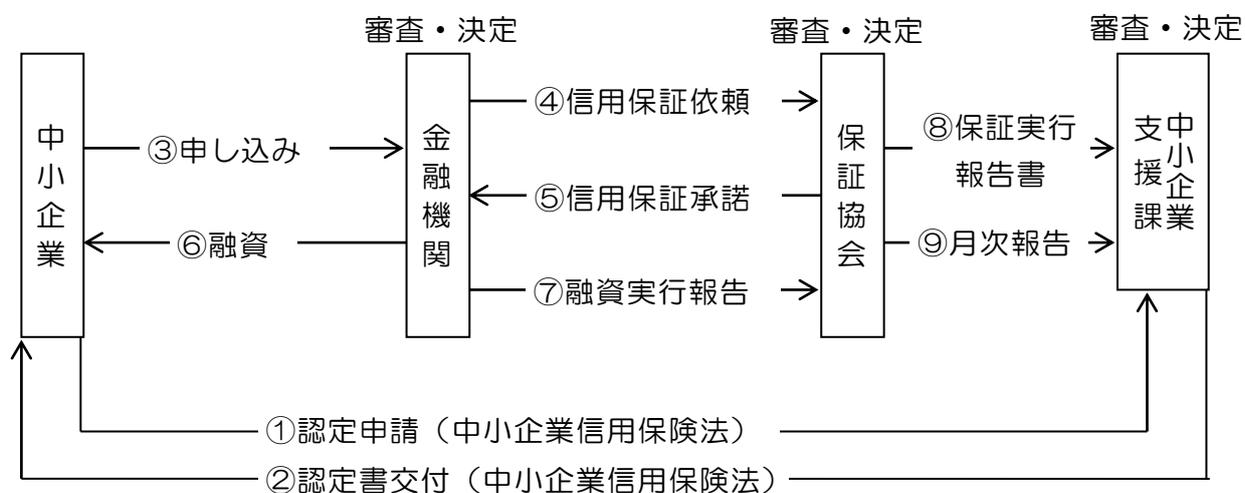
3. 申込書及び必要書類

申 込 書	<input type="checkbox"/> 仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金）申込書 （第2号様式）
申し込みの都度 必要な書類	<input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照 <input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）
場合により 必要な書類	<p>(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合</p> <input type="checkbox"/> 申込人（企業）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、 ■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 融資の申込時点で、所得税又は市県民税の申告の期日が到来しない方については、 ■開業届の写及び■帳簿の写等 <input type="checkbox"/> 最近2期分の決算書の写（法人の場合） 融資の申込時点で、決算の期日が到来しない方については、 ■開業から直近月までの試算表の写 <p>(2) 初回又は変更があった場合</p> <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 定款の写（法人の場合） <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類 （固定資産課税台帳の写等） <input type="checkbox"/> 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

※ 必要書類と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

4. 手続きフローチャート

最初に中小企業信用保険法第2条第5項第6号（セーフティネット保証6号）の認定手続が必要となります。



育成融資制度（経済変動対策資金／再生関連）

取引先の再生手続開始申立等又は事業活動の制限により、経営の安定に支障を生じている方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件を満たす法人（組合等を含む）や個人事業者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている方が対象となります。

- (1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第1号（再生手続開始申立等関係）の認定を受けた方
- (2) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第2号（事業活動の制限関係）の認定を受けた方

※ 中小企業信用保険法第2条第5項第1号及び第2号の認定手続きについては、本ガイドブック編の「Ⅲ. 中小企業信用保険法等の認定について」をご参照ください。

2. 融資条件

資金使途	運転資金
融資限度額	5,000万円
融資利率	年 1.3%
融資期間	7年以内（据置期間1年以内）
保証人及び担保	(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 (2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとします。
信用保証	信用保証協会の信用保証を必要とします。 保証料 年0.7%
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

<p>申 込 書</p>	<p><input type="checkbox"/> 仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金）申込書 （第2号様式）</p>
<p>申し込みの都度 必要な書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書 （1.(1)に該当する場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書 （1.(2)に該当する場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書</p> <p><input type="checkbox"/> 信用保証依頼書</p> <p><input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書</p> <p><input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照</p> <p><input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）</p>

場 合 に よ り 必 要 な 書 類	<p>(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 申込人（企業）概要 □ 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、 ■ 最近2期分の市県民税の申告書の控の写 融資の申込時点で、所得税又は市県民税の申告の期日が到来しない方については、■ 開業届の写及び■ 帳簿の写等 □ 最近2期分の決算書の写（法人の場合） 融資の申込時点で、決算の期日が到来しない方については、 ■ 開業から直近月までの試算表の写 <p>(2) 初回又は変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 □ 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） □ 定款の写（法人の場合） □ 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等） □ 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）
------------------------	--

※ 必要書類と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります

4. 手続きフローチャート

最初に中小企業信用保険法第2条第5項第1号（セーフティネット保証1号），または第2号（セーフティネット保証2号）の認定手続が必要となります。



5. 照会回答事例

Q 取引先が倒産したため売掛金が回収できなくなり、運転資金が不足しています。経済変動対策資金（再生関連）は申し込みできますか？

A 経済産業大臣が指定した再生手続開始申立等事業者に対して、50万円以上の売掛金（役務の提供による営業収益で未収のものを含みます。）債権若しくは前渡金返還請求権を有している場合又は全取引額のうち、当該再生手続開始申立等事業者との取引規模が20%以上である場合（中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定要件に該当する場合）に申し込みができます。

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定は、仙台市では中小企業支援課が行っています。

再生手続開始申立等事業者が、経済産業大臣による指定を受けたかどうかは、中小企業支援課までお問い合わせください。また、中小企業庁ホームページでも確認できます。（http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm）

Q 経済変動対策資金（再生関連）の申込期限は？

A 経済変動対策資金（再生関連）の申込期限は、中小企業信用保険法第2条第5項第1号の認定期間に準じており、再生手続開始申立等事業者ごとに経済産業大臣が定めています。

Q 複数の再生手続開始申立等事業者に対して売掛債権を有する場合の経済変動対策資金（再生関連）の申込方法は？

A 複数の再生手続開始申立等事業者に対して売掛債権を有する場合は、対象となる事業者ごとに申し込むことになります。

育成融資制度（経済変動対策資金／災害関連）

災害により市内の多数の中小企業者が甚大な被害を受けた場合で、当該災害により被害を受け、経営の安定に支障を生じている方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件を満たす法人（組合等を含む）や個人事業者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている方が対象となります。

- (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第1項の規定により、激甚災害の指定を受けた災害により被害を受けた方
 - (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けた方
- ※ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定手続きについては、本ガイドブック編の「Ⅲ. 中小企業信用保険法等の認定について」をご参照ください。
- (3) その他市長が特に認めた災害により被害を受けた方

2. 融資条件

資金用途	運転資金又は設備資金
融資限度額	1.(1)(3)の場合 3,000万円 1.(2)の場合 8,000万円
融資利率	年 1.3%
融資期間	1.(1)(3)の場合 運転資金 7年以内（据置期間1年以内） 設備資金 12年以内（据置期間1年以内） 1.(2)の場合 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） 設備資金 15年以内（据置期間2年以内）
保証人及び担保	(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 (2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとします。
信用保証	信用保証協会の信用保証を必要とします。 保証料 年0.7%又は保証協会所定
返済方法	原則として元金均等返済とします。

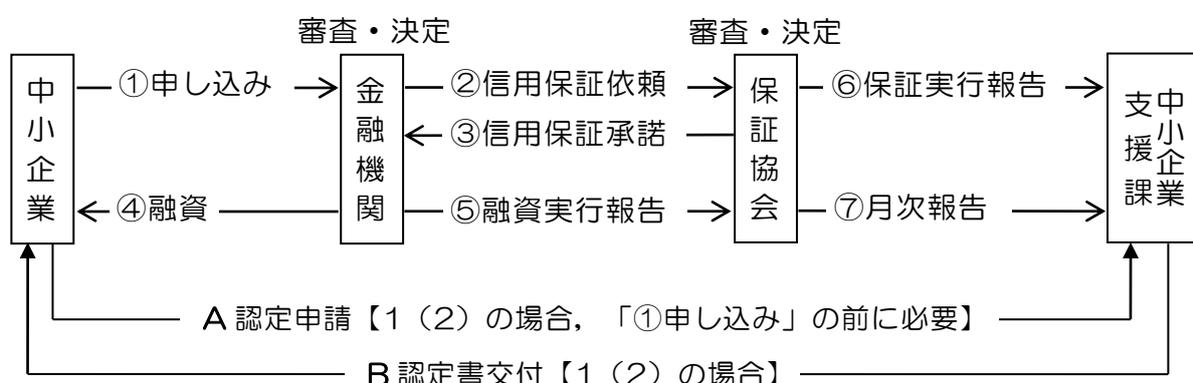
3. 申込書及び必要書類

申 込 書	<input type="checkbox"/> 仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金） 申込書（第2号様式）
申し込みの都度 必要な書類	<input type="checkbox"/> り災証明書等（1（1）及び（3）の場合） <input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定書（1（2）の場合） <input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照 <input type="checkbox"/> 見積書の写（設備資金の場合） <input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）
場 合 に よ り 必要な書類	(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合 <input type="checkbox"/> 申込人（企業）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、 ■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 <input type="checkbox"/> 最近2期分の決算書の写（法人の場合） (2) 初回又は変更があった場合 <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 定款の写（法人の場合） <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等） <input type="checkbox"/> 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

※ 必要書類と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

4. 手続きフローチャート

※1（2）の場合は最初に中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定手続きが必要となります。（下記A及びBの手続きが必要です。）



5. 中小企業信用保険法第2条第5項第3号及び同項第4号の認定について

災害関連の融資制度の申込者は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は同項第4号に規定する特定中小企業者に該当する場合があります。この認定は、本融資制度利用の条件ではありませんが、通常の保証（保険）枠に加えて、別枠の保証（保険）枠を付与されるなどのメリットがありますので、あわせて申請することをお勧めします。なお、中小企業信用保険法第2条第5項第3号及び同項第4号の認定要件は、次のとおりです。なお、認定の対象となる災害及び地域並びに業種については、経済産業大臣が指定します。

- (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第3号（突発的災害（地域・業種）指定関係）の場合
次の各号に該当すること。

- ① 申請者が、中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において経済産業大臣の指定を受けた業種に属する事業を1年以上継続して行っていること。
- ② 中小企業信用保険法第2条第5項第3号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害その他の突発的に生じた事由（以下「災害等」といいます。）の発生に起因して、その事業についての当該災害等の影響を受けた後、原則として1カ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」といいます。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(2) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号（地域）の場合
次の各号に該当すること。

- ① 申請者が、中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域において1年以上継続して事業を行っていること。
- ② 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた災害等の発生に起因して、その事業についての当該災害等の影響を受けた後、原則として1ヵ月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」といいます。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヵ月間を含む3ヵ月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

6. 照会回答事例

Q 会社が火事で全焼しました。災害関連の融資の対象になりますか？

A 原則として、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）により「激甚災害」に指定された災害（火災）により損害を受けた場合のみ対象となります。

Q 災害関連の融資を受ける場合、資金用途は限定されますか？

A 激甚災害等に指定された災害及び災害救助法の適用を受けた災害によって、営業施設、商品等に損害を受けた企業が、事業の復旧に要する資金に限定されます。

Q り災証明を申請する場合の注意点は？

A 被害額及び借入必要額を明らかにする必要があります。やむを得ず被害額が特定できない場合でも、被害規模（例えば、被害を受けた建物の面積等）を明らかにする必要があります。

Q 個人事業主で事業所と居住地が異なります。り災証明の申請はどちらにするのですか？

A 事業所所在地の消防署などに申請してください。
（仙台市の場合、火災以外のり災証明申請先は各区役所・総合支所の固定資産税担当課です（火災の場合は消防署））

Q 災害関連の申込期限はありますか？

A 災害の事実が発生してから原則6ヵ月以内となります。

育成融資制度（経済変動対策資金／東日本大震災復興関連）

東日本大震災で被災した方や、東日本大震災に起因して、経営の安定に支障を生じている方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件を満たす法人（組合等を含む）や個人事業者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている方が対象となります。

- (1) 東日本大震災で直接的な被害（施設や設備、事業用資産の損壊等）を受けた方
- (2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「東日本大震災法」という。）第128条第1項第1号の認定を受けた方

※ 東日本大震災法の認定手続きについては、本ガイドブック編の「Ⅲ. 中小企業信用保険法等の認定について」をご参照ください。

2. 融資条件

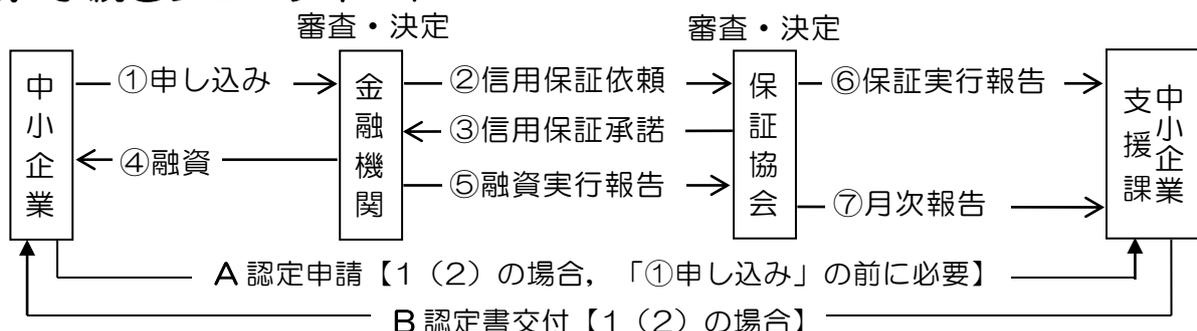
資金用途	運転資金又は設備資金
融資限度額	5,000万円
融資利率	年 1.3%
融資期間	運転資金・設備資金 15年以内（据置期間3年以内）
保証人及び担保	(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 (2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとします。
信用保証	信用保証協会の信用保証を必要とします。 保証料 年0.7%
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

申 込 書	<input type="checkbox"/> 仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金）申込書（第2号様式）
申し込みの都度 必要な書類	<input type="checkbox"/> り災証明書等（1.(1)に該当する場合） <input type="checkbox"/> 東日本大震災法第128条第1項第1号の規定による 認定申請書（1.(2)に該当する場合） <input type="checkbox"/> 東日本大震災の影響を要因として必要な資金である旨の理由書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照 <input type="checkbox"/> 見積書の写（設備資金の場合） <input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人 の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（N PO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法 人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の 氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）
場合により 必要な書類	(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来 している場合 <input type="checkbox"/> 申込人（企業）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、 ■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 <input type="checkbox"/> 最近2期分の決算書の写（法人の場合） (2) 初回又は変更があった場合 <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部 証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 定款の写（法人の場合） <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類 （固定資産課税台帳の写等） <input type="checkbox"/> 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

※ 必要書類と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

4. 手続きフローチャート



育成融資制度（経済変動対策資金／危機関連）

経済産業大臣が指定する、内外の金融秩序の混乱等の事象により発生した突発的な全国的信用収縮により、経営の安定に支障を生じている方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件を満たす法人（組合等を含む）や個人事業者のうち、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項（大規模経済危機、災害等による信用収縮）の認定を受けた方で、経営の安定に支障を生じている方が対象となります。

※ 中小企業信用保険法第2条第6項の認定手続きについては、本ガイドブック編の「Ⅲ. 中小企業信用保険法等の認定について」をご参照ください。

2. 融資条件

資金使途	運転資金又は設備資金
融資限度額	5,000万円
融資利率	年 1.3%
融資期間	運転資金・設備資金 10年以内（据置期間2年以内）
保証人及び担保	(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 (2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとします。
信用保証	信用保証協会の信用保証を必要とします。 保証料 保証協会所定（年0.8%以下）
返済方法	原則として元金均等返済とします。

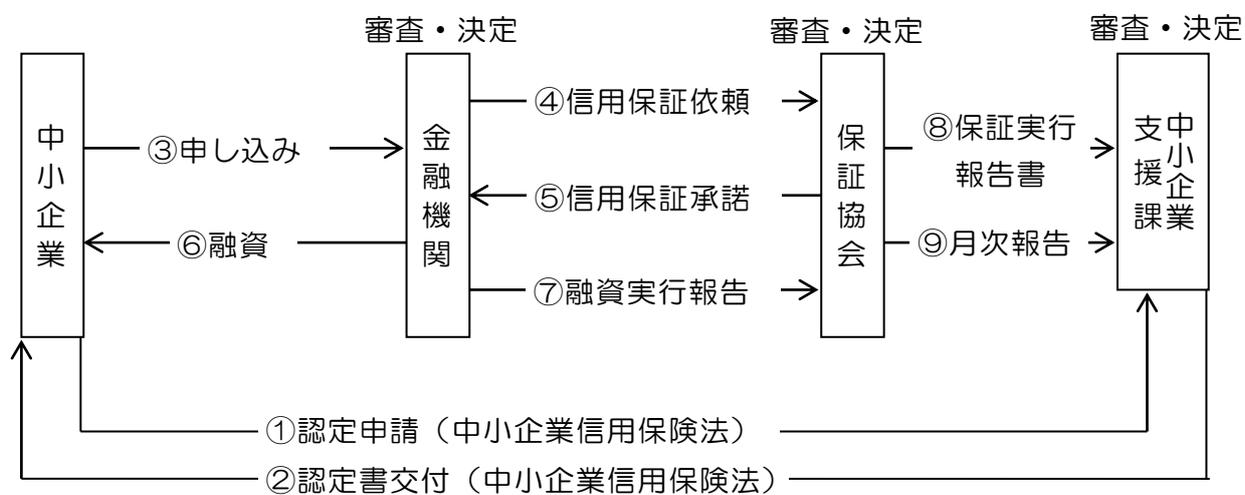
3. 申込書及び必要書類

申 込 書	<input type="checkbox"/> 仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金）申込書（第2号様式）
申し込みの都度 必要な書類	<input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照 <input type="checkbox"/> 見積書の写（設備資金の場合） <input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）
場 合 に よ り 必要な書類	<p>(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合</p> <input type="checkbox"/> 申込人（企業）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、 ■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 <input type="checkbox"/> 最近2期分の決算書の写（法人の場合）
	<p>(2) 初回又は変更があった場合</p> <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 定款の写（法人の場合） <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等） <input type="checkbox"/> 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

※ 必要書類と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

4. 手続きフローチャート

最初に中小企業信用保険法第2条第6項の認定手続が必要となります。



育成融資制度（経済変動対策資金/コスト負担軽減支援関連）

電気料金の値上げや原材料高により、一時的に業況が悪化して、経営の安定に支障を生じている方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件を満たす法人（組合等を含む）、個人のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じている方が対象となります。

- (1) 最近の経済環境の変化により、最近3ヵ月の電気料金が前年または前々年同期に比して増加し、かつ、最近3ヵ月の売上総利益率又は営業利益率が前年または前々年同期に比して低下し、経営の安定に支障を生じている方

※ 「最近3ヵ月」とは、例えば3月に申し込みを行う場合、3月以前の2月、1月、12月の3ヵ月が「最近3ヵ月」となりますが、会計処理期間を考慮して、3ヵ月までは遡及すること（この事例の場合、1月、12月、11月の3ヵ月、12月、11月、10月の3ヵ月、又は11月、10月、9月の3ヵ月）を認めます。

ただし、試算表等の関係書類が整っているにもかかわらず、低下率等が達していないなどの理由で、恣意的に遡って期間を設定することは出来ません。

なお、(2)原材料高における「最近3ヵ月」の取り扱いも同様です。

- (2) 最近の経済環境の変化により、最近3ヵ月の原材料費が前年または前々年同期に比して増加し、かつ、最近3ヵ月の売上総利益率又は営業利益率が前年または前々年同期に比して低下し、経営の安定に支障を生じている方

2. 融資条件

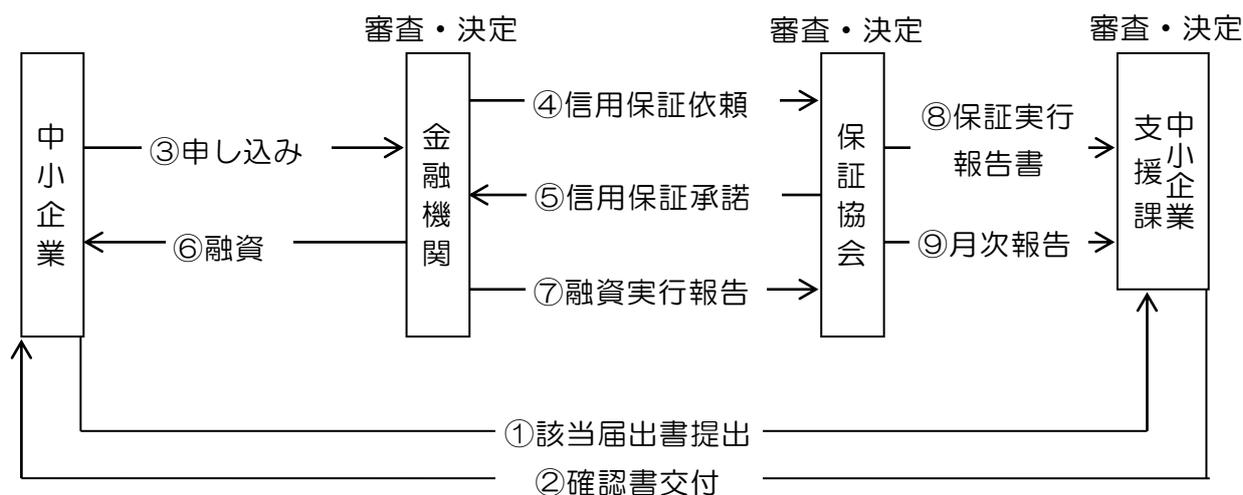
資金用途	運転資金（借換資金としては利用出来ません）
融資限度額	5,000万円
融資利率	年1.3%
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内）
保証人及び担保	(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 (2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとします。
信用保証	信用保証協会の信用保証を必要とします。 保証料率は宮城県信用保証協会所定とし、融資申込者毎に異なります。 詳しくは、宮城県信用保証協会にお問い合わせください。 ※本制度を利用した場合、当初支払った保証料について、1/2を仙台市が補給します。 （本ガイドブック編の「IV. 保証料補給について」参照）
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

申 込 書	<input type="checkbox"/> 仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金）申込書 （第2号の2様式）
申し込みの都度 必要な書類	<input type="checkbox"/> 経済変動対策資金 コスト負担軽減支援関連（電気料金値上げ）該当届出書兼確認書の写（1.(1)に該当する場合） <input type="checkbox"/> 経済変動対策資金 コスト負担軽減支援関連（原材料高）該当届出書兼確認書の写（1.(2)に該当する場合） <input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照 <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）
場合により 必要な書類	<p>(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合</p> <input type="checkbox"/> 申込人（企業）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、 ■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 <input type="checkbox"/> 最近2期分の決算書の写（法人の場合） <p>(2) 初回又は変更があった場合</p> <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 定款の写（法人の場合） <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等） <input type="checkbox"/> 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

※ 必要書類と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

4. 手続きフローチャート



5. 照会回答事例

Q 原材料費の対象はどのようなものですか？

A 製品の製造を目的として外部から買入れたもので、原料、材料、部分品、工場消耗品、消耗工具備品などが対象となります。

原油及び石油製品（揮発油、灯油、軽油、その他炭化水素油（重油）及び石油ガス（液化したものを含む）等）は、セーフティネット保証5号口に該当するため本資金の原材料費の対象となりません。

育成融資制度（経済変動対策資金／伴走支援関連）

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた中小企業者に対する早期の経営改善等を促すため、金融機関が中小企業者に継続的な伴走支援をすること等を条件に、自らをとりまく状況の分析等を行いながら、経営の安定や収益力改善に取り組む方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件を満たす法人（組合等を含む）や個人事業者のうち、次に掲げる要件に該当している方が対象となります。

- ◎ 次のいずれかに該当し、かつ経営行動に係る計画を策定した中小企業者。
 - (1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること
 - (2) 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること
 - (3) 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること
 - ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

2. 融資条件

資金使途	運転資金又は設備資金
融資限度額	8,000万円
融資利率	年 1.3%
融資期間	運転資金・設備資金 10年以内（据置期間5年以内）
保証人及び担保	<p>(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。</p> <p>(2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとします。</p>
信用保証	<p>信用保証協会の信用保証を必要とします。</p> <p>保証料</p> <p>1. (1) 及び (2) の場合 保証協会所定（年0.85%） ※このうち、0.65%に相当する額について、国が補助します。 【経営者保証免除対応の場合】保証協会所定（年1.05%） ※このうち、0.85%に相当する額について、国が補助します。</p> <p>1. (3) の場合 信用保証協会所定（年0.45～2.20%） ※このうち、0.25～1.05%に相当する額について、国が補助します。 【経営者保証免除対応の場合】保証協会所定（年0.65～2.40%） ※このうち、0.45～1.25%に相当する額について、国が補助します。</p> <p>詳しくは、宮城県信用保証協会にお問い合わせください。</p>
返済方法	原則として元金均等返済とします。

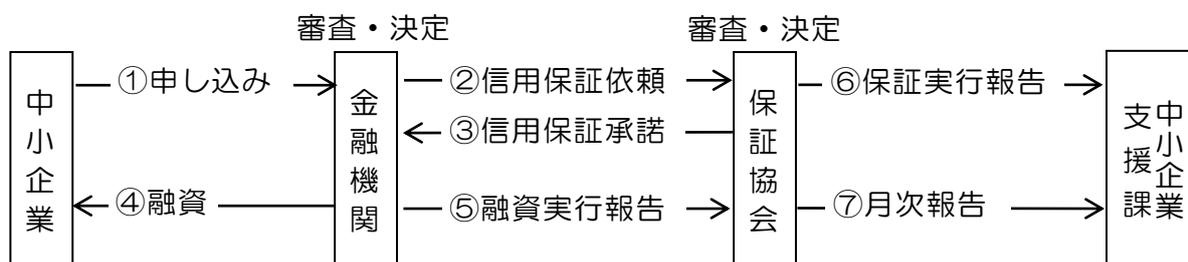
3. 申込書及び必要書類

<p>申 込 書</p>	<p><input type="checkbox"/> 仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金）申込書 （第2号様式）</p>
<p>申し込みの都度 必要な書類</p>	<p> <input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照 <input type="checkbox"/> 見積書の写（設備資金の場合） <input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 経営行動計画書 ※1.（1）の場合 <input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書 ※1.（2）の場合 <input type="checkbox"/> 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定書 ※1.（3）①の場合 <input type="checkbox"/> 売上高減少要件確認書 ※1.（3）② i～iii の場合 <input type="checkbox"/> 売上高総利益率減少要件確認書 ※1.（3）② iv～vi の場合 <input type="checkbox"/> 売上高営業利益率減少要件確認書 ※経営者保証免除対応の場合 <input type="checkbox"/> 経営者保証免除対応確認書 </p>

場合により必要な書類	<p>(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申込人（企業）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、 <input checked="" type="checkbox"/> 最近2期分の市県民税の申告書の控の写 <input type="checkbox"/> 最近2期分の決算書の写（法人の場合） <p>(2) 初回又は変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 定款の写（法人の場合） <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等） <input type="checkbox"/> 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）
------------	--

※ 必要書類と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

4. 手続きフローチャート



5. 照会回答事例

Q 令和2年2月1日から令和3年12月31日までに指定されていた危機指定期間内において危機関連融資を受けましたが、伴走支援関連による借換えは可能ですか。

A 可能です。但し、保証申込受付及び貸付実行どちらも危機指定期間内であることが必要です。

Q 創業間もない中小企業者も、本制度の利用は可能ですか。

A 創業後3か月以上1年1か月未満の中小企業者であって、1. 申し込みができる方のうち、(1), (2), (3) ①, ② i, ivのいずれかに該当すれば可能です。

なお、(3) ①については「前年同月の売上高」を「最近1か月間を含む最近3か月間の月平均売上高」に、② iについては「前年同月の売上高総利益率」を「最近1か月間を含む最近3か月間の売上高総利益率」に、ivについては「前年同月の売上高営業利益率」を「最近1か月間を含む最近3か月間の売上高営業利益率」に読み替えることとなります。

小口融資制度（小口零細資金）

市内に事業所又は店舗を設け、市内において営業実績があり、常時使用する従業員が20人以下（商業、サービス業は5人以下）の方等が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件のほか、次に掲げる要件に該当する方が対象となります。

- (1) 小規模企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第3項に該当する者。）であること。
- (2) 法人にあっては、本市の区域内に本店又は支店の登記をしていること。
- (3) 個人にあっては、県内の市町村へ住所に関する届出等をしていること。
- (4) 組合にあっては、本市の区域内に法人登記をしていること。
- (5) 協会（他協会を含む）の保証付き融資額が2,000万円未満であること。

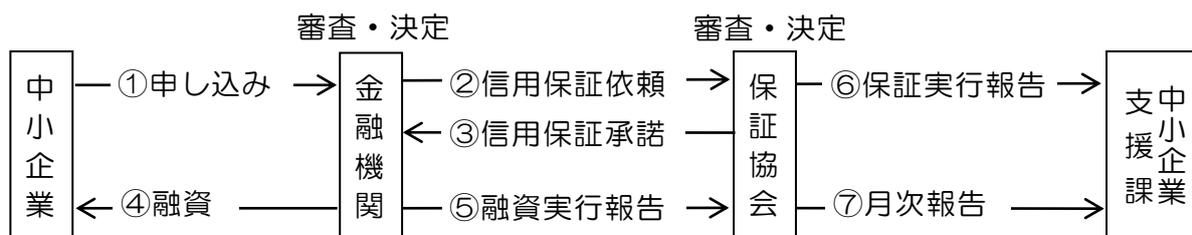
2. 融資条件

資金使途	運転資金又は設備資金
融資限度額	2,000万円（ただし、既存の協会（他協会を含む）保証付き融資残高がある場合は合計で2,000万円まで）
融資利率	1年以内 年 1.4% 1年超 年 1.8%
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間6ヵ月以内） 設備資金 7年以内（据置期間6ヵ月以内）
保証人及び担保	(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 (2) 担保は、原則として不要です。
信用保証	宮城県信用保証協会の、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を必要とします。 保証料率は宮城県信用保証協会所定とし、融資申込者毎に異なります。 詳しくは、宮城県信用保証協会にお問い合わせください。
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

<p>申 込 書</p>	<p><input type="checkbox"/> 仙台市小規模企業小口融資制度申込書（第1号様式）</p>
<p>申し込みの都度 必要な書類</p>	<p> <input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照 <input type="checkbox"/> 見積書の写（設備資金の場合） <input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合） </p>
<p>場合により 必要な書類</p>	<p> (1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合 <input type="checkbox"/> 申込人（企業）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、 ■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 融資の申込時点で、所得税又は市県民税の申告の期日が到来しない方については、 ■開業届の写及び■帳簿の写等 (2) 初回又は変更があった場合 <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 定款の写（法人の場合） <input type="checkbox"/> 申込人の所有不動産を証明できる書類（固定資産税課税台帳の写等） <input type="checkbox"/> 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合） </p>

4. 手続きフローチャート



5. 照会回答事例

Q 現在、宮城県信用保証協会の保証付融資の残高が500万円ありますが、新たに小口零細資金の申し込みはできますか？

A 申し込みは可能です。ただし、小口零細資金の融資限度額は他の保証付融資残高との合計で2,000万円までとなっていますので、この場合の小口零細資金の申込限度額は1,500万円までとなります。

Q 小口零細資金を借入し、残高がまだ1,000万円あります。しかし更に資金需要が発生し運転資金で新たに2,000万円必要になりました。振興資金の申し込みはできますか？

A 2,000万円申し込むことが可能です。ただし、2,000万円の振興資金融資を受けた場合、小口零細資金の返済が完了しても、振興資金など他の保証付融資残高が2,000万円を超えている間は、再度小口零細資金を利用することは出来ません。

Q 平成19年9月まであった制度融資「小口資金」で返済中のものが約50万円あります。運転資金が新たに必要となりましたが小口零細資金の申し込みはできますか？

A 「小口資金」は他の制度との併用が出来ませんので、小口資金の返済完了まで利用することができません。ただし、条件によっては借り換えにより小口零細資金の申し込みをする事が出来ます。（借り換えの条件については巻末のⅣ.照会回答事例集「融資条件について」7.資金用途についてのQ 借り換えのための申し込みは認められますか？を参照下さい）

地域産業活性化融資制度（競争力強化資金）

先端機器等を導入する方、物流近代化のために設備を導入する方、地場産業（製造業）を営む方で、経営の近代化や合理化を図るために設備投資を行う方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件のほか、次に掲げる要件のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 経営の近代化、合理化や生産性の向上等を図るために先端機器又は先端技術を利用した情報処理関連機器を導入する方〔先端技術導入関連〕
- (2) 物流近代化のために設備を導入する方〔物流近代化設備導入関連〕
- (3) 以下のいずれかの地場産業を営み、経営の近代化・合理化（新製品・新技術の開発、原材料の安定確保、販路開拓、生産力の増強、HACCP方式による衛生管理及び店舗の拡充等）を実施するにあたり必要となる施設・設備を導入する方〔ものづくり支援関連〕

※ 中小企業の事業協同組合等もご利用いただけます。

食料品製造業、飲料・飼料製造業、繊維工業製品製造業、衣服・その他の繊維製造業、木材・木製品製造業、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工製造業、出版・印刷・同関連製品製造業、化学工業製品製造業、石油製品・石炭製品製造業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、なめし皮・同製品・毛皮製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、精密機械器具製造業、その他の製品製造業

2. 融資条件

資金用途	設備資金
融資限度額	1億円
融資利率	年 1.0%
融資期間	設備資金 15年以内（据置期間3年以内）
保証人及び担保	融資を実行する金融機関が必要に応じて設定します。
信用保証	融資を実行する金融機関が必要に応じて設定します。 信用保証付きの場合の保証料率は宮城県信用保証協会所定とし、融資申込者毎に異なります。詳しくは、宮城県信用保証協会にお問い合わせください。
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

<p>申 込 書</p>	<p><input type="checkbox"/> 仙台市地域産業活性化融資制度申込書及びあっせん書交付依頼書 (第1号様式)</p>
<p>申し込みの都度 必要な書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照</p> <p><input type="checkbox"/> 見積書の写</p> <p><input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書（信用保証付の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 信用保証依頼書（信用保証付の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書（信用保証付の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）</p> <p>●先端技術導入関連の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 導入する機器の内容を説明する書類</p> <p>●物流近代化設備導入関連の場合</p> <p><input type="checkbox"/> 導入する機器の内容を説明する書類（物流近代化のための設備（貨物自動車は除きます。）を導入する場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画書（第2号様式）及び計画書の内容を証明する書類（貨物自動車を導入する場合）</p>

場 合 に よ り 必 要 な 書 類	<p>(1) 初回又は前回金融機関に提出した日以降決算が到来している場合</p> <p><input type="checkbox"/>最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、 ■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 融資の申込時点で、所得税又は市県民税の申告の期日が到来しない方については、■開業届の写及び■帳簿の写等</p> <p><input type="checkbox"/>最近2期分の決算書の写（法人の場合） 融資の申込時点で、決算の期日が到来しない方については、 ■開業から直近月までの試算表の写</p> <p><input type="checkbox"/>申込人（企業）概要（信用保証付の場合）</p> <p>(2) 初回又は変更があった場合</p> <p><input type="checkbox"/>申込人の印鑑証明書の写</p> <p><input type="checkbox"/>登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>定款の写（法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）</p>
------------------------	--

4. 資金使途、用語の定義について

◎ 「先端機器又は先端技術を利用した情報処理関連機器」とは、下記に定める設備で、1台又は1基の取得単価が160万円以上のもの又はこれに準ずる設備をいいます。

- | |
|---|
| <p>(1) 機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの</p> <p>(2) 事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資する次に掲げるいずれかのもので、1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの</p> <p>イ 測定工具及び検査工具</p> <p><input type="checkbox"/> 電子計算機</p> <p>ハ インターネットに接続されたデジタル複合機</p> <p>ニ 試験又は測定機器</p> <p>(3) ②に準ずるもの（当該事業年度の取得価額の合計額が120万円以上）で次に掲げるいずれかのもの</p> <p>イ 測定工具及び検査工具</p> <p><input type="checkbox"/> 電子計算機</p> <p>ハ 試験又は測定機器</p> <p>(4) ソフトウェア(複写して販売するための原本は除く)で次に掲げるいずれかのもの</p> <p>イ 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの</p> <p><input type="checkbox"/> その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの</p> <p>※ 対象機器の設置についての必要最小限の付帯工事を含む。</p> <p>※ いずれも最新モデル若しくは最新モデルに準ずるものに限る。</p> |
|---|

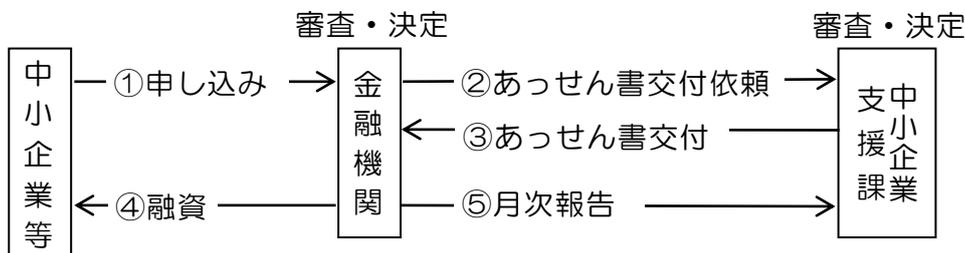
- ◎ 「物流近代化のための設備」とは、次に掲げるものとします。
- (1) 詰合せ、梱包、裁断、組立、加工その他の流通加工のための設備
(オートピッキングシステム、デジタルピッキングシステム、ピッキングカート、自動梱包機、自動ラベラー等)
 - (2) 集荷情報、貨物流通情報、入出荷情報、在庫情報その他の関連情報をコンピュータで処理するための設備
(コンピュータ及びその端末機、バーコードリーダー等)
 - (3) 荷捌き、配送、展示その他の流通機能の高度化に資するための設備
(立体自動倉庫、電動式移動ラック、パレタイザー、デジタルパレタイザー、自動仕分けコンベア、自動搬送システム、折り畳みコンテナ用機械、無人搬送車、無人フォークリフト、ドックレベラー、デッキレベラー、テーブルリフター等)
 - (4) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第31条各項の排出ガス規制に適合する車両で、最大積載量1トン以上のガソリン式貨物自動車又はディーゼル式貨物自動車

◎ 「経営の近代化又は合理化」の内容は、おおむね次の内容を含むものをいいます。

新製品開発・新技術開発・用途開発、原材料の安定確保、代替原材料の開発、デザインの研究開発、市場情報の把握、販路開発、宣伝活動、事業協業・共同化、生産力増強、経営多角化、従業員の研修・能力開発、福利厚生施設の充実、店舗拡充による販売力強化、合理化によるコスト削減、HACCP方式による衛生管理を実施するにあたり必要となる施設・設備の導入

5. 手続きフローチャート

中小企業支援課が交付するあっせん書が必要となります。
「申込書」及び「必要書類」一式を必ずご持参ください。



6. 照会回答事例

Q 以前、仙台経済成長資金を利用したことがあり、その融資残高が2千万円あります。今度、新たに大型の機械を導入するために資金を申し込みたいと考えています。貸付限度額はいくらになりますか？

A 地域産業活性化融資の貸付限度額は、各資金ごとに独立していません。従って、本事例の場合は、地域産業活性化融資の貸付限度額である1億円から融資残高の2千万円を差し引いた、残りの8千万円が限度額となります。なお、本制度の融資残高については、中小企業支援課までご照会ください。

Q 倉庫の建設は、競争力強化資金の対象となりますか？

A 流通加工設備、情報処理設備又は流通高度化設備を伴った倉庫を建設する場合は対象となります。具体的には、次のような設備をいいます。

流通加工設備 詰合せ、梱包、裁断、組立、加工その他の流通加工のための設備（オートピッキングシステム、デジタルピッキングシステム、ピッキングカート、自動梱包機、自動ラベラー等）

情報処理設備 集荷情報、貨物流通情報、入出荷情報、在庫情報その他関連情報をコンピュータで処理するための設備（コンピュータ及びその端末機、バーコードリーダー等）

流通高度化設備 荷捌き、配送、展示その他の流通機能の高度化に資する設備（立体自動倉庫、電動式移動ラック、パレタイザー、デジタルパレタイザー、自動仕分けコンベア、自動搬送システム、折り畳みコンテナ用機械、無人搬送車、無人フォークリフト、ドックレベラー、テーブルリフター等）

地域産業活性化融資制度（環境保全対応資金）

環境保全対応施設等を設置又は改善する方、地盤沈下対策を行う方などが対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件のほか、次に掲げる要件に該当する方が対象となります。

◎ 公害防止の促進、地盤沈下による被害施設の復旧等を図る方

※ 中小企業の事業協同組合等もご利用いただけます。

2. 融資条件

資金使途	設備資金 ※ 4.(10)土壌汚染の対策を図る場合は、運転資金（融資期間7年以内、据置期間 1年以内）も対象となります。
融資限度額	1億円
融資利率	年 1.0%
融資期間	設備資金 12年以内（据置期間1年以内）
保証人及び担保	融資を実行する金融機関が必要に応じて設定します。
信用保証	融資を実行する金融機関が必要に応じて設定します。 信用保証付きの場合の保証料率は宮城県信用保証協会所定とし、融資申込者毎に異なります。詳しくは、宮城県信用保証協会にお問い合わせください。
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

<p>申 込 書</p>	<p><input type="checkbox"/> 仙台市地域産業活性化融資制度申込書及びあっせん書交付依頼書 (第1号様式)</p>
<p>申し込みの都度 必要な書類</p>	<p><input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照</p> <p><input type="checkbox"/> 見積書の写</p> <p><input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書（信用保証付の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 信用保証依頼書（信用保証付の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書（信用保証付の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画認定申請書</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 公害防止施設、揚水設備改善関連の場合は（第3号様式） ◎ 地盤沈下による被害施設復旧関連の場合は（第4号様式） ◎ 公害防止のための改築関連の場合は（第5号様式） ◎ 公害防止のための移転関連の場合は（第6号様式） ◎ 土壌汚染対策関連の場合は（第7号様式） <p><input type="checkbox"/> 設置する施設又は導入する機器等の内容を説明する資料</p> <p><input type="checkbox"/> 事業計画認定書（第12号様式）</p>

場 合 に よ り 必 要 な 書 類	<p>(1) 初回又は前回金融機関に提出した日以降決算が到来している場合</p> <p><input type="checkbox"/>最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず，市県民税の申告をしている方については，<input checked="" type="checkbox"/>最近2期分の市県民税の申告書の控の写</p> <p><input type="checkbox"/>最近2期分の決算書の写（法人の場合） <input type="checkbox"/>申込人（企業）概要（信用保証付の場合）</p> <p>(2) 初回又は変更があった場合</p> <p><input type="checkbox"/>申込人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/>登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/>定款の写（法人の場合） <input type="checkbox"/>許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）</p>
------------------------	---

4. 資金使途，用語の定義について

◎イ 「環境保全対応」とは，次のいずれかに該当し，市長が適当と認めるものをいいます。

- (1) 中小企業信用保険法施行規則に規定する公害防止施設及びそれに附随する設備を設置若しくは改善すること。
- (2) (1)に準ずる環境保全対応施設を設置又は改善すること。
- (3) 工業用水法及び宮城県地盤沈下防止対策要綱の規定に基づき指定された市内の地域（以下「地盤沈下指定地域」といいます。）において，地下水の採取量を削減するため揚水設備を改善すること。
- (4) 地盤沈下指定地域内に有する工場又は事業場（地下水を利用しない工場又は事業場に限りません。）において，地盤沈下による被害施設の復旧を図ること。
- (5) 公害を防止するため市内の工場若しくは事業場を改築すること又は都市計画法に規定する市内の工業地域若しくは工業専用地域に移転すること。
- (6) 土壌汚染の対策を図るため，汚染状況の調査又は汚染の除却，拡散の防止その他必要な措置を講じること。

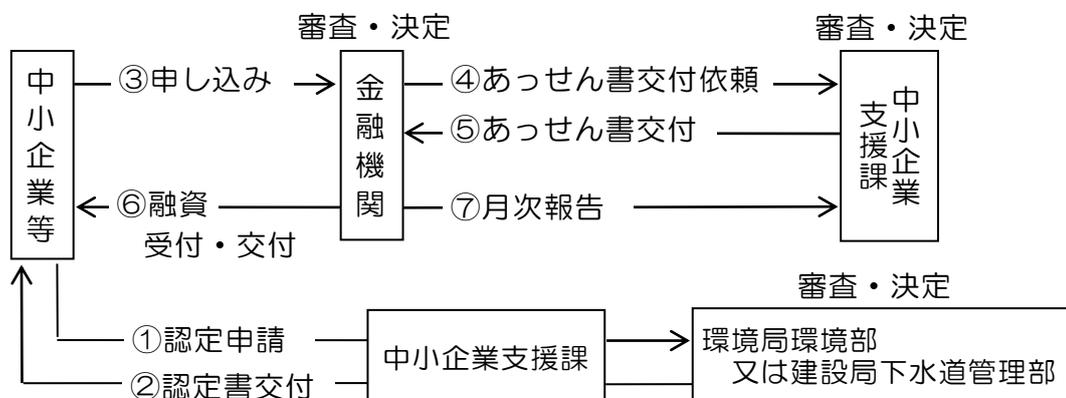
□ イ(4)又は(5)に該当する資金は，次に掲げるもののうち，市長が適当と認めるものをいいます。

- ① イ(4)に掲げることについては，次に掲げる資金とします。
 - a 被害施設の原型又は原機能の復旧に要する資金
 - b 沈下した工場又は事業場敷地に対する盛土造成に要する資金
 - c 建物を改築した場合は，改築前と同じ用途に供されるものであって，改築前の床面積相当までの建築に要する資金
 - d 復旧工事に伴い使用不能になる機械設備等の代替取得費。ただし，代替取得する機械設備等は現に使用しているものと同程度の製造能力等を有するものとし，既に法定対応年数を経過しているものについては対象となりません。

- ② イ(5)に掲げることについては、次に掲げる資金とします。
- a 建物については、改築前又は移転前と同じ用途に供するものであって、改築前又は移転前の建物の床面積の1.5倍までの建築又は取得に要する資金。ただし、小規模の建物（改築後又は移転後の床面積が330㎡以下のもの）については、それぞれの状況に応じて市長が認める床面積までの建築又は取得に要する資金
 - b 工場又は事業場の設置についての電気工事、給排水設備工事等事業を行うのに必要不可欠な付帯工事に要する資金
 - c 土地については、移転前と同じ用途に供するものであって、移転前の工場又は事業場の敷地面積の2倍までの取得及び造成に要する資金
 - d 現に使用している機械器具等を移転先において継続して使用するためのそれらの運搬、解体及び撤去に要する資金
 - e 移設によって使用不能となる機械器具等の代替取得費。ただし、代替取得する機械器具等は現に使用しているものと同程度の製造能力等を有するものとし、既に法定耐用年数を経過しているものについては対象となりません。
- ハ イに該当する場合においても、次のいずれかーに該当する場合は、融資の対象になりません。
- ① 設備等の老朽化、採取資源の枯渇、事業の拡張等、明らかに公害防止対策以外の要因が施設の改善及び移転等の主たる理由と認められる場合
 - ② 工場若しくは事業場の移転によって公害防止を図る場合においても、現在地において容易に公害防止が図られると認められる場合又は移転予定地の周辺的生活環境が現在と同程度若しくは近い将来において同程度となると認められる場合
 - ③ 公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）第61条第1項の規定による規制基準を遵守するため同条例第62条第1項ただし書の規定により音響機器を使用するために改善する場合

5. 手続きフローチャート

中小企業支援課が交付する認定書及びあっせん書が必要となります。「認定書」「申込書」及び「必要書類」一式を必ずご持参ください。
手続きの詳細につきましては、中小企業支援課までお問い合わせください。



6. 照会回答事例

Q 地域産業活性化融資制度要領 3.環境保全対応資金イ②中の①(中小企業信用保険法施行規則に規定する公害防止施設)に準ずる環境保全施設とはどのような設備ですか？

A 租税特別措置法の規定により、財務省告示で定めた公害防止の機械若しくはその他の設備などをいいます。

Q 環境保全対応資金における「土壌汚染対策」とは、具体的にどのような事業を指しますか？

A 原則として土壌汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)に規定する調査や措置を対象とします。具体的には、土壌汚染状況調査、汚染土壌の除去、地下水の水質測定、現位置封じ込め、遮水工封じ込め、現位置不溶化、不溶化埋め戻し、遮断工封じ込め、土壌入れ換え、盛土、舗装等を行うこととなっています。

※ 措置については、汚染状況や土地利用状況に応じて対策が異なります。

地域産業活性化融資制度（仙台経済成長資金）

震災からの事業の復興や産業集積などに取り組む方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件のほか、次に掲げる要件のいずれかに該当する方が対象となります。

- (1) 本市の区域内の復興産業集積区域内で復興特区制度の指定を受けた方〔復興特区関連〕
- (2) 本市企業立地促進助成制度の指定を受けた方〔企業立地促進助成関連〕
- (3) 国県市補助金の指定又は交付決定を受けた方で取扱い金融機関からつなぎ融資を借入する方〔つなぎ融資関連〕
- (4) 本市太白区秋保地域又は青葉区作並地域で観光又は集客のために施設を設置又は設備を導入する方〔秋保・作並地域関連〕
- (5) 緊急時対応のITシステムや非常食など防災・減災分野において事業に取り組む方で市長の認定を受けた方〔防災・減災分野関連〕
- (6) 国県市の補助を受けてアーケード等の公衆利便施設又は共同利用施設を設置又は修繕等をする方〔公衆利便施設関連〕
- (7) 東日本大震災事業者再生支援機構から債務の保証を受ける方又は同機構若しくは宮城産業復興機構の債権買取等の支援を受ける方〔債権買取支援関連〕
- (8) 公益財団法人仙台市産業振興事業団の支援を受け、健康福祉関連サービス・製品の企画、開発、販売等を行う方で市長の認定を受けた方、市内において健康福祉関連産業を営む方で新たに事業所の設置を行う等事業の拡大を図る方で市長の認定を受けた方〔健康福祉産業関連〕
- (9) 地場産業（製造業等）を営み、海外への輸出や販路拡大等を行おうとする方で市長の認定を受けた方、東北地域の農林漁業者の生産する農林水産物や加工品の海外への輸出や販路拡大等を支援する方で市長の認定を受けた方〔海外進出関連〕
- (10) 本市の区域内で農林水産物の生産、加工、流通、販売に一体的に取り組む方でこれらに必要な施設・設備を導入する方で市長の認定を受けた方、農林漁業者と連携して新商品やサービスの開発・生産を行う方で市長の認定を受けた方〔6次化・農商工連携関連〕
- (11) 市内で遊休不動産等をリノベーションし、まちの賑わいづくりに寄与する事業を行う方で市長の認定を受けた者〔リノベーションまちづくり推進関連〕
- (12) 市内で1年以上同一事業を継続している者で、これまで行ってきた業種と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種で事業を展開する方で市長の認定を受けた者のうち、次のいずれかに該当すること〔第二創業関連〕
 - イ 第二創業を行おうとする者
 - ロ 第二創業後5年を経過していない者
- (13) 次のイからロのいずれかに該当すること〔働き方改革推進関連〕
 - イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省が運営する「女性の活躍・両立支援総合サイト」内で公表している者。ただし、常時雇用する従業員数が301人以上の事業者は「えるぼし」認定を受けていること
 - ロ

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省が運営する「女性の活躍・両立支援総合サイト」内で公表している者。ただし、常時雇用する従業員数が101人以上の事業者は「くるみん認定」を受けていること
 - ハ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定企業」として認定を受けた者
- (14) 仙台「四方よし」企業大賞を受賞した者で受賞した年度の翌年度から3カ年度内の者
[仙台「四方よし」企業大賞関連]
- (15) 本市の区域内で省エネルギー・再生可能エネルギー、次世代自動車、余熱利用、その他地球温暖化防止のために必要と認められる設備や施設を導入もしくは特定フロン等以外を使用する設備へ転換する方で市長の認定を受けた方、温室効果ガス削減アクションプログラムに参加する方または優良緑化建築物認定制度により認定を受けた方 [杜の都・GX促進関連]

2. 融資条件

資金使途	運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資利率	年1.0%
融資期間	運転資金・設備資金 15年以内（据置期間3年以内）
保証人及び担保	融資を実行する金融機関が必要に応じて設定します。
信用保証	<p>融資を実行する金融機関が必要に応じて設定します。</p> <p>信用保証付きの場合の保証料率は宮城県信用保証協会又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構所定（債権買取支援関連のみ）とし、融資申込者毎に異なります。</p> <p>詳しくは、宮城県信用保証協会又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構にお問い合わせください。</p> <p>※1.(15)について、宮城県信用保証協会による信用保証付の場合、当初支払った保証料について、1/2を仙台市が補給します。 （本ガイドブック編の「IV. 保証料補給について」参照）</p>
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

<p>申 込 書</p>	<p><input type="checkbox"/>仙台市地域産業活性化融資制度申込書及びあっせん書交付依頼書 (第1号様式)</p>
<p>申し込みの都度 必要な書類</p>	<p><input type="checkbox"/>申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照</p> <p><input type="checkbox"/>見積書の写</p> <p><input type="checkbox"/>工事概況表の写（建設業の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>信用保証委託申込書（信用保証付の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>信用保証依頼書（信用保証付の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>信用保証委託契約書（信用保証付の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合）</p> <p><input type="checkbox"/>特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）</p> <p>●復興特区関連の場合 <input type="checkbox"/>復興特区の指定書の写</p> <p>●企業立地促進助成関連の場合 <input type="checkbox"/>本市企業立地促進助成金制度の交付指定通知の写</p> <p>●つなぎ融資関連の場合 <input type="checkbox"/>グループ補助金等の指定又は交付決定通知の写</p> <p>●秋保・作並地域関連 <input type="checkbox"/>設置する施設又は導入する設備等の内容を説明する資料</p> <p>●防災・減災分野関連の場合 <input type="checkbox"/>事業計画認定申請書（第8号様式） <input type="checkbox"/>事業計画認定書（第12号様式）</p> <p>●公衆利便施設関連の場合 <input type="checkbox"/>事業計画書（第9号様式）</p> <p>●債権買取支援関連 <input type="checkbox"/>機構が決定した債権買取支援決定を示す書類の写</p> <p>●健康福祉産業関連の場合 <input type="checkbox"/>事業計画認定申請書（第10号様式） <input type="checkbox"/>事業計画認定書（第12号様式）</p> <p>●海外進出関連の場合 <input type="checkbox"/>事業計画認定申請書（第10号様式） <input type="checkbox"/>事業計画認定書（第12号様式）</p>

<p>申し込みの都度 必要な書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●6次化・農商工連携関連の場合 <ul style="list-style-type: none"> □事業計画認定申請書（第10号様式） □事業計画認定書（第12号様式） ●リノベーションまちづくり推進関連の場合 <ul style="list-style-type: none"> □事業計画認定申請書（第10号様式） □事業計画認定書（第12号様式） ●第二創業関連の場合 <ul style="list-style-type: none"> □事業計画認定申請書（第8号様式） □事業計画認定書（第12号様式） ●働き方改革推進関連の場合 <ul style="list-style-type: none"> □要件に該当することが公表資料から明らかでない場合，要件に該当することを明らかにする書類 ●仙台「四方よし」企業大賞関連の場合 <ul style="list-style-type: none"> □受賞決定通知書の写し又は表彰状の写し ●杜の都・GX促進関連の場合 <ul style="list-style-type: none"> ※温室効果ガス削減アクションプログラムに参加されている方 <ul style="list-style-type: none"> □事業者温室効果ガス削減計画書の写し（環境局受領印が確認できるもの） ※優良緑化建築物認定制度により認定を受けた方 <ul style="list-style-type: none"> □認定書の写し ※上記以外 <ul style="list-style-type: none"> □事業計画認定申請書（第11号様式） □設置する施設又は導入する設備等の内容を説明する資料 □事業計画認定書（第12号様式）
<p>場合により 必要な書類</p>	<p>(1) 初回又は前回金融機関に提出した日以降決算が到来している場合</p> <ul style="list-style-type: none"> □最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） <ul style="list-style-type: none"> 所得税の申告をせず，市県民税の申告をしている方については， <ul style="list-style-type: none"> ■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 融資の申込時点で，所得税又は市県民税の申告の期日が到来しない方については， <ul style="list-style-type: none"> ■開業届の写及び■帳簿の写等 □最近2期分の決算書の写（法人の場合） <ul style="list-style-type: none"> 融資の申込時点で，決算の期日が到来しない方については， <ul style="list-style-type: none"> ■開業から直近月までの試算表の写 □申込人（企業）概要（信用保証付の場合） <p>(2) 初回又は変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> □申込人の印鑑証明書の写 □登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） □定款の写（法人の場合） □許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

4. 資金使途、用語の定義について

◆ 復興特区関連について

(1) 本市の区域内とは？

東日本大震災復興特別区域法第4条第2項第4号イに定める区域とします。

(2) 指定を受けた者とは？

同法第37条第1項，同法第38条第1項，同法第39条第1項及び同法第40条第1項に規定する指定事業者とします。

◆ 企業立地促進助成関連について

◎ 企業立地促進助成制度とは次の制度とします。

(1) 製造業立地促進助成制度

(2) 研究開発施設立地促進助成制度

(3) 特定コールセンター立地促進助成制度

(4) ソフトウェア業・デジタルコンテンツ業・データセンター立地促進助成制度

(5) 特定物流業立地促進助成制度

(6) 広域集客型産業立地促進助成制度

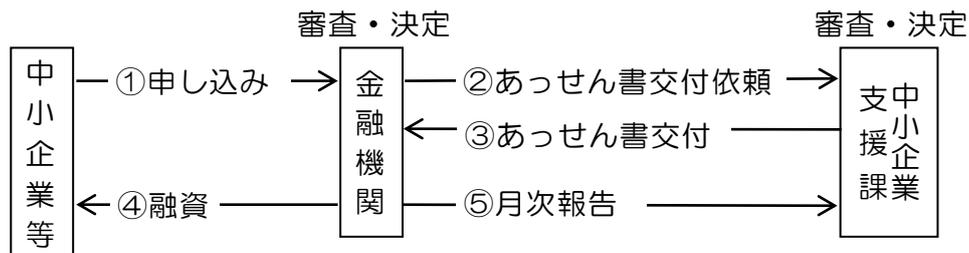
(7) 本社機能及びバックオフィス等立地促進助成制度

(8) 蒲生北部地区事業所立地促進助成制度

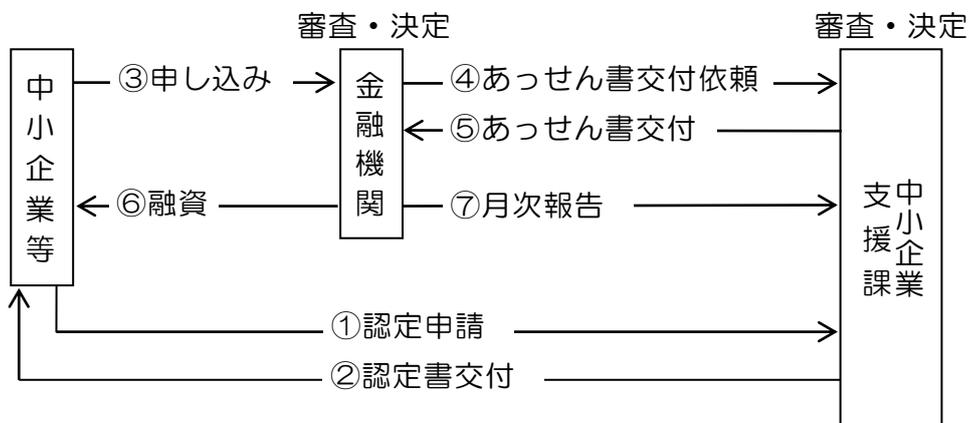
5. 手続きフローチャート

中小企業支援課が交付するあっせん書が必要となります。
「申込書」及び「必要書類」一式を必ずご持参ください。

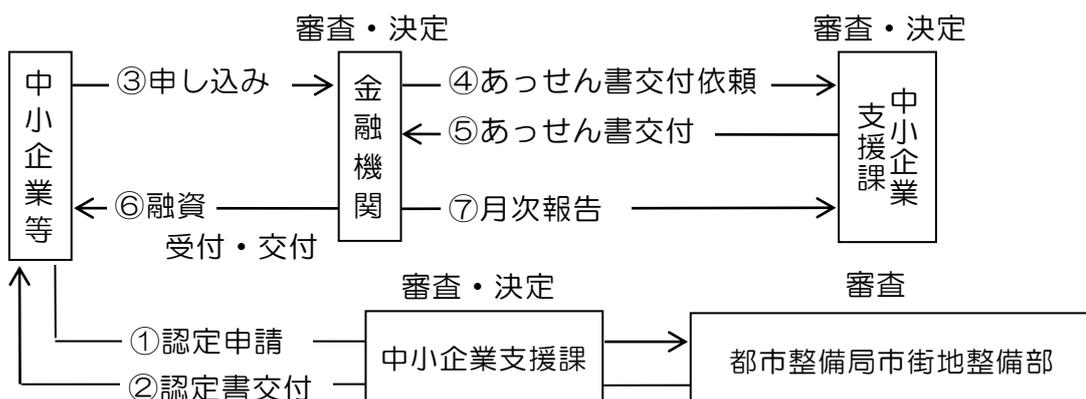
- (1) 復興特区関連，企業立地促進助成関連，つなぎ融資関連，秋保・作並地域関連，公衆利便施設関連，債権買取支援関連，働き方改革推進関連，仙台「四方よし」企業大賞関連及び杜の都・GX促進関連（アクションプログラム参加者，優良緑化建築物認定制度認定者）の手続き



- (2) 防災・減災分野関連，健康福祉産業関連，海外進出関連，6次化・農商工連携関連，第二創業関連及び杜の都・GX促進関連（アクションプログラム参加者，優良緑化建築物認定制度認定者以外）の手続き



- (3) リノベーションまちづくり推進関連の手続き



6. 照会回答事例

Q 秋保・作並地域関連において、秋保・作並地域とは具体的にどこですか？

A 中小企業支援課までお問い合わせください。

Q 公衆利便施設関連において、商店街振興組合は申込みの対象となりますか？

A 商店街振興組合は事業協同組合等に含まれるため、対象となります。

Q アパート経営をしていますが、リフォームするために必要な資金の融資を受ける際にリノベーションまちづくり推進関連の対象になりますか？

A 単に修繕(現状回復)を行う事業は対象外です。また、リノベーションを行う場合でも、まちの賑わいに寄与する事業である必要があります。

Q 空き倉庫をリノベーションしてコワーキングスペースとカフェを経営したいと考えています。リノベーションまちづくり推進関連の対象になりますか？

A 要件に該当すると考えられますが、事業計画認定書やその他の資料を確認させていただいたうえで判断をすることとなります。事業の構想段階で構いませんので早めに中小企業支援課へご相談ください。

Q 省エネルギー・再生可能エネルギー設備、施設とはどのようなものですか？

A 省エネルギー設備は、LED照明や有機EL照明、高輝度誘導灯など、従来の白熱灯や蛍光灯よりも発光効率の良い照明器具や省エネ型空調設備、高効率ヒートポンプ、高効率ボイラ、コージェネレーションシステム、ビルエネルギー管理システム（BEMS）や工場エネルギー管理システム（FEMS）など、既存の設備と更新することによってエネルギー使用量の削減を図れる設備を指します。また、事業用建物の消費エネルギーを削減する目的での設備の設置、改修や新築工事なども含まれます。

再生可能エネルギー設備は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」第2条第4項に規定している太陽光、風力、水力、地熱などの再生可能エネルギー源から電力を供給する設備やこれに附随する蓄電池、太陽熱を利用して温水や温風を作り給湯や冷暖房に利用する設備、これらの設備を設置することに伴う事業用建物の改修工事などを指します。

ただし、再生可能エネルギー設備に該当しても、屋根貸し等により賃料を得る場合は対象となりません。

そのほか、「中小企業信用保険法施行規則」別表第二に規定する施設（エネルギーの使用の合理化に資する施設、非化石エネルギーを使用する施設）及びそれに準ずる施設が対象となります。

Q 杜の都・GX促進関連の対象となる「次世代自動車」とは、具体的にはどのような車両のことですか？

A 電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車及びプラグインハイブリッド自動車をいいます。

新事業創出支援融資制度（起業家支援資金）

新たに創業する方や創業後5年を経過していない方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件のほか、次に掲げる要件に該当する方が対象となります。

- (1) 事業を行うに当たって、詳細かつ実効性のある事業計画が策定され、これを実施する経営能力を有すること。
- (2) 原則として、事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- (3) 許認可等を必要とする事業については、その取得状況が客観的に明らかであること。
- (4) 次のイ又はロのいずれかーに該当すること。

イ 創業・再挑戦関連保証の対象となる者

① 創業を行おうとする者

- i 事業を営んでいない個人が、1ヵ月以内（ただし、市町村の創業支援計画に定める認定特定創業支援等事業の支援を受け、市町村長の証明を受けた場合は6ヵ月以内）に新たに事業を開始すること。
- ii 事業を営んでいない個人が、2ヵ月以内（ただし、市町村の創業支援計画に定める認定特定創業支援等事業の支援を受け、市町村長の証明を受けた場合は6ヵ月以内）に新たに会社を設立すること。
- iii 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して営業し、かつ、新たに会社を設立（以下「分社化」といいます。）すること。

② 創業後5年を経過していない方

- i 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日から5年を経過していないこと。
- ii 事業を営んでいない個人により設立された会社が、その設立の日から5年を経過していないこと。
- iii 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して営業し、かつ、新たに分社化した会社が、その設立の日から5年を経過していないこと。
- iv 事業を営んでいない個人が開始した事業の全部又は一部を、当該個人が新たに設立した会社に譲渡により承継させる場合であって、当該個人が事業を開始した日から5年を経過していないこと。

ロ スタートアップ創出促進保証の対象となる者

※保証申込受付時点において税務申告1期末終了の创业者にあっては、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していることが条件となります。

① 創業を行おうとする者

- i 事業を営んでいない個人が、2ヵ月以内（ただし、市町村の創業支援計画に定める認定特定創業支援等事業の支援を受け、市町村の証明を受けた場合は6ヵ月以内）に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有すること。

ii 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して営業し、かつ、新たに分社化した会社が、事業を開始する具体的計画を有すること。

② 創業後5年を経過していない方

i 事業を営んでいない個人により設立された会社が、その設立の日から5年を経過していないこと。

ii 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して営業し、かつ、新たに分社化した会社が、その設立の日から5年を経過していないこと。

iii 事業を営んでいない個人が開始した事業の全部又は一部を、当該個人が新たに設立した会社に譲渡により承継させる場合であって、当該個人が事業を開始した日から5年を経過していないこと。

2. 融資条件

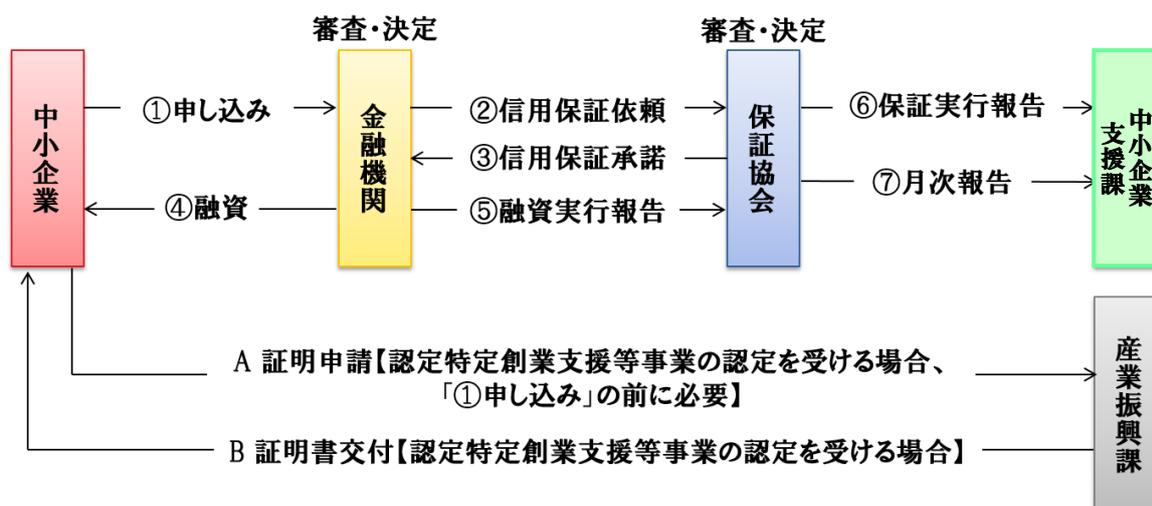
資金用途	運転資金又は設備資金
融資限度額	3,500万円
融資利率	年 1.0%
融資期間	運転資金・設備資金 10年以内（据置期間1年以内） ※スタートアップ創出促進保証の場合、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は3年以内の据置期間を設けることが可能です。
保証人	【創業・再挑戦関連保証の場合】 必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 【スタートアップ創出促進保証の場合】 不要
担保	不要
信用保証	信用保証協会の信用保証を必要とします。 【創業・再挑戦関連保証の場合】保証料 年 0.7% 【スタートアップ創出促進保証の場合】保証料 年 0.9% ※本制度を利用した場合、当初支払った保証料について、1/2を仙台市が補給します。 （本ガイドブック編の「IV. 保証料補給について」参照）
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

申 込 書	<input type="checkbox"/> 仙台市新事業創出支援融資制度（起業家支援資金）申込書（第1号様式）
申し込みの都度必要な書類	<input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 創業・再挑戦計画書 ※創業・再挑戦関連保証（1.(4)イ①「創業を行おうとする方」に該当する場合） <input type="checkbox"/> 創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用） ※スタートアップ創出促進保証の場合 <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照 <input type="checkbox"/> 見積書の写（設備資金の場合） <input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合）
場合により必要な書類	(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合 <input type="checkbox"/> 申込人（企業）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず、市県民税の申告をしている方については、 <input checked="" type="checkbox"/> 最近2期分の市県民税の申告書の控の写 融資の申込時点で、所得税又は市県民税の申告の期日が到来しない方については、 <input checked="" type="checkbox"/> 開業届の写及び <input checked="" type="checkbox"/> 帳簿の写等 <input type="checkbox"/> 最近2期分の決算書の写（法人の場合） 融資の申込時点で、決算の期日が到来していない方については、 <input checked="" type="checkbox"/> 開業から直近月までの試算表の写
場合により必要な書類	(2) 初回又は変更があった場合 <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） <input type="checkbox"/> 定款の写（法人の場合） <input type="checkbox"/> 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等） <input type="checkbox"/> 許認可証等の写又は取得見込みを証するもの（許認可等を必要とする業種の場合） (3) 1.イ① i～ii, <input type="checkbox"/> ① i のただし書きに該当する場合 <input type="checkbox"/> 市町村の認定特定創業支援等事業を受けたことに関する証明書

4. 手続きフローチャート

※1.イ①②を申し込む場合



5. 照会回答事例

Q 事業を営んでいない個人が、新たに法人を設立して創業を行おうとする場合、新会社設立のための資本金は融資の対象となりますか？

A 融資の対象にはなりません。また、個人が会社を設立して事業を開始した場合には、当該個人が会社設立及び事業開始に係る借入債務を会社に免責的に引き受けさせることとなります。

Q 現在会社に勤務していますが、退職して2ヵ月以内に会社を設立しようと考えています。
退職後でなければ、起業家支援資金を申し込むことができますか？

A 法人の代表者を除き、勤務についての制限はありませんので申し込みをすることができます。（事業に着手していることが客観的に明らかである必要があります。）

なお、法人の代表者は申し込むことができませんが、退任または廃業後、一定期間（おおむね3ヵ月程度）を経過すれば申し込みをすることができます。

Q 分社化により設立される会社の出資者の構成に何か制限はありますか？

A 何ら制限はありません。ただし、下記「①」又は「②かつ③」に該当する場合は、分社化や共同会社の設立に当たりませんので注意が必要です。

- ① 親会社が事業を継続していない場合
- ② 子会社への親会社の出資比率が著しく低い場合
- ③ 親会社の資金以外の経営資源（人材—取締役の半数以上が親会社からの出向者又は元社員，設備等有形無形固定資産，商号の一部使用等）を活用していない場合

Q サラリーマンをしていましたが、退職して会社（法人）を設立しました。決算期がまだ到来していないため法人の「市税の滞納がないことの証明書」が提出できませんが、この場合はどのような書類が必要となりますか？

A 代表者（個人）の「市税の滞納がないことの証明書」を提出してください。

新事業創出支援融資制度（創造的産業支援資金）

新製品、新技術の研究開発・事業化や新たなサービス、需要の開拓を予定している方が対象です。

1. 申し込みができる方

基本的要件のほか、次に掲げる要件に該当する方が対象となります。

- (1) 事業を行うに当たって、詳細かつ実効性のある事業計画が策定され、これを実施する経営能力を有すること。
- (2) 事業の用に供する店舗を有する等、事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- (3) 許認可等を必要とする事業については、その取得状況が客観的に明らかであること。
- (4) 次のイ又はロのいずれかに該当し、市長の認定を受けていること。

イ 情報・デザイン関連分野その他の新分野の開拓や成長が期待できる事業を開始又は開始してから10年以内であること。

- | |
|---|
| ① 融資申込時点で以下に定める市内インキュベーション施設等に入居している方で、市内で事業化を図る方 |
|---|

名称	運営主体
東北大学連携ビジネスインキュベータ(T-Biz)	(独)中小企業基盤整備機構東北支部
TRUNK-CREATIVE OFFICE SHARING	協同組合仙台卸商センター
Incubation Center FLight	仙台印刷工業団地協同組合
INTILAQ東北イノベーションセンター	(一社)IMPACT Foundation Japan

ロ ノウハウ又は技術などをもとにして、新製品、新技術の研究開発や事業化を図ること。

- | |
|---|
| ① 仙台市又は仙台市内の起業支援団体等が主催するビジネスプランコンテスト等の受賞者で、受賞した事業により市内で事業化を図るもの |
| ② 特許法（昭和34年法律第121号）第66条第1項による特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）第14条第1項による登録（同法第12条に規定する実用新案技術評価において、6（特に関連する先行技術文献を発見できない。）の評価を受けている方に限ります。）、意匠法（昭和34年法律第125号）第20条第1項による登録を有し、これらを活用して商品等の生産・販売等を行おうとする方ただし、創業してから5年以内の方に限ります。 |

- ※ この場合においては、公的研究機関等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは国若しくは地方公共団体の設置する研究機関又は国若しくは地方公共団体が出資する民法第34条に規定する公益団体若しくはその他市長が特に認める団体をいいます。）若しくは産学連携支援機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第12条第1項の規定に基づく認定事業者その他市長が特に認める団体をいいます。）又は他人から特許権等の供与を受けて行った技術等を活かして事業を行う場合も対象とします。
- ③ 宮城県信用保証協会の新事業認定審査会の認定を受けて事業を行う方
 - ④ 国又は地方公共団体の技術開発についての補助金の交付を受けて開発した技術を利用して事業を行う方
 - ⑤ 国立試験研究機関、公設試験研究機関又はこれらの機関に準じる公的機関等により技術若しくはノウハウ等の面で新規性を有する旨の確認を得た事業を行う方、表彰若しくは著しい改善があったとして推薦を受けて事業を行う方又は技術移転を受けて事業を行う方
 - ⑥ その他市長が特に認めた方

2. 融資条件

資金用途	運転資金又は設備資金
融資限度額	3,000万円
融資利率	年 1.0%
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間2年以内） 設備資金 10年以内（据置期間2年以内）
保証人	必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。
担保	不要（ただし、融資対象が不動産の場合は、原則として担保を徴求します。）
信用保証	信用保証協会の信用保証を必要とします。 保証料率は宮城県信用保証協会所定とし、融資申込者毎に異なります。 詳しくは、宮城県信用保証協会にお問い合わせください。
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

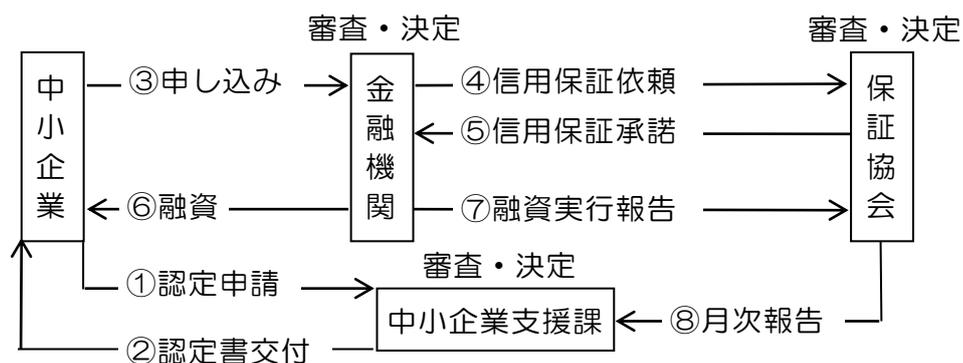
申 込 書	<input type="checkbox"/> 仙台市新事業創出支援融資制度（創造的産業支援資金）申込書（第2号様式）
申し込みの都度必要な書類	<input type="checkbox"/> 仙台市新事業創出支援融資制度（創造的産業支援資金）事業計画書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 仙台市新事業創出支援融資制度（創造的産業支援資金）認定申請書及び認定書（第4号様式）※2通必要です。 <input type="checkbox"/> 特許証の写等，ノウハウや技術を有することを証する書類（1(4)□「ノウハウ又は技術などをもとにして，新製品，新技術の研究開発若しくは事業化を図ること」に該当する場合） <input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人の「市税の滞納がないことの証明書」 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については，3ページ参照 <input type="checkbox"/> 見積書の写（設備資金の場合） <input type="checkbox"/> 工事概況表の写（建設業の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合） <input type="checkbox"/> 特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）
場合により必要な書類	(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合 <input type="checkbox"/> 申込人（企業）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合） 所得税の申告をせず，市県民税の申告をしている方については， ■最近2期分の市県民税の申告書の控の写 融資の申込時点で，所得税又は市県民税の申告の期日が到来しない方については， ■開業届の写及び■帳簿の写等 <input type="checkbox"/> 最近2期分の決算書の写（法人の場合） 融資の申込時点で，決算の期日が到来していない方については， ■開業から直近月までの試算表の写

場合により 必要な書類	<p>(2) 初回又は変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 申込者及び保証人の印鑑証明書の写 □ 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合） □ 定款の場合（法人の場合） □ 申込者及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等） □ 許認可証等の写又は取得見込みを証するもの（許認可等を必要とする業種の場合）
----------------	---

4. 手続きフローチャート

中小企業支援課が交付する認定書が必要となります。「申込書」「認定書」及び「必要書類」一式を必ずご持参ください。

手続きの詳細につきましては、中小企業支援課までお問い合わせください。



5. 照会回答事例

Q 創造的産業支援融資の資金使途に制限はありますか？

A 資金使途に特に制限は設けていません。従って、直接事業経営に必要な資金であれば対象となりますが、事例的に記載すると次のようなものが挙げられます。

- (1) 試験研究，研究開発，商品試作に要する費用
- (2) 市場調査，市場開拓費
- (3) 原材料費
- (4) 人材養成費
- (5) 技術指導費
- (6) 施設試作，設置費
- (7) 事業化に必要な建物，構築物の購入に要する費用

Q 県外に法人登記をしている企業も、仙台市に支店登記をしていれば、創造的産業支援融資の対象になりますか？

A 仙台市に支店登記をし、かつ、仙台市内で客観的に見て事業に着手していることが明らかな場合は対象になります。

Q 「他人からの特許権等の供与を受けて事業を行う」場合とは？

A 大学の教授や公的研究機関の職員（退官又は退職後を含みます。）等の特許権等を利用して事業化を図ることです。この場合は特許権等を有する方の使用承諾の書面（写）が必要となります。

Q 新事業創出支援融資（創造的産業支援資金）の対象者に「その他市長が特に認めたもの」という規定がありますが、具体的にはどのようなケースが該当しますか？

A 「特許法による特許権，実用新案法による登録，意匠法による登録を有し，これらを活用して商品等の生産・販売等を行おうとする」場合は，創業してから5年以内のものに限り，本制度の利用を認めておりますが，創業してから5年を経過している場合であっても，新規性を有する事業を行っているとした場合に該当します。

仙台市社会起業家支援特区保証融資制度（社会起業家支援特別資金）

社会的課題の解決に取り組む一般社団法人及び一般財団法人が対象です。

1. 申し込みができる方

一般社団法人及び一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）であって、次に掲げる要件に該当する方が対象となります。

- (1) 本市の区域内に事業所を有すること
- (2) 本市の区域内に登記をしていること
- (3) 原則として市税を滞納していないこと
- (4) 信用保証協会に対し求償権債務が残っていないこと
- (5) 金融機関の取引停止処分を受けていないこと
- (6) 宮城県信用保証協会の信用保証の対象となる者であること
- (7) 事業を行うに当たって、詳細かつ実効性のある事業計画が策定され、これを実施する経営能力を有していること
- (8) 原則として、既に事業に着手していることが客観的に明らかであること
- (9) 許認可等を必要とする事業については、その取得状況が客観的に明らかであること
- (10) 市内で社会的課題の解決を図る事業を実施する者で市長の認定を受けた者

2. 融資条件

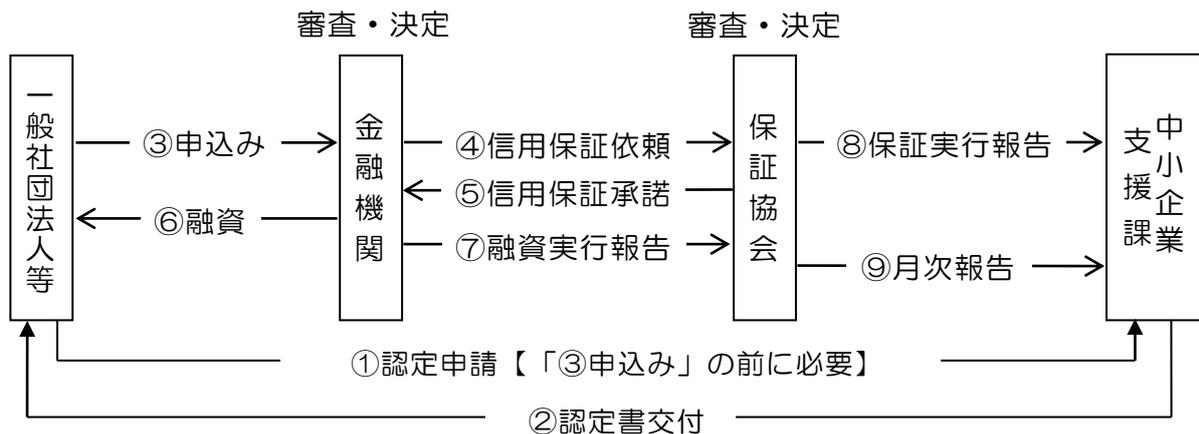
資金用途	運転資金又は設備資金
融資限度額	5,000万円
融資利率	年 1.0%
融資期間	運転資金 7年以内（据置期間1年以内） 設備資金 10年以内（据置期間1年以内）
保証人及び担保	(1) 保証人は、必要に応じて徴求します。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しません。 (2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとします。
信用保証	信用保証協会の信用保証を必要とします。 保証料率は1.14%となります。 なお、担保の提供がある場合には0.1%割り引きます。
返済方法	原則として元金均等返済とします。

3. 申込書及び必要書類

申 込 書	□仙台市社会起業家支援特区保証融資制度申込書（第1号様式）
申し込みの都度 必要な書類	<input type="checkbox"/> 仙台市社会起業家支援特区保証融資制度事業計画書（第2号様式） <input type="checkbox"/> 仙台市社会起業家支援特区保証融資制度認定申請書及び認定書（第3号様式） <input type="checkbox"/> 信用保証委託申込書 <input type="checkbox"/> 信用保証依頼書 <input type="checkbox"/> 信用保証委託契約書 <input type="checkbox"/> 申込人の市税の滞納がないことの証明書 ※市税の徴収の猶予が認められた者及び分納者については、3ページ参照 <input type="checkbox"/> 見積書の写（設備資金の場合）
場合により 必要な書類	(1) 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合 <input type="checkbox"/> 申込人（法人）概要 <input type="checkbox"/> 最近2期分の決算書の写 融資の申込時点で、決算の期日が到来しないものについては、 <input checked="" type="checkbox"/> 開業から直近月までの試算表の写 (2) 初回又は変更があった場合 <input type="checkbox"/> 申込人の印鑑証明書の写 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書 <input type="checkbox"/> 定款の写 <input type="checkbox"/> 申込人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等） <input type="checkbox"/> 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

※ その他、必要書類と認められる書類がある場合は、追加で提出していただくことがあります。

4. 手続きフローチャート



Ⅲ. 中小企業信用保険法等の認定について

中小企業信用保険法等の認定について

中小企業信用保険法第2条第5項、第6項及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（以下「東日本大震災法」という。）の経済産業省関係規定の施行に関する政令第2条の規定により、認定に関する業務は、市（町村）長が行うこととされています。

1. 認定による効果について

法に規定する要件（下記参照）に該当し、市長の認定を受けると、経営の安定に支障を生じている中小企業者に、通常の保証（保険）枠（2億8,000万円）に加えて別枠の保証（保険）枠が付与されます。

- ・直接被害を受けた中小企業者に加えて、全国的な震災被害対策として、3階建ての信用保証枠を用意。
- ・一般保証とは別枠で、セーフティネット保証、災害関連保証とあわせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで利用が可能。

↑ 無担保 8千万円 最大 2億8千万円 ↓	<p>○東日本大震災復興緊急保証（法律により新設）</p> <p>①対象：震災被害により、経営に支障を来している次の中小企業者等 ア．特定被災区域内で今般の地震・津波等により直接又は間接被害を受けた方 イ．原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の方 ウ．特定被災区域外で特定被災区域内の事業者との取引関係により被害を受けた方等 ※特定被災区域：東日本財特法第2条第3項に規定する区域（岩手県、宮城県、福島県の全域、青森県、茨城県、栃木県、千葉県、新潟県、長野県の一部市町村）</p> <p>②保証割合：融資額の100%</p>	
	<p>○危機関連保証</p> <p>①対象：突発的な信用収縮等により業況が悪化している中小企業者 ②保証割合：融資額の100%</p>	別枠
↑ 無担保 8千万円 最大 2億8千万円 ↓	<p>○災害関連保証</p> <p>①対象： ・地震・津波等により直接の被害を受けた中小企業者等 ・原発事故に係る警戒区域・計画的避難区域・緊急時避難準備区域内の中小企業者等</p> <p>②保証割合：融資額の100%</p>	
	<p>○セーフティネット保証</p> <p>①対象：業況が悪化している中小企業者 ②保証割合：融資額の100%</p>	別枠
↑ 無担保 8千万円 最大 2億8千万円 ↓	<p>○一般保証</p> <p>①対象：（すべての）中小企業者 ②保証割合：融資額の80%</p>	

※上記以外の別枠保険限度額

（中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第4号、第7号及び第8号）

普通保険 2億円、無担保保険 8,000万円、特別小口保険 1,250万円

（同項第6号）

普通保険 3億円、無担保保険 8,000万円、特別小口保険 1,250万円

◎ 認定要件

中小企業信用保険法第2条第5項

	認 定 要 件
第 1 号 認 定	取引の相手方である事業者の再生手続開始申立等
第 2 号 認 定	取引の相手方である事業者の事業活動制限等
第 3, 4号認定	災害その他の突発的に生じた事由
第 5 号 認 定 (※1)	<ul style="list-style-type: none"> 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の月平均売上高等が前年同期比5%以上減少の中小企業者。 指定業種に属する事業を行っており、原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っていること。
第 6 号 認 定	融資取引のある金融機関の経営破綻等
第 7 号 認 定	融資取引のある金融機関の金融取引の調整(※2)
第 8 号 認 定	金融機関による整理回収機構(RCC)又は産業再生機構への貸付債権の譲渡

※1 第5号認定は原則3ヵ月毎(1月、4月、7月、10月の各初日)に不況業種が変更されます。

※2 第7号認定は6ヵ月毎(1月、7月の各初日)に指定金融機関が変更されます。

※3 新型コロナウイルス感染症に係る認定については、要件や様式が変更になっている場合がありますので、詳細は仙台市ホームページをご覧ください。

中小企業信用保険法第2条第6項

認 定 要 件
指定案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること。

※ 資金繰りDI等の客観的指標を基に、経済産業大臣が信用収縮を指定します。

※ 新型コロナウイルス感染症に係る認定については、要件や様式が変更になっている場合がありますので、詳細は仙台市ホームページをご覧ください。

東日本大震災法第128条第1項第1号

認 定 要 件
特定被災区域(仙台市は全域指定)において、震災の影響により直近3か月の売上高等が震災の影響を受ける直前の同期と比較して10%以上減少していること。

※ 詳しくは、中小企業庁ホームページ

(http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm)

または、仙台市のホームページ

(<http://www.city.sendai.jp/kikakushien/jigyosha/kezai/daishinsai/yushi/yushisedo.html>)
をご覧ください。

◎ 住所地の取り扱い

中小企業者の分類	住所地
法人	法人の主たる事業所の所在地（本店登記をしている所在地）
個人	中小企業者としての事業活動の本拠（通常は主たる所在地）

※ 従たる事業所の所在地及び単なる個人の居所は「住所地」に該当しません。

2. 認定申請窓口

中小企業支援課が申請窓口となります。

※ 上記「住所地の取扱い」において、仙台市以外に住所地がある場合は、その住所地の市町村が申請窓口となります。

※ 認定の有効期限は認定書の発行の日から起算して30日です。

3. 照会回答事例

Q 経営安定関連（セーフティネット）保証は、経営の安定に必要な資金とされていますが、どの機関が判断することになりますか？ また、その範囲の考え方についても教えてください。

A 「経営の安定に必要な資金」であるか否かは、信用保証協会が具体的ケースに従って判断することになります。この場合に「経営の安定に必要な資金」の範囲も、相手方たる再生手続開始申立等事業者に対して有する債権の額、取引の相手方たる事業活動制限企業の発注減等や特定中小企業者自身の売上数量の減少等により被った損害の額の範囲内とは限らず、同協会が具体的ケースに従って判断することになります。

Q 中小企業信用保険法の指定期間の終期が令和〇〇年3月31日の場合、当該日までどの段階（A：融資実行、B：保証承諾、C：保証申込、D：仙台市長の認定、E：認定申請）まで行う必要がありますか？

A 『E：認定申請』まで行う必要があります。経営安定関連（セーフティネット）保証については、認定書が発行されてから30日以内（認定書の有効期間）にセーフティネット保証の申し込みを行えば、指定期間が過ぎていても有効となります。

Q 認定の交付を受ける際に、市の窓口に行くのは中小企業者本人でなければなりませんか？

また、金融機関の担当者が代わりに行くことはできますか？

A 必ずしも中小企業者本人（法人の代表者を含みます。）でなければならないということはありません。事業の経理を把握している方（責任者や担当者）でも構いません。また、金融機関の担当者が代理人となることもできますが、その場合には、委任状（次頁参照）を持参してください。

Q 中小企業信用保険法の規定による認定の有効期限は？

A 中小企業信用保険法第2条第5項の認定の有効期限は、30日間となります。

委任状

年 月 日

仙 台 市 長 あて

に係る

認定申請に関する手続きを，下記のものに委任したので届出いたします。

記

委 任 者 頼 む 人 中小企業者	住所（所在地）
	氏名（名称）

受 任 者 頼まれる人 窓口来庁者	住所（所在地）
	氏名（名称）

認定権者記載欄		

様式第5-(イ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-①)

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所

申請者 氏名(会社名)

電話番号

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、_____ (注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を全て記載(当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad \%$$

A: 申込時点における最近3か月間の売上高等 _____ 円(注3)

B: Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等 _____ 円(注3)

第 号

年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

認定者 仙台市長 郡 和 子

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(注3) 企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

① 本申請書及び別紙計算書は2通の提出が必要です。

② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③ 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-①）の計算書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所
申請者 氏名 (会社名)
電話番号

(表1) 事業が属する業種毎の最近1年間の売上高

業種 (※1)	最近の売上高	構成比
(※2)	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
全体の売上高	円	100%

※1 業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。
細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※2 指定業種の売上高を合算して記載することも可

(表2) 最近3か月の売上高【A】（ 年 月 ～ 年 月 ）

企業全体の最近3か月の売上高	円
----------------	---

(表3) 最近3か月の前年同期の売上高【B】（ 年 月 ～ 年 月 ）

企業全体の最近3か月の前年同期の売上高	円
---------------------	---

(最近3か月の企業全体の売上高の減少率)

$$\frac{【B】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【B】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(注) 認定申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

記載例

仙台市が記載します

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (イ-①)

令和 2年 4月 3日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1

申請者 氏名 (会社名) 株式会社 仙台土建

代表取締役 仙台太郎

電話番号 (000) 000-0000

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、売上高の減少 (注2) が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

1111	AAAA業	2222	BBBB業	3333	CCCC業

※表には営んでいる事業が属する業種 (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を全て記載 (当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \quad \text{減少率} \quad 47.3 \quad \%$$

A : 申込時点における最近3か月間の売上高等 12,345,678 円 (注3)

B : Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等 23,456,789 円 (注3)

第 号

年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 仙台市長 郡 和 子

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(注3) 企業全体の売上高等を記載。

(留意事項)

① 本申請書及び別紙計算書は2通の提出が必要です。

② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

③ 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ①）の計算書
令和2年 4月 3日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所 仙 台 市 青 葉 区 国 分 町 3 丁 目 7 - 1
申請者 氏名 (会社名) 株式会社 仙 台 土 建
代表取締役 仙 台 太 郎
電話番号 (000) 000-0000

(表1) 事業が属する業種毎の最近1年間の売上高

業種 (※1)	最近の売上高	構成比
1111 AAAA業	100,000,000円	81.0%
2222 BBBB業		
3333 CCCC業 (※2)	23,456,789円	19.0%
	円	%
	円	%
全体の売上高	123,456,789円	100%

※1 業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。
細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※2 指定業種の売上高を合算して記載することも可

(表2) 最近3か月の売上高【A】 (R2年 1月 ~ R2年 3月)

企業全体の最近3か月の売上高	12,345,678円
----------------	-------------

(表3) 最近3か月の前年同期の売上高【B】 (H31年 1月 ~ H31年 3月)

企業全体の最近3か月の前年同期の売上高	23,456,789円
---------------------	-------------

(最近3か月の企業全体の売上高の減少率)

$$\frac{【B】 23,456,789円 - 【A】 12,345,678円}{【B】 23,456,789円} \times 100 = 47.3 \%$$

(注) 認定申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

様式第5－(イ)－②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ－②）							
	年 月 日						
(あて先) 仙 台 市 長							
住 所							
申請者 氏名 (会社名)							
電話番号							
私は、_____業（注2）を営んでいるが、下記のとおり、_____（注3） が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。							
記							
売上高等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">$\frac{B-A}{B} \times 100$</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">主たる業種の減少率</td> <td style="text-align: right; width: 10%;">%</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">全体の減少率</td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </table>	$\frac{B-A}{B} \times 100$	主たる業種の減少率	%		全体の減少率	%
$\frac{B-A}{B} \times 100$	主たる業種の減少率	%					
	全体の減少率	%					
A：申込時点における最近3か月間の売上高等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">主たる業種の売上高等</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">全体の売上高等</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>		主たる業種の売上高等	円		全体の売上高等	円
	主たる業種の売上高等	円					
	全体の売上高等	円					
B：Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">主たる業種の売上高等</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">全体の売上高等</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> </table>		主たる業種の売上高等	円		全体の売上高等	円
	主たる業種の売上高等	円					
	全体の売上高等	円					
第 号 年 月 日 申請のとおり相違ないことを認定します。 (注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで							
認定者 仙 台 市 長 郡 和 子							

(注1) 本様式は、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 主たる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。

(注3) 「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本申請書及び別紙計算書は2通の提出が必要です。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ-②）の計算書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所
申請者 氏名 (会社名)
電話番号

(表1) 事業が属する業種毎の最近1年間の売上高

当社の主たる事業が属する業種は _____ (※1)

業種 (※2)	最近1年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
企業全体の売上高	円	100%

※1 最近1年間の売上高が最大の業種名（主たる業種）を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※2 業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

(表2) 最近3か月の売上高【A】 (年 月 ~ 年 月)

主たる業種の最近3か月の売上高	円
企業全体の最近3か月の売上高	円

(表3) 最近3か月の前年同期の売上高【B】 (年 月 ~ 年 月)

主たる業種の最近3か月の前年同期の売上高	円
企業全体の最近3か月の前年同期の売上高	円

(1) 主たる業種の減少率

$$\frac{【B】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【B】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(2) 全体の減少率

$$\frac{【B】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【B】 \text{円}} \times 100 = \text{ \%}$$

(注) 認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、上記の売上高が分かる書類等（例えば、試算表や売上台帳など）の提出が必要。

(留意事項)

試算表等の関係書類が整っているにもかかわらず、減少率が達していないなどの理由で、恣意的に遡って期間を設定することはできません。

仙台市が記載します

様式第5－(イ)－②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ－②）

令和2年 4月 3日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所 仙台市青葉区国分町3丁目7－1

申請者 氏名（会社名）株式会社 仙台土建

代表取締役 仙台太郎

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇－〇〇〇〇

私は、1111 AAAA業（注2）を営んでいるが、下記のとおり、売上高の減少（注3）が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

主たる業種の減少率 48.6 %

全体の減少率 39.1 %

A：申込時点における最近3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 23,456,789円

全体の売上高等 34,567,890円

B：Aの期間に対応する前年の3か月間の売上高等

主たる業種の売上高等 45,678,901円

全体の売上高等 56,789,012円

第 号

年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 仙台市長 郡 和 子

(注1) 本様式は、主たる事業（最近1年間の売上高等が最も大きい事業）が属する業種（主たる業種）が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の売上高等の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 主たる事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。

(注3) 「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本申請書及び別紙計算書は2通の提出が必要です。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関

記載例

連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ②）の計算書
令和2年 4月 3日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所 仙 台 市 青 葉 区 国 分 町 3 丁 目 7 - 1
申請者 氏名 (会社名) 株式会社 仙 台 土 建
代表取締役 仙 台 太 郎

電話番号

ここに記入する業種は、
営んでいる事業のうち、最近1年間の売上
高等が最も大きい事業が属する業種であ
り、かつ指定業種であること

(表1) 事業が属する業種毎の最近1年間の売上高

当社の主たる事業が属する業種は 1111 AAAA業

業種 (※2)	最近1年間の売上高	構成比
1111 AAAA業	100,000,000円	81.0%
2222 BBBB業	20,000,000円	16.2%
3333 CCCC業	3,456,789円	2.8%
	円	%
企業全体の売上高	123,456,789円	100%

※1 最近1年間の売上高が最大の業種名 (主たる業種) を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※2 業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

(表2) 最近3か月の売上高【A】 (27年 1月 ~ 27年 3月)

主たる業種の最近3か月の売上高	23,456,789円
企業全体の最近3か月の売上高	34,567,890円

(表3) 最近3か月の前年同期の売上高【B】 (26年 1月 ~ 26年 3月)

主たる業種の最近3か月の前年同期の売上高	45,678,901円
企業全体の最近3か月の前年同期の売上高	56,789,012円

(1) 主たる業種の減少率

$$\frac{【B】 45,678,901円 - 【A】 23,456,789円}{【B】 45,678,901円} \times 100 = 48.6\%$$

(2) 全体の減少率

$$\frac{【B】 56,789,012円 - 【A】 34,567,890円}{【B】 56,789,012円} \times 100 = 39.1\%$$

(注) 認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等 (例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など) や、上記の売上高が分かる書類等 (例えば、試算表や売上台帳など) の提出が必要。

(留意事項)

試算表等の関係書類が整っているにもかかわらず、減少率が達していないなどの理由で、恣意的に遡って期間を設定することはできません。

認定権者記載欄		

様式第5－(イ)－③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（イ－③）

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住所
申請者 氏名（会社名）
電話番号

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、_____（注2）が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。（表）

※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種（以下同じ。）に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{B-A}{D} \times 100$$

	割合	%
A：申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等	_____	円
B：Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高等	_____	円
D：Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等	_____	円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{D-C}{D} \times 100$$

	減少率	%
C：Aの期間の全体の売上高等	_____	円
D：Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等	_____	円

第 号
年 月 日
申請のとおり相違ないことを認定します。
(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 仙 台 市 長 郡 和 子

(注1) 本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本申請書及び別紙計算書は2通の提出が必要です。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請（イ-③）の計算書
 年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住所

申請者 氏名 (会社名)

電話番号

(表1) 売上高が減少している指定業種

(a) 売上高が減少している指定業種 (※1)	(b) 最近3か月の前年同期の売上高 (年 月 ~ 年 月)	(c) 最近3か月の売上高 (年 月 ~ 年 月)	(d) 減少額
	円	円	円
(※2)	円	円	円
合計	【B】 円	【A】 円	円

※1 認定申請書の表には、(a)欄に記載する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)と同じ業種を記載。(a)欄には売上高が把握できている指定業種のみ記載でも可。

※2 指定業種の売上高を合算して記載することも可。

(表2) 全体の売上高

最近3か月の前年同期の全体売上高 (年 月 ~ 年 月)	最近3か月の全体売上高 (年 月 ~ 年 月)	減少額
【D】 円	【C】 円	円

(1)前年の企業全体の売上高等に対する、指定業種に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{【B】 \text{円} - 【A】 \text{円}}{【D】 \text{円}} \times 100 = \quad \%$$

(2)企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{【D】 \text{円} - 【C】 \text{円}}{【D】 \text{円}} \times 100 = \quad \%$$

(注) 認定申請にあたっては、表1に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など)や、上記の売上高が分かる書類等(例えば、試算表や売上台帳など)の提出が必要。

(留意事項)

試算表等の関係書類が整っていないにもかかわらず、減少率が達していないなどの理由で、恣意的に遡って期間を設定することができません。

認定権者記載欄

様式第5-(イ)-③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書(イ-③)

令和2年4月3日

(あて先) 仙台市長

住 所 仙台市青葉区国分町3丁目7-1
 申請者 氏名(会社名) 株式会社 仙台土建
 代表取締役 仙台太郎
 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、売上高の減少(注2)が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。(表)

1111 AAAA業	2222 BBBB業	3333 CCCC業

※表には、指定業種であって、売上高等の減少が生じている事業が属する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

売上高等

(1) 前年の企業全体の売上高等に対する、上記の表に記載した指定業種(以下同じ。)に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{B-A}{D} \times 100$$

割合 18.1%

A: 申込時点における最近3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 4,681,356円

B: Aの期間に対応する前年の3か月間の指定業種に属する事業の売上高等 6,913,568円

D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 12,345,678円

(2) 企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{D-C}{D} \times 100$$

減少率 20.0%

C: Aの期間の全体の売上高等 9,876,543円

D: Aの期間に対応する前年の3か月間の全体の売上高等 12,345,678円

第 号
年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 仙台市長 郡 和子

(注1) 本様式は、指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 「売上高の減少」又は「販売数量の減少」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本申請書及び別紙計算書は2通の提出が必要です。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請（イ③）の計算書

令和 2年 4月 3日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所 仙 台 市 青 葉 区 国 分 町 3 丁 目 7 - 1
 申請者 氏名 (会社名) 株式会社 仙台土建
 代表取締役 仙台太郎
 電話番号 (000) 000-0000

(表1) 売上高が減少している指定業種

(a) 売上高が 減少している 指定業種 (※1)	(b) 最近3か月の 前年同期の売上高 (平成31年1月 ～平成31年3月)	(c) 最近3か月の 売上高 (令和 2年1月 ～令和 2年3月)	(d) 減少額
1111 AAAA業	4,567,890円	3,456,789円	1,111,101円
2222 BBBB業 3333 CCCC業 (※2)	2,345,678円	1,234,567円	1,111,111円
合計	【B】 6,913,568円	【A】 4,681,356円	2,232,212円

※1 認定申請書の表には、(a)欄に記載する指定業種(日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名)と同じ業種を記載。(a)欄には売上高が把握できている指定業種のみ記載でも可。

※2 指定業種の売上高を合算して記載することも可。

(表2) 全体の売上高

最近3か月の前年同期の全体売上高 (平成31年1月～平成31年3月)	最近3か月の全体売上高 (令和 2年1月～令和 2年3月)	減少額
【D】 12,345,678円	【C】 9,876,543円	2,469,135円

(1)前年の企業全体の売上高等に対する、指定業種に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$\frac{\text{【B】 } 6,913,568 \text{円} - \text{【A】 } 4,681,356 \text{円}}{\text{【D】 } 12,345,678 \text{円}} \times 100 = 18.1\%$$

(2)企業全体の売上高等の減少率

$$\frac{\text{【D】 } 12,345,678 \text{円} - \text{【C】 } 9,876,543 \text{円}}{\text{【D】 } 12,345,678 \text{円}} \times 100 = 20.0\%$$

(注) 認定申請にあたっては、表1に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など)や、上記の売上高が分かる書類等(例えば、試算表や売上台帳など)の提出が必要。

(留意事項)

試算表等の関係書類が整っているにもかかわらず、減少率が達していないなどの理由で、恣意的に遡って期間を設定することができません。

認定権者記載欄		

様式第5－(ロ)－①

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (ロ－①)

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所
申請者 氏名 (会社名)
電話番号

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品 (以下「原油等」という。) の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いします。

(表)

※表には営んでいる事業が属する業種 (日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名) を全て記載 (当該業種は全て指定業種であることが必要)。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

①原油等の仕入単価の上昇 (注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

上昇率 %

E : 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円 (注4)

e : Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円 (注4)

②原油等が売上原価に占める割合 (注2)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

依存率 %

C : 申込時点における最新の売上原価 円 (注4)

S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格 円 (注4)

③製品等価格への転嫁の状況 (注3)

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

P = 円 (注4)

A : 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格 円 (注4)

a : Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格 円 (注4)

B : 申込時点における最近3か月間の売上高 円 (注4)

b : Bの期間に対応する前年の3か月間の売上高等 円 (注4)

第 号
年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 仙台市長 郡 和 子

(注1) 本様式は、1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合、又は営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合に使用する。

(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。(注3) P>0となっていること。(注4) 申請者全体の値を記載。

(留意事項)

- ① 本申請書及び別添計算書は2通の提出が必要です。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（ロー①）の計算書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所
申請者 氏名 (会社名)
電話番号

(表1) 事業が属する業種毎の最近1年間の売上高

業種 (※1)	最近の売上高	構成比
(※2)	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
全体の売上高	円	100%

※1 業種欄には、営んでいる事業が属する全ての業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を記載。細分類業種は全て指定業種に該当することが必要。

※2 指定業種の売上高を合算して記載することも可

(表2) 企業全体に係る原油等の仕入単価の上昇

	原油等の最近1か月の 平均仕入単価 (年 月)	原油等の前年同月の 平均仕入単価 (年 月)	原油等の仕入単価の 上昇率 ($E/e \times 100 - 100$)
企業全体	【E】 円	【e】 円	%

(表3) 企業全体の売上原価に占める原油等の仕入価格の割合

	最新の売上原価	最新の売上原価に対応する 原油等の仕入価格	売上原価に占める原油 等の仕入価格の割合 ($S/C \times 100$)
企業全体	【C】 円	【S】 円	%

(注) 最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値を用いることも可。

(表4) 企業全体の製品等価格への転嫁の状況

	最近3か月間の 原油等の仕入価格	最近3か月間の 売上高	(A/B)	前年同期の原油等 の仕入価格	前年同期の 売上高	(a/b)	(A/B) - (a/b) = P
企業全体	円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】		

(注) 認定申請にあたっては、営んでいる事業が全て指定業種に属することが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など）や、企業全体の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、試算表、売上台帳、仕入長など）の提出が必要。

様式第5－(ロ)－②

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (ロ－②)

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所
申請者 氏名 (会社名)
電話番号

私は、_____業 (注2) を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品 (以下「原油等」という。) の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

①原油等の仕入単価の上昇 (注3)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100$$

E : 原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価

e : Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価

主たる業種に係る上昇率	%
全体に係る上昇率	%
主たる業種に係る平均仕入単価	円
全体に係る平均仕入単価	円
主たる業種に係る平均仕入単価	円
全体に係る平均仕入単価	円

②原油等が売上原価に占める割合 (注3)

$$\frac{S}{C} \times 100$$

C : 申込時点における最新の売上原価

S : Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

主たる業種に係る依存率	%
全体に係る依存率	%
主たる業種に係る売上原価	円
全体に係る売上原価	円
主たる業種に係る仕入れ価格	円
全体に係る仕入れ価格	円

③製品等価格への転嫁の状況 (注4)

$$\frac{A}{B} - \frac{a}{b} = P$$

A : 申込時点における最近3か月間の原油等の仕入価格

a : Aの期間に対応する前年3か月間の原油等の仕入価格

B : 申込時点における最近3か月間の売上高

b : Bの期間に対応する前年3か月間の売上高

主たる業種に係る転嫁の状況	P =
全体に係る転嫁の状況	P =
主たる業種に係る仕入価格	円
全体に係る仕入価格	円
主たる業種に係る仕入価格	円
全体に係る仕入価格	円
主たる業種に係る売上高	円
全体に係る売上高	円
主たる業種に係る売上高	円
全体に係る売上高	円

第 号
年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 仙 台 市 長 郡 和 子

(注1) 本様式は、主たる事業 (最近1年間の売上高等が最も大きい事業) が属する業種 (主たる業種) が指定業種である場合であって、主たる業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。 (注2) 主たる事業が属する指定業種 (日本標準分類の細分類番号と細分類業種名) を記載。

(注3) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入単価、売上原価、原油等の仕入価格を記載。上昇率及び依存率が20%以上となっていること。

(注4) 主たる業種及び申請者全体の原油等の仕入価格、売上高を記載。P>0となっていること。

(留意事項) ・本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

・市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第5項の規定による認定申請（ロ②）の計算書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住所
申請者 氏名(会社名)
電話番号

(表1) 事業が属する業種毎の最近1年間の売上高

当社の主たる事業が属する業種は (※1)

業種(※2)	最近1年間の売上高	構成比
	円	%
	円	%
	円	%
	円	%
全体の売上高	円	100%

※1 最近1年間の売上高が最大の業種名(主たる業種)を記載。主たる業種は指定業種であることが必要。

※2 業種欄には、日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名を記載。

(表2) 主たる業種及び企業全体それぞれに係る原油等の仕入単価の上昇

	原油等の最近1か月の平均仕入単価	原油等の前年同月の平均仕入単価	原油等の仕入単価の上昇率 ($E/e \times 100 - 100$)
主たる業種	【E】 円	【e】 円	%
全体	【E】 円	【e】 円	%

(表3) 主たる業種及び全体それぞれの売上原価に占める原油等の仕入価格の割合

	最新の売上原価	最新の売上原価に対応する原油等の仕入価格	売上原価に占める原油等の仕入価格の割合 ($S/C \times 100$)
主たる業種	【C】 円	【S】 円	%
全体	【C】 円	【S】 円	%

(注) 最新の売上原価及び原油等の仕入価格は、直近の決算期の値でも可。

(表4) 主たる業種及び全体それぞれの製品等価格への転嫁の状況

	最近3か月間の原油等の仕入価格	最近3か月間の売上高	(A/B)	前年同期の原油等の仕入価格	前年同期の売上高	(a/b)	(A/B) - (a/b) = P
主たる業種	円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】		
全体	円 【A】	円 【B】		円 【a】	円 【b】		

(添付書類)

認定申請にあたっては、主たる業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等(例えば、取り扱っている製品・サービス等を疎明できる書類、許認可証など)や、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等(例えば、仕入帳、試算表、売上台帳など)の提出が必要。

認定権者記載欄

様式第5－(ロ)－③

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書 (ロ－③)

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所
申請者 氏名 (会社名)
電話番号

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油製品及び石油製品 (以下「原油等」という。)の価格が著しく上昇しているにもかかわらず、製品等価格の引き上げが著しく困難であるため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

※表には、指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種 (日本標準分類の細分類番号と細分類業種名) を記載。当該指定業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する指定業種を左上の太枠に記載。

記

①上記の表に記載した指定業種 (以下同じ。) に係る原油等の仕入単価の上昇 (注2)

$$\frac{E}{e} \times 100 - 10 \qquad \text{上昇率} \qquad \%$$

E : 指定業種に係る原油等の最近1か月間における平均仕入れ単価 円

e : 指定業種に係るEの期間に対応する前年1か月間の平均仕入れ単価 円

②全体の売上原価のうち指定業種に係る原油等の仕入価格が占める割合 (注2)

$$\frac{S}{C} \times 100 \qquad \text{依存率} \qquad \%$$

C : 申込時点における最新の全体の売上原価 円

S : Cの売上原価に対応する指定業種に係る原油等の仕入価格 円

③－1 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況 (注3)

$$\frac{A1}{B1} - \frac{a1}{b1} = P1 \qquad P1 = \qquad \%$$

A1 : 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1 : A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B1 : 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る売上高 円

b1 : B1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る売上高 円

③－2 全体に係る製品等価格への転嫁の状況 (注3)

$$\frac{A1}{B2} - \frac{a1}{b2} = P2 \qquad P2 = \qquad \%$$

A1 : 申込時点における最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

a1 : A1の期間に対応する前年3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 円

B2 : 申込時点における最近3か月間の全体の売上高 円

b2 : B2の期間に対応する前年3か月間の全体の売上高 円

第 号
年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間： 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 仙 台 市 長 郡 和 子

(注1) 本様式は、指定業種に係る原油等の仕入価格の上昇等を指定業種及び企業全体の製品等の価格に転嫁できていないことによって認定基準を満たす場合に使用する。(注2) 上昇率及び依存率が20%以上となっていること。(注3) P>0となっていること。

(留意事項)

- ・ 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ・ 市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。

中小企業信用保険法第2条第5項第5項の規定による認定申請（ロ③）の計算書

年 月 日

(あて先) 仙 台 市 長

住 所

申請者 氏名 (会社名)

電話番号

(表1) 指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇

a. 指定業種に係る原油等の最近1か月の平均仕入単価	b. 指定業種に係る原油等の前年同月の平均仕入単価	指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇率
【E】 円	【e】 円	$【E/e \times 100 - 100】$ %

(表2) 指定業種に係る原油等の仕入価格

c. 指定業種であって、原油等の価格の上昇を製品等に転嫁できていない事業が属する業種 (※1)	d. 指定業種に係る原油等の仕入価格
(※2)	円
	円
合 計	【S】 円

※1 認定申請書の表には、c. 欄に記載する指定業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）と同じ業種を記載。原油等の仕入価格の算出ができる指定業種のための記載でも可。

※2 指定業種に係る原油等の仕入価格を合算して記載することも可。

(表3) 全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合

全体の売上原価 (a)	指定業種に係る原油等の仕入価格 (b)	全体の売上原価に占める指定業種に係る原油等の仕入価格の割合 ($b/a \times 100$)
【C】 円	【S】 円	%

(表4) 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況

指定業種 (※)	最近3か月間の指定業種に係る原油等の仕入価格 (a)	最近3か月間の指定業種に係る売上高 (b)	($a/b \times 100$)	前年同期の指定業種に係る原油等の仕入価格 (c)	前年同期の指定業種に係る売上高 (d)	($c/d \times 100$)
	円	円	%	円	円	%
	円	円	%	円	円	%
合 計	円 【A1】	円 【B1】	%	円 【a1】	円 【b1】	%

※ 表2に記載した指定業種と同じ指定業種を記載。

(表5) 全体に係る製品等価格への転嫁の状況

最近3か月間の 指定業種に係る原油 等の仕入価格 (a)	最近3か月間の 全体の売上高 (b)	(a/b×100)	前年同期の指定業種に 係る原油等の仕入価格 (c)	前年同期の 全体の売上高 (d)	(c/d×100)
円 【A 1】	円 【B 2】	%	円 【a 1】	円 【b 2】	%

(注) 申請にあたっては、表2に記載している指定業種に属する事業を営んでいることが疎明できる書類等（例えば、取り扱っている製品・サービス等が分かる書類、許認可証など）、上記の原油等の仕入価格、売上原価及び売上高が分かる書類等（例えば、仕入帳、売上台帳、試算表など）の提出が必要。

様式第1 (イ) (特定被災区域に事業所を有する事業者<3か月実績>用)

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
第128条第1項第1号の規定による認定申請書 ((1) イ関係)

年 月 日

(あて先) 仙台市長

申請者 住 所
会社名 (氏名)
代表者名
電話番号 () -

私は、東日本大震災に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

1 特定被災区域内での事業開始年月日 _____ 年 月 日

2 最近3か月間の売上高等

$\frac{B-A}{B} \times 100$ 減少率 % (実績)

A: 震災の発生後最近3か月間 (_____ 年 月 ~ _____ 月) の売上高等の合計
_____ 円

B: 震災の影響を受ける直前のAの期間に対応する3か月間 (平成 _____ 年 月 ~ _____ 月) の売上高等の合計
_____ 円

第 号
年 月 日
申請のとおり相違ないことを認定します。
(注) 本認定書の有効期間: _____ 年 月 日から _____ 年 月 日まで

認定者 仙台市長 郡 和 子

(注) 本様式は、東日本大震災の発生後3か月間の実績が集計済みである場合に使用する。

(留意事項)

- ① 本申請書は2通の提出が必要です。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町村長又は特別区長等から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込みを行うことが必要です。

(添付書類)

- ① 最近3か月 (A) 及び震災の直前の同期 (B) の試算表等 (売上高を証明する書類) の写
- ② (法人の場合) 登記事項証明書の写 (3ヶ月以内のもの)
(個人の場合) 営業するのに必要な許認可証等の写または所得税の確定申告書の写

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
第128条第1項第1号の規定による認定申請書 ((1) イ関係)

令和 2年 4月 3日

(あて先) 仙台市長

申請者 住 所 青葉区国分町三丁目7-1
会社名 (氏名) 株式会社 青葉商事
代表者名 役所 太郎
電話番号 (022) 214 -1003

私は、東日本大震災に起因して、下記のとおり経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 特定被災区域内での事業開始年月日 平成 4 年 1 月 4 日

2 最近3か月間の売上高等

$$\frac{B-A}{B} \times 100 \quad \text{減少率 } 13.5 \% \text{ (実績)}$$

A : 震災の発生後最近3か月間 (令和2年1月~3月) の売上高等の合計

直近月の売上が未集計である場合等は、最大で6ヶ月前から起算した3ヶ月で申請できます。

6,892,746 円

B : 震災の影響を受ける直前のAの期間に対応する3か月間 (平成22年1月~3月) の売上高等の合計

「震災の影響を受ける直前のAの期間に対応する3か月間」とは、最大で遡っても平成22年1月以降を起算月とする3か月とします。

7,974,625 円

令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

(注) 本認定書の有効期間: 年 月 日から 年 月 日まで

認定者 仙台市長 郡 和 子

(注) 本様式は、東日本大震災の発生後3か月間の実績が集計済みである場合に使用する。

(留意事項)

- ① 本申請書は2通の提出が必要です。
- ② 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- ③ 市町村長又は特別区長等から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、震災復興緊急保証の申込みを行うことが必要です。

(添付書類)

- ① 最近3か月 (A) 及び震災の直前の同期 (B) の試算表等 (売上高を証明する書類) の写
- ② (法人の場合) 登記事項証明書の写
(個人の場合) 営業するのに必要な許認可証等の写または所得税の確定申告書の写

IV. 保証料補給について

仙台市融資制度保証料補給について

中小企業者が対象の融資制度を利用した場合、当初支払った保証料を仙台市が補給します。

【信用保証協会を通じて間接補給を行うもの】

1. ご利用いただける方

(1) 起業家支援資金の融資実行を受けた方

(2) 原油価格や物価の上昇等により、次の対象資金の融資実行を受けた方
(経済変動対策資金)

- ・ 不況関連（セーフティネット保証5号）
※原油価格の上昇を理由に経営の安定に支障を生じている場合
- ・ コスト負担軽減支援関連

2. 内容

当初支払った保証料について1/2を補給（条件変更に係る追加の保証料は補給対象外）。

3. 補給方法（令和5年度より変更しました）

仙台市から宮城県信用保証協会に対して補給額（当初信用保証料の1/2）を一括して支払い、中小企業者に対して保証協会を通じて間接的に補給します（保証協会は、中小企業者から補給額を控除した金額を受領）。

※補給を受けるための申請等は不要となります。

【本市から直接補給を行うもの】

1. ご利用いただける方

次の対象資金の融資実行を受けた方

(1)地域産業活性化融資（仙台経済成長資金）／杜の都・GX促進関連の融資実行を受けた方

2. 内容

当初支払った保証料について1/2を補給（条件変更に係る追加の保証料は補給対象外）。

3. 申請時に必要な提出書類

- ① 申請書
- ② 対象資金の融資実行が確認できる書類（融資契約書等）
- ③ 当初支払った保証料がわかる書類（「信用保証決定のお知らせ」等）
- ④ 事業内容がわかる書類（ちらし，パンフレット等）

※対象となる方には本市より申請書等を送付しますので，申請書等をご記入いただき，必要書類を添付の上，ご返送ください。

4. その他

(1)保証料補給を受けた方が早期完済等で保証料の返戻を受けた場合，返戻相当分の補給金について本市に返還いただく必要がございます。

(2)補給金額を確認するため，本市が宮城県信用保証協会や融資元の金融機関へ当該融資の完済情報や保証料の返戻額等を確認する場合があります。

V. 照会回答事例集

基本的要件について

1. 中小企業者であることの要件について

Q 大企業の子会社は，融資の申し込みができますか？

A 大企業が資本金の50～100%を出資した子会社又は代表者・役員を派遣されている企業であっても，独立した法人であるので，資本金及び従業員数が中小企業者の要件を整えており，市内において事業を営んでおり，かつ，中小企業信用保険法に基づく保険対象業種であれば申し込みできます。

Q 兼業している中小企業者の資格の判定は？

A (1) 融資（信用保証）対象業種との兼業の場合

主たる事業により判定します。判定基準は，兼業についての各事業の年商，従業員，収益等の各要素のほか，当該事業の中心又は基盤がいずれに存するか等，総合的に判断します。

例えば，A社は小売業と製造業を兼業しており，資本金6千万円，小売業の従業員40人，年商20億円，製造業についての従業員20人，年商8億円である場合，A社は小売業と判定され，小売業の中小企業の範囲（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）を超えているため対象となりません。

(2) 融資（信用保証）対象業種と非対象業種との兼業

対象業種が主たる事業でなくても，対象業種の事業が中小企業者の範囲にあれば中小企業者として取り扱うことができます。

例えば，B社は小売業と漁業を兼業しており，資本金5千万円，小売業の従業員5人，年商1億円，漁業についての従業員150人，年商25億円である場合，B社は小売業の対象要件（資本金5千万円以下又は従業員50人以下）を資本金の方で満たすため対象業者になります。なお，借入金是对象事業に充てられることが明らかである必要があり，両事業に共用される場合は対象となりません。

Q 工場でパン・菓子類などを製造し，同一構内でない別の場所にある自己の小売店で直接消費者に販売している者は，製造業と見られますか？

A 工場における製造加工設備の状況や工場と個別小売店の従業員の配置等総合的にみて製造加工が主体と認められるときは，製造業に該当します。認められない場合は，物品販売業（小売業）に該当します。

原則として，製造した商品を販売する場合，その商品を直接消費者に販売するときは「小売業」として取り扱い，販売業者に販売するときは「製造業」として取り扱います。

Q 従業員の数え方は？

- A (1) 会社役員は含みません。
- (2) 季節に応じ臨時的に雇用する従業員（年に1～3ヵ月雇用する場合）は含みません。
- (3) パート職員については、営業日数の相当部分（原則的には50%以上）について就業している方や一定時間帯であっても長時間継続的に勤務している方は含みます。
- 新聞販売店が早朝あるいは夕方のみではあっても、配達員を通年雇用している場合や、飲食店等が臨時店員ではあっても、通年雇用している場合等は含まれます。なお、この場合、臨時雇用員の顔ぶれが入れ替わったとしても、使用する従業員数は変わらないものとして判定します。
- (4) 従業員の数は、申込時点の数とします。（賃金台帳、労働保険概算・確定保険料申告書で判断します。）

Q 親子・兄弟の関係で給料を払っていますが、従業員の数に入るのですか？

- A 有給であっても、それが事業主と生計を一にしている（同居・別居を問わず生計費を一にしている）3親等以内の親族であれば家族従業員となり、常雇（従業員）となりません。

Q 旅館業等で、毎年夏、秋などの繁忙期に1～3ヵ月臨時に雇用する従業員は、常時使用する従業員に含まれますか？

- A 「常時使用する従業員」の常時か否かの判断にあたっては、雇用内容及びその企業の年間を通じての営業日数との関係も考慮する必要があり、営業日数の相当部分（おおむね2分の1以上）について就労している場合は、常時使用する従業員に含まれますが、年間を通じて事業活動を行っている企業体の場合に、週1～2日など季節的な一定時期のみに就労している場合は含まれません。従って、本事例の場合、労働基準法第21条及び営業日数から常時使用する従業員には含まれません。

Q 卸売業、小売業を兼業している企業の中小企業者の従業員の取り扱いはどうなりますか？ A社の売上高等から総合的に判断したそれぞれの事業のウェイトは、卸売業60%、小売業40%です。

- A 本事例の場合、卸売業のウェイトが60%ということですから、従業員が100人以下であれば中小企業者と判定されます。

兼業の場合の従業員の取扱いは、主たる事業の判定により決められます。つまり、その事業内容の実態を良く見きわめた上で、企業体として総合的に判定する必要があります。具体的には事業しているそれぞれの事業部門の内容を比較し、

売上高に占める割合が最も多い部門は何か、設備や従業員を最も多く投入している部門はどの事業かなどにより判定されます。

Q 本店・支店がある場合の従業員数は？

A 本店・支店がある場合には、その合計従業員数によります。

Q サラリーマンが貸家業を副業で営んでいる場合、貸家の改築資金は融資の対象となりますか？

A 税務署に貸家業についての申告をしていれば対象となります。

Q 自宅を本拠地として販売活動を行っている行商人は、融資の対象となりますか？

A 帳票などを備えつけ、計画的・継続的に行っている場合は対象となります。ただし、家事あるいは勤務の片手間に行っているような場合は事業とは見られないので対象となりません。

Q 夫婦で美容室を営んでいます。確定申告は夫の名前でしていますが、営業許可の名義は妻になっています。融資の申込人はどちらになりますか？

A 確定申告をしている夫が申込人になります。この場合、営業許可の名義人は三親等以内の親族に限ります。

2. 所在地について

Q 個人で商店を営んでいます。店舗が市外にあります。住所に関する届出は仙台市にしていますが申し込みできますか？

A 市内に店舗がなければ対象とはなりません。

個人事業者の場合

				住んでいるところ	
				市内	市外
主たる 事業所				対象	対象
	市内	従たる 事業所	市内	対象	対象
			市外	対象	対象外
				対象外	対象外
	市外	従たる 事業所	市内	対象	対象外
			市外	対象外	対象外

法人の場合

		本店の所在地	
		市内	市外
支店の所在地	市内	対象	支店登記をしていれば 対象
	市外	対象	対象外

Q トラックによる移動式店舗で焼鳥屋を営んでいます。融資の対象となりますか？

A トラックによる焼鳥屋などは、食品衛生法による許可が必要となりますので、仙台市からの許可や本人からの聞き取り調査、移動式店舗の実態を判断し決定します。

また、許可等を必要としない業種については、土地・建物の所有者等との契約書等で確認のうえ決定します。

Q 仙台市にある自宅を法人の本店として登記し、多賀城市で事業を行っています。融資の対象となりますか？

A 仙台市内に事業所又は店舗を有することが必要となりますので対象にはなりません。

Q 宮城県内（白石市）に本店登記、仙台市内に支店登記をしています。本支店どちらの名義で申し込むのですか？

A 本店名義で申し込むこととなります。なお、信用保証協会の管轄は、本店所在地を管轄する本店営業部又は各支店となりますので、本事例の場合は白石支店の取り扱いとなります。

Q 宮城県外（山形市）に本店登記、仙台市内（若林区）に支店登記をしています。本支店どちらの名義で申し込むのですか？

A 支配人登記をしている場合は、本店又は支店名義のどちらでも申し込むことができますが、支配人登記をしていない場合は、本店名義で申し込むこととなります。

なお、この場合の信用保証協会の管轄は、支店所在地を管轄する本店営業部又は各支店となりますので、本事例の場合は仙台東支店の取り扱いとなります。

Q 富谷市に住んでおり、富谷市（主たる店舗）と仙台市（従たる店舗）に店舗を持っています。融資の対象となりますか？

A 仙台市以外の県内市町村に居住している個人の方は、仙台市内に主たる事業所又は店舗を有することが必要となりますので、対象とはなりません。

Q 富谷市に住んでおり、富谷市（従たる店舗）と仙台市（主たる店舗）に店舗を持っています。間もなく富谷市にある店舗の改装を行おうと思っていますが、この資金は融資の対象となりますか？

A 仙台市以外の県内市町村に居住している個人の方は、仙台市内で営まれる事業資金に限り融資の対象としていますので、本事例の場合は対象とはなりません。

3. 保証対象業種、許認可等について

Q 建設業で、許可がなくても申し込みできる場合は？

A 建設業は、建設業法により、原則として国土交通大臣又は県知事の許可を受けなければ営業できません。

ただし、政令で定められた「軽微な工事（工事一件当たりの請負代金の額が、建築一式工事にあつては1,500万円に満たない工事又は延面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、その他の建設工事にあつては500万円に満たない工事）のみを請け負うことを営業する建設業」の場合は、この許可は必要ありませんので、その場合は申し込むことができます。

Q 住宅建設の下請中小企業者でも、建設業の許可を必要としますか？

A 建設業法にいう「建設業」とは、元請、下請を問わず建設工事の完成を請け負う営業をいうものとされています。従って、前記の「軽微な工事のみを請け負うことを営業する建設業」に該当しない場合は、建設業の許可が必要となります。

Q 軽運送業について許認可はいるのですか？

A 陸運局への届出が必要です。

Q スーパーマーケットの中に店舗があります。営業許可はスーパーマーケットが持っています。融資の申し込みはできますか？

A 申し込みできます。ただし、この場合はスーパーが持っている営業許可と賃貸借契約書（写）の提出が必要となります。

Q 営業許可資格者と実質経営者が異なる場合の取扱方法は？（個人企業の場合）

A 原則として借入人名義で許可などを取り直す必要があります。ただし、環境衛生関係の事業（食料品製造業、食料品販売業、飲食店・喫茶店営業、興行業、旅館業及び浴場業に限ります。）並びに酒類販売業及び酒類製造業であつて、許可等の名義人が借入人（事実上の経営者）と親子、夫婦、兄弟、など三親等内の親族である場合には、許可などの名義が当該親族名義のままであっても差し支えありません。

Q 許認可業種で法人成りした場合の取り扱い方法は？

A 環境衛生関係の事業（食料品製造業，食料品販売業，飲食店・喫茶店営業，興行業，旅館業及び浴場業に限ります。）並びに酒類販売業及び酒類製造業である場合には，許認可の名義が法人成りの前の経営者の個人名義（法人の代表者が個人企業時代の経営者と親子，夫婦，兄弟など三親等内の親族となっている場合も同様です。）のままであっても差し支えありませんが（ただし，更新時に法人名義で取り直してください。），その他の業種は原則として法人名義で取る必要があります。

Q 損害保険の契約社員は，融資の対象となりますか？

A 損害保険業者のために，火災海上保険等の契約の締結，保険料の収納等を行う損害保険代理業を営む方は対象となります。ただし，所得税を源泉徴収により納付している場合は，納税要件を満たしていないので対象となりません。

Q 医療法人は，融資の対象となりますか？また，精神医学の研究を主たる事業目的とする財団法人〇〇診療所は対象となりますか？

A 「医業を主たる事業とする法人」については，中小企業信用保険法第2条第1項中で「その他の法人」として規定されており，従業員300人以下であれば対象となります。また，医療法人に類する財団法人や社会福祉法人であれば，医療法人と同様の取り扱いとなります。

Q マージャン店は，融資の対象となりますか？

A 公安委員会の許可を受けていれば対象となります。

Q 季節産業は，融資の対象となりますか？

A 毎年一定時期に定期的に行われている場合は対象となります。ただし，許認可を必要とする業種は，許認可を取得する必要があります。

Q 宗教法人〇〇幼稚園，学校法人〇〇学園等の法人は，融資の対象となりますか？

A 宗教法人，学校法人，公益法人等は，中小企業信用保険法上の「会社，組合，医業を主たる事業とする法人その他の法人」には含まれない法人のため対象となりません。

ただし，個人の設置する幼稚園，専修学校，各種学校（例えば洋裁学校，料理学校等）及び特殊教育学校（盲学校，ろう学校，養護学校）で，学校教育法の許可を受けているものは学校教育事業として対象となります。

Q 農業に類似する業種の取り扱いは？

A 代表例は、以下のとおりです。

(1) 融資の対象となるもの

- ・ 成牛を仕入れ、食肉加工する者が、食肉相場等により一時的に飼養している場合
- ・ きのご製造・かいわれ大根製造（菌床・苗床栽培方式による生産であって、工場的生産設備を有するものに限ります。）

(2) 融資の対象とならないもの

- ・ 苗木を購入して、その育成を農業に委託し、育った苗を販売するもの
- ・ 農耕サービス業（脱穀業、農耕請負業等）

4. 納税要件について

Q 遅れて確定申告をしました。現在、納税通知書が送付されていないため、納めたくとも納められません。融資の申し込みはできますか？

A 市税を納めていただくまでは申し込みできません。

Q 納税状況を確認できる書類とは？

A 各区役所、各総合支所の納税担当課で発行する、「市税の滞納がないことの証明書」で納税状況を確認します。

【個人の場合】

個人市民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税

【法人の場合】

個人市民税（特別徴収）、法人市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、特別土地保有税、事業所税

の納税状況を、「市税の滞納がないことの証明書」で確認します。

※市民税が非課税の場合でも、非課税証明書ではなく、上記の証明書にて滞納がないことを確認します。

Q 市外居住者の納税状況の確認方法は？

A 市外居住者は、仙台市にある店舗・事業所について市民税・県民税の申告を行うと、通常均等割額が課税されますので、仙台市分の「市税の滞納がないことの証明書」が必要になります。

Q 市内にて事業を始めるつもりですが、まだ市外に居住しており、店舗や住所が市内にないので、仙台市の「市税の滞納がないことの証明書」が出せません。

A 現住所の「市税の滞納がないことの証明書」をご提出願います。

Q 店舗のある市町村に税金を納めることが分からなかったので申告していません。融資の申し込みはできますか？

A 市外居住者の取り扱いについて、地方税法第294条第1項の規定により「市町村民税は・・・第2号の者（市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者）に対しては、均等割によって課する」と定めています。従って、数年来の営業実績があっても、申告を怠っている場合は対象となりません。市民税・県民税申告書（家屋敷等申告用）による申告後、課税・納税が完了した時点で、申し込みを行ってください。

Q 税務署に確定申告に行ったところ、売上が少ないので申告の必要がないと言われ申告していません。融資の申し込みはできますか？

A 税務署に申告義務がない場合でも、市県民税の申告が必要となります。まだこの手続きをしていない場合は、区役所（又は総合支所）で市民税・県民税申告書（家屋敷等申告用）により申告してください。

この申告により市県民税が課税された場合は、納税してからでないといと融資の申し込みはできません。（納期末到来のものは除きます。）

5. その他

Q 市内で事業を営んでいる外国人は、融資の申し込みができますか？

A 外国人の方でも、在留カードを所持しており住所地の届出をしていれば申し込みできます。通称名を使用している場合は、例えば「仙台太郎こと〇〇太郎」といったように、通称名と本名の両方を申込書等に記入してください。

融資条件について

1. 融資限度額について

Q 同一制度において、借入残高のある場合の融資限度額は？

A 同一制度において、借入残高のある場合は、原則として融資限度額との差額を限度として申し込みできます。ただし、他の借入を含めて、信用保証協会の保証債務残高が保証限度額を超える場合は対象とならないので注意が必要です。

Q 育成融資の振興資金と経済変動対策資金を合わせて申し込みできますか？

A 育成融資の振興資金と経済変動対策資金を合わせて申し込みできます。ただし、信用保証協会の保証限度額の範囲に限ります。

Q 設備資金と運転資金の併用はできますか？ また、認められる場合の融資限度額と融資期間は（育成融資（振興資金）の場合）？

A 併用できます。この場合の融資限度額は、設備資金、運転資金それぞれの申込金額を併せて5千万円となります。また、融資期間は、運転資金の貸付期間（7年以内1年以内の据置を含みます。）となります。

Q 長期資金と短期資金は重複して申し込みできますか？

A 長期資金と短期資金を重複して申し込むことはできません。分割（2口）して申し込んでください。

2. 融資期間について

Q 据置期間を設定した場合の融資期間の考え方は？

A 例えば、融資期間が84カ月の場合、融資期間の最高が84カ月であり、12カ月の据置期間を取ると、残り72カ月で返済を行うこととなります。

Q 融資期間の下限はあるのですか？

A ありません。融資期間が84カ月の場合、それより短い期間であればたとえ1カ月でも申し込みできます。

Q 育成融資（振興資金）を運転資金で利用する際、借入れを4月20日に行うのに対して、最終償還日を7年後の4月末日とした場合、市で定めている融資期間（7年以内）を超えることになりませんが、認められますか？

A 育成融資（振興資金）の融資期間を超えての申し込みはできません。7年以内に最終償還日を設ける必要があります。従って、本事例のようにたとえ数日間であっても融資期間を超えることはできません。

なお、他の融資制度についても同様の取り扱いとなります。

Q 運転資金と設備資金とで融資期間が異なる制度で併用をした場合、融資期間はどのようになりますか？

A 基本的には融資期間が短い方に揃えます。例えば、育成融資（振興資金）で運転資金（融資期間：7年以内）と設備資金（融資期間：12年以内）を併用した場合は、融資期間は7年以内となります。

3. 融資利率、信用保証料について

Q 仙台市の融資制度の金利は、変動金利ですか？

A いいえ。固定金利です。

Q 申込手続中に、融資の利率が改定されました。どの時点での金利が適用されるのですか？

A 金利は、融資実行日の金利を適用します。なお、年度途中で融資制度の利率を変更する場合がありますが、既に融資実行済分の融資利率は変更することができません。

Q 利子補給や保証料補給は実施していますか？

A 一部融資において、保証料補給を実施しております。
（本ガイドブックの「IV. 保証料補給について」参照）

4. 担保について

Q 担保となる物件がありませんが、融資の申し込みはできますか？

A 担保を必要としない融資制度として、新事業創出支援融資（創造的産業支援資金を利用して、不動産取得を行う場合は除きます。）、育成融資（経済変動対策資金〔新事業進出等関連〕）（融資額が2,000万円以下の場合に限ります。）、育成融資（経済変動対策資金〔経営改善等支援関連〕）があります。また、育成融資、小口融資及び地域産業活性化融資の担保設定については、借入金額、借入残高、申込者の返済能力等を総合的に審査したうえで判断されますので、担保がない方でも申し込みができます。

5. 徴求書類等について

Q 決算期が未到来のため決算書がまだ作成できません。どのような書類が必要となりますか？

A 試算表の提出が必要となります。

Q 市の発行するあっせん及び認定の有効期限は？（中小企業信用保険法の規定による認定は除きます。）

A 30日間とします。

Q 登記事項証明書が旧の住居表示のままの場合、申込住所はどうしたらよいでしょうか？

A 印鑑登録の住所で申し込んでください。

Q 市内で商売を始めて3年になりますが、このたび、市内に店舗を借りて支店を出すことになりました。つきましては、その店舗の敷金及び内装工事資金を借りたいのですが、どのような書類を準備すればよろしいでしょうか？

A 契約書（敷金等の記載されたもの）、事業計画書、見積書が必要となります。契約をまだ締結していない場合は仮契約書でも構いませんが、融資が実行された場合直ちに契約を締結し、契約書の写を金融機関経由で信用保証協会に提出してください。

Q 仙台市内に支店登記をしている場合の申込書の記載方法を教えてください。

A 支配人登記をしている場合は、〇〇株式会社 〇〇支店 支配人 仙台太郎と記載してください。住所は支店の住所地となります。また、支配人登記をしていない場合は、〇〇株式会社 代表取締役 宮城次郎 と記載してください。また、住所は本店と支店を併記の上、申し込んでください。

6. 返済について

Q 繰り上げ返済はできますか？

A できます。

Q 長期の融資を受けたいのですが、最終返済日に融資額の半分程度を返済する約定を結ぶことはできますか？

A できません。当初の返済計画が妥当でないこととなります。

Q 利子の徴収方法は？

A 利息は、毎月徴収してください。ただし、短期資金は金融機関の定めるところとします。

Q 返済が困難になった場合、融資期間の延長はできますか？ また、据置期間の延長はできますか？

A 金融機関及び信用保証協会並びに仙台市が了承する場合に限り、延長することができます。

据置期間の延長の取り扱いも、融資期間と同様とします。

7. 資金使途について

Q 制度融資の資金使途に制限はありますか？

A 事業資金であれば特段の制限はありません。この場合の「事業資金」とは、直接事業経営に必要な資金をいい、消費資金のような非生産的なものは事業資金には該当しません。

Q 借り換えのための申し込みは認められますか？

A 仙台市中小企業融資制度の申込人資格要件のほか、次に掲げる要件に該当する場合は借り換えを認めています。

- (1) 借り換えの対象となる資金が、仙台市中小企業融資制度の既往借入金であること。（仙台市中小企業融資制度以外の既往借入金は、借り換えの対象とはなりません。借り換えに際しては、旧債返済資金以外の新規融資の事業資金を含めることができます。）
- (2) 適切な事業計画を有すること。
- (3) 本借入れによって、今後の経営の安定や改善の実現が見込まれること。
- (4) 信用保証協会及び取引金融機関の支援が見込まれること。

Q 融資の対象として認められない資金使途の例は？

- A
- (1) 住宅資金
 - (2) 生活資金（代表者個人等が必要とする資金を含みます。）
 - (3) 投機的資金
 - (4) 転貸資金
 - (5) 出資金、株式払込金等及びこれに類する資金（最低資本金を満たすための資金も融資できません。）
 - (6) しゃし、娯楽に関する資金

《参考》

※1. 融資の対象となる事例

- (1) 売掛金回収のための訴訟費用
- (2) 公害発生企業が地域住民に対し、損害賠償をするための資金
- (3) 従業員が業務上起こした交通事故の損害賠償支払い資金
- (4) 組合などに対する出資金（協業組合に加入するために必要な出資金等）
- (5) 株式会社の配当資金
- (6) 工場の緑化資金
- (7) 商店街振興組合の共同駐車場設置資金
- (8) 小売業者が来客用駐車場借り受けのために契約時に必要な資金
- (9) 従業員に対する教育費
- (10) 事業経営についての建物の賃貸料，入居保証金，敷金，権利金及び火災保険の支払い資金
- (11) 事業の取り扱い上，相手方に差し入れる契約保証金（営業保証供託金）

※2. 場合により，認められる事例

- (1) 訴訟行為における供託金
→訴訟の目的が事業に関するものであれば対象となります。
- (2) 従業員の遺族に対する補償金
→業務上における死亡した従業員の遺族に支給する，会社の規定に基づいた資金は対象となります。
- (3) 従業員への慶弔金
→従業員に対する祝金，見舞金，弔慰金に要する資金は対象となります。
- (4) 経営者の研修費
→研修内容，研修地等から，必要性が認められれば対象となります。

※3. その他

- (1) 借用店舗焼失による弁償資金
→賃貸借契約書の契約内容により判断します。

Q 市外に保養所を設置する場合，融資の対象となりますか？

A 市内の事業所の従業員が利用できる保養所であれば，設置に要する費用は対象となります。

Q 従業員の社宅（福利厚生施設）としてマンションを購入する場合，当該資金は融資の対象となりますか？

A 従業員の福利厚生施設を設置するために必要と認められるものは対象となります。

Q 法人の社長の個人所有のビルを建て替える場合、そのビルに入居している当該法人のビルの建て替え費用は、融資の対象となりますか？

A 入居している当該法人は、テナント部分の改築、修理などの費用は融資の対象となりますが、ビルの建て替え費用は融資の対象となりません。

Q 個人事業主ですが、今度会社を設立することになりました。会社の出資金を捻出するために資金が必要です。融資の対象となりますか？

A 対象になりません。個人の借り入れた資金がすべて別人格である会社に充当されるため、個人事業に必要な資金とは言えないからです。

Q 融資額の査定基準はあるのですか？

A 運転資金は必要資金の範囲内です。また、設備資金は見積書等に記載の金額の範囲内です。

Q いくつかの資金を併用して申し込みできますか？

A 併用できる場合とできない場合があります。以下の例を参考にしてください。

(1) 併用できる場合

例1 育成融資（振興資金）で建物（工場）を建設し、工場内に設置する機械設備を地域産業活性化融資で購入する場合

例2 育成融資（振興資金）で土地を購入し、地域産業活性化融資で建物を建設する場合

例3 一つの設備、建物等を購入するために、2つ以上の制度を併用する場合

(2) 併用できない場合

例 以前あった小口資金又は特別小口資金を利用中で、新たにその他の保証協会付融資を受ける場合

Q 現在、従業員20名の製造業者（小規模企業者に該当します。）が、従業員を増やすため、その支度金等の資金として小口融資を申し込みできますか？

A 申込資格は、成立要件であるとともに存続要件としての意味も含まれています。本事例の場合、融資申し込み時において、小規模企業者でなくなることが明らかであり、小口融資の利用資格を欠くことになることになるので申し込みできません。

Q 車両を購入したいのですが、事業の内容によって購入する車両の制限はありますか？

A 設備資金の車両対象基準は、次のとおりです。

- (1) バン、ワゴン車、トラック等の業務用車両（4ナンバー）は、購入価格、国産車、輸入車、車格及び中古車等の区分を問わず事業内容の必要性から判断します。
- (2) いわゆる乗用車（3及び5ナンバー）の取り扱いについては、基本的には(1)と同様ですが、その乗用車が事業に必要不可欠であり、社会通念上妥当と認められるものであることが必要です。
- (3) 特に、事業所の従業員送迎用、医院、商店又は専門サービス業、飲食店等において業務用（4ナンバー）でなく乗用車での申し込みのとき、あるいは3ナンバー乗用車での申し込みの場合など、その車種の必要性が認められない場合には対象となりません。

Q 融資申込日以前に設備を納入・設置しましたが、支払いはまだ行っていません。この場合、融資の対象となりますか？ また、契約時に手付金を支払った場合、対象となりますか？

A 基本的には、設備などの納入・設置前に融資の申し込みを行ったものを対象とします。ただし、特殊な工作機械や建築物等の発注は、契約から引渡しまで相当の期間を要する場合があることから、次の要件を満たし、代金未払いの場合に限って、契約を結び手付金を支払っていても対象となります。

- (1) 本資金が確実に工作機械や建築物等の支払いに充てられるように管理できること。
- (2) 事前設置の時期が、売買契約書、建築物など工事請負契約書、融資申込日及び当該資金の資金繰りなどから常識的に考えられる時期であること。

Q 既に機械を購入し、支払手形を振り出しています。設備資金で申し込みできますか？

A 手形決済の資金は運転資金なので、設備資金での申し込みはできません。

Q 市外への設備投資は、融資の対象となりますか？

A 市外への設備投資資金についても対象となります。ただし、市外に本店があり、支店登記をしている仙台市内にある支店が申し込む場合は、市内の設備資金に限られます。

Q 設備投資をリースで行う場合、リース期間の契約額全額を単年度で一括融資できますか？

A 設備リースについては、税法上損金算入できるものであり、企業の運転資金です。従って、各年度の支払額は、運転資金として融資の対象となります。ただし、一括融資はできません。

Q 店舗併用住宅の新增改築資金の場合は、融資の対象となりますか？

A 店舗部分だけが融資の対象となります。融資対象金額については、建物の延床面積のうち、店舗面積の割合によって決まります。

〔例〕・建物建設資金 5,000万円

・建物の延床面積 100㎡ ・店舗部分の面積 50㎡

$(5,000万円 \div 100㎡) \times 50㎡ = 2,500万円$ …融資対象額

ただし、店舗部分と住宅部分が密接不可分の関係にあり、その住宅部分も来客の接待、商品の置場、作業所等、常時業務用にも使用される場合は、当該住宅部分も店舗の一部とみなすことができますので、その部分の取得、改造、修理等に要する資金も事業資金と認める場合があります。

Q 土地のみの購入は認められますか？

A 土地投機等に資金が利用されないことがないよう、原則として土地のみの購入は認めていません。

ただし、建物と同時、又は工場、店舗等の新增設及び営業用駐車場の新設・拡充のための土地の購入については、事業計画や事業内容の必要性から事業資金として認める場合があります。

8. その他

Q 融資形式は、どのような種類がありますか？

A 仙台市の中小企業融資制度では「手形貸付」「証書貸付」「手形割引」「でんさい（電子手形）割引」の4つに限定しています。

Q 仙台市融資制度のあっせん書の交付を受けましたが、その後貸付金額の変更を行うことにしました。再度あっせん書の交付を受ける必要がありますか？

A 変更後の貸付金額が、あっせんした額を上回る場合は、再度あっせん書の交付を受ける必要がありますが、下回る場合は、その必要はありません。貸付期間についても同様です。

なお、再度あっせん書を受ける必要のない場合であっても、信用保証協会の保証付き融資の場合は、変更後の信用保証委託申込書と信用保証依頼書の写を中小企業支援課まで速やかに提出してください。

仙台市中小企業融資制度要綱・要領集

■■■ 目次 ■■■

1. 中小企業育成融資制度要綱	1
● 中小企業育成融資制度要領	10
○ 中小企業育成融資制度様式	
第1号様式 融資申込書（振興資金）	21
第2号様式 融資申込書及びあっせん書交付依頼書（経済変動対策資金）	22
第2号の2様式 融資申込書（経済変動対策資金〔コスト負担軽減支援関連用〕）	24
第3号様式 融資あっせん書（経済変動対策資金）	25
第4号様式 条件変更報告書	26
第5号様式 条件変更協議書	27
第6号様式 条件変更承認書	28
第7号様式 個人別承諾一覧	29
第8号様式 状況報告書	30
別紙様式 経済変動対策資金 コスト負担軽減支援関連（電気料金値上げ）該当届出書	31
別紙様式 経済変動対策資金 コスト負担軽減支援関連（原材料高）該当届出書	32
別紙様式 経営行動計画書	33
2. 小規模企業小口融資制度要綱	35
● 小規模企業小口融資制度要領	40
○ 小規模企業小口融資制度様式	
第1号様式 融資申込書	46
第2号様式 条件変更報告書	47
第3号様式 条件変更協議書	48
第4号様式 条件変更承認書	49
第5号様式 個人別承諾一覧	50
3. 地域産業活性化融資制度要綱	51
● 地域産業活性化融資制度要領	59
○ 地域産業活性化融資制度様式	
第1号様式 融資申込書及びあっせん書交付依頼書	73
第2号様式 事業計画書（競争力強化資金〔物流近代化設備導入関連 貨物自動車導入用〕）	74
第3号様式 事業計画認定申請書（公害防止施設、揚水設備改善関連用）	75
第4号様式 事業計画認定申請書（環境保全対応資金〔地盤沈下による被害施設復旧関連用〕）	76
第5号様式 事業計画認定申請書（環境保全対応資金〔公害防止のための改築関連用〕）	78
第6号様式 事業計画認定申請書（環境保全対応資金〔公害防止のための移転関連用〕）	80
第7号様式 事業計画認定申請書（環境保全対応資金〔土壌汚染対策関連用〕）	84

第 8号様式 事業計画認定申請書 （仙台経済成長資金[防災・減災分野，第二創業関連用]）	-----	86
第 9号様式 事業計画書（仙台経済成長資金[公衆利便施設等関連用]）	-----	91
第10号様式 事業計画認定申請書 （仙台経済成長資金[健康福祉産業関連，海外進出関連，6次化・農商工連携， リノベーションまちづくり推進関連用]）	-----	92
第11号様式 事業計画書（仙台経済成長資金[杜の都・GX促進関連用]）	-----	98
第12号様式 事業計画認定書	-----	100
第13号様式 融資あっせん書	-----	101
第14号様式 条件変更協議書	-----	102
第15号様式 条件変更承認書	-----	103
第16号様式 融資状況報告書	-----	104

4. 新事業創出支援融資制度要綱 ----- 105

● 新事業創出支援融資制度要領 ----- 113

○ 新事業創出支援融資制度様式

第 1号様式 融資申込書（起業家支援資金）	-----	121
第 2号様式 融資申込書（創造的産業支援資金）	-----	123
第 3号様式 事業計画書（創造的産業支援資金）	-----	124
第 4号様式 認定申請書（創造的産業支援資金）	-----	130
第 5号様式 条件変更報告書	-----	131
第 6号様式 条件変更協議書	-----	132
第 7号様式 条件変更承認書	-----	133
第 8号様式 個人別保証承諾一覧	-----	134
創業・再挑戦計画書	-----	135
創業計画書	-----	140

4. 社会起業家支援特区保証融資制度要綱 ----- 144

● 社会起業家支援特区保証融資制度要領 ----- 148

○ 社会起業家支援特区保証融資制度様式

第 1号様式 融資申込書	-----	152
第 2号様式 事業計画書	-----	153
第 3号様式 認定申請書	-----	154
第 4号様式 条件変更報告書	-----	155
第 5号様式 条件変更協議書	-----	156
第 6号様式 条件変更承認書	-----	157
第 7号様式 個人別保証承諾一覧	-----	158

5. 中小企業育成融資制度保証料補給金交付要綱	-----	159
● 杜の都・GX促進関連融資に係る仙台市中小企業融資制度信用保証料補給金交付要綱	-----	159
○ 杜の都・GX促進関連融資に係る仙台市中小企業融資制度信用保証料補給金交付様式		
様式第1号 交付申請書兼実績報告書	-----	162
様式第2号 交付決定兼確定通知書	-----	163
様式第3号 交付申請取下書	-----	164
様式第4号 交付請求書	-----	165

仙台市中小企業育成融資制度要綱

(平成7年3月16日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市商工業振興条例（昭和62年条例第7号。以下「条例」という。）

第2条及び第7条の規定に基づく仙台市中小企業育成融資（以下「育成融資」という。）

の助成措置並びにあっせんについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金の種類)

第2条 この制度による資金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 振興資金
- (2) 経済変動対策資金
 - イ 不況関連
 - ロ 金融関連
 - ハ 再生関連
 - ニ 災害関連
 - ホ 東日本大震災復興関連
 - ヘ 危機関連
 - ト 経営力強化関連
 - チ コスト負担軽減支援関連
 - リ 伴走支援関連

(振興資金の対象者)

第3条 振興資金の対象となる者は、中小企業者（中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に該当する者をいう。以下同じ。）であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に事業所又は店舗を有すること。
- (2) 本市の区域内で事業を営んでいること。
- (3) 法人にあつては、本市の区域内に本店又は支店の登記をしていること。
- (4) 個人にあつては、県内の市町村へ住所に関する届出等をしていること。
- (5) 原則として市税を滞納していないこと。
- (6) 信用保証協会に対し求償権債務が残っていないこと。
- (7) 金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (8) 宮城県信用保証協会（以下「協会」という。）の信用保証の対象となる者であること。

(経済変動対策資金の対象者)

第4条 経済変動対策資金の対象となる者は、第3条に掲げる要件に該当する中小企業者であつて、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 不況関連の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、経営の安定に支

障を生じているものとする。

- イ 最近の経済環境の変化により一時的に業況が悪化して、最近3ヵ月又は6ヵ月の売上高又は販売数量（建設業の場合は、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。）の合計が前年、前々年又は3年前同期の売上高等に比して10パーセント以上減少しているもの
 - ロ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号（業種関係）の認定を受けたもの
- (2) 金融関連の対象となる者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第6号（破綻金融機関等関係）の認定を受けたもので、経営の安定に支障を生じているものとする。
- (3) 再生関連の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているものとする。
- イ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第1号（再生手続開始申立等関係）の認定を受けたもの
 - ロ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第2号（事業活動の制限関係）の認定を受けたもの
- (4) 災害関連の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているものとする。
- イ 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害の指定を受けた災害により被害を受けたもの
 - ロ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第4号（自然災害等関連）の認定を受けたもの
- ハ その他市長が特に認めた災害により被害を受けたもの
- (5) 東日本大震災復興関連の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているものとする。
- イ 東日本大震災で直接的な被害（施設や設備、事業用資産の損壊等）を受けたもの
 - ロ 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第1号の認定を受けたもの
- (6) 危機関連の対象となる者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第6項の認定を受けたもので、経営の安定に支障を生じているものとする。
- (7) コスト負担軽減支援関連の対象となる者は、次に掲げる要件に該当し、経営の安定に支障を生じているものとする。
- イ 最近の経済環境の変化により、最近3ヵ月の電気料金が前年又は前々年同期に比して増加し、かつ、最近3ヵ月の売上総利益率又は営業利益率が前年又は前々年同期に比して低下しているもの
 - ロ 最近の経済環境の変化により、最近3ヵ月の原材料費が前年又は前々年同期に比して増加し、かつ、最近3ヵ月の売上総利益率又は営業利益率が前年又は前々年同期に比して低下しているもの
- (8) 伴走支援関連の対象者となる者は、次に掲げる要件に該当し、経営行動に係る計画を策定した者とする。ただし、令和6年6月30日までに協会が保証申込を受け付けたものを対

象とする。

- イ 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定を受けていること
- ロ 中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること
- ハ 次の①又は② i から vi のいずれかに該当すること
 - ①最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること
 - ② i 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - ii 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - iii 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること
 - iv 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - v 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること
 - vi 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること

(融資の条件)

第5条 融資の条件は、次の表のとおりとする。

区 分	振興資金	経済変動対策資金
資金用途	運転資金又は設備資金	(1) 第2条第1項第2号イ、二、ホ、ハ、ト及びリについては、運転資金又は設備資金 (2) 第2条第1項第2号ロ、ハ及びチについては、運転資金
融資限度額	5,000万円 (ただし、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第3号、同項第4号、同項第7号、同項第8号、同項第9号、同項第10号及び同項第11号に該当する団体(以下「組合等」という。)については、1億円)	(1) 第2条第1項第2号イ(第4条第1項ロに該当する場合を除く)、ロ、ハ、ホ、ヘ及びチについては、5,000万円 (2) 第2条第1項第2号ニ(第4条第4項ロに該当する場合を除く)については、3,000万円 (3) 第2条第1項第2号イ(第4条第1項ロに該当する場合)、ニ(第4条第4項ロに該当する場合)、ト及びリについては、8,000万円
融資利率	別に定めるものとする。	

融資期間	<p>運転資金の場合 7年以内（ただし、第2条第1項第2号ホについては、15年以内、同号イ（第4条第1項ロに該当する場合）、二（第4条第4項ロに該当する場合）、ハ及びリについては、10年以内、同号トについては、5年以内）</p> <p>設備資金の場合 15年以内（ただし、第2条第1項第2号イ（第4条第1項ロに該当する場合を除く）、二（第4条第4項ロに該当する場合を除く）については、12年以内、第2条第1項第2号ハ及びリについては、10年以内、同号トについては7年以内）</p> <p>※ 既往の信用保証付き市融資制度の旧債返済を第2条第1項第2号トで行う場合は10年以内</p> <p>※ 融資期間については、第2条第1項第1号、第2号イのうち第4条第1号イに該当するもの、ロ、ハ、二、ト及びチは1年以内、同号イのうち第4条第1項ロ及びに同号二のうち第4条第4項ロ該当するもの及びハは2年以内、同号ホは3年以内、同号リは5年以内の据置期間を設けることができる。</p>	
	<p>(1) 保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。</p> <p>(2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとする。</p>	
区分	振興資金	経済変動対策資金
信用保証	<p>協会の信用保証を必要とする。 （ただし、組合等については、融資を実行する金融機関が必要に応じて設定するものとする。）</p>	<p>協会の信用保証を必要とする。 ただし、第2条第1項第2号トについては、国の全国統一保証制度（経営力強化保証制度）、同号リについては、全国統一保証制度（伴走支援型特別保証制度）の対象であることから、当該保証制度の手續等については、仙台市中小企業育成融資制度要領のほか、協会において別に定める経営力強化保証制度要綱、伴走支援型特別保証制度要綱によるものとする。</p>
返済方法	原則として元金均等返済とする。	

（融資の主体）

第6条 この要綱の規定による融資は、別に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が行うものとする。

（融資の申し込み及び手続き）

第7条 この要綱の規定による融資を受けようとする中小企業者は、別に定める申込書（第

1号様式，第2号様式，第2号の2様式）及び必要書類を指定金融機関又は協会のいずれかに提出しなければならない。

2 この要綱の規定による融資の手続きは，別に定めるものとする。

（調査等）

第8条 市長は，必要があると認めるときは，融資の申込者に対し必要な資料の提出を求め，又は申込者等と面談若しくは実態調査等を行うことができる。

（あっせん）

第9条 市長は，第4条第1項第1号イに掲げる要件に該当する中小企業者について，別に定めるところにより，指定金融機関に対し融資のあっせんを行うことができる。

（融資の審査）

第10条 指定金融機関は，融資の申し込み，市長から融資のあっせん又は協会から信用保証付貸付依頼があったときは，速やかに融資の可否について審査を行うものとする。

2 指定金融機関は，前項の規定による審査を行うにあたって必要があると認めるときは，融資の申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

（信用保証の実行）

第11条 協会は，融資の申し込み若しくは市長又は指定金融機関から融資の申込書（第1号様式，第2号様式，第2号の2様式）その他の書類の送付があったときは，速やかに信用保証の可否について審査を行うものとする。

2 協会は，前項の規定による審査を行うにあたって必要があると認めるときは，融資の申込者に対し必要な資料の提出を求め，又は申込者等と面談若しくは実態調査等を行うことができる。

3 協会は，信用保証が可と判断されるときは，速やかに信用保証の手続きをとるものとする。

（融資の実行）

第12条 指定金融機関は，審査の結果融資が可と判断される場合であって，協会から信用保証の承諾の通知を受けたときは，速やかに融資実行の手続きをとるものとする。

（繰上げ償還）

第13条 市長は，この要綱に基づき融資を受けた者が，次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し，かつ，融資資金の繰上げ償還の措置をする必要があると認めるときは，その旨を指定金融機関に指示することができる。

(1) 融資の申し込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか，融資の継続を不相当と認める事実があったとき。

（条件変更）

第14条 協会は、第12条の規定による融資が実行された者の申し出があった場合において、第5条の条件の範囲内で信用保証の内容を変更する必要があると認めるときは、当該融資を実行する指定金融機関と協議の上、当該信用保証の内容を変更することができる。

2 協会は、前項の規定により信用保証の内容を変更したときは、別に定めるところにより、当該変更の内容について市長に報告しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、協会は、指定金融機関と協議のうえ真にやむを得ないと認めるときは、別に定めるところにより市長の承認を受けて、第5条の条件によらず信用保証の内容を変更することができる。

(報告)

第15条 協会は、指定金融機関からの貸付実行報告等を基に、別に定める様式（第7号様式）により、毎月の保証承諾状況及び個人別報告書を翌月15日まで市長あてに報告するものとする。

2 指定金融機関は、組合等に対して、信用保証を設定せず融資を実行し、その残高が存する場合は、別に定める様式（第8号様式）により、毎月末日現在の融資状況を、翌月15日まで市長あてに報告するものとする。

3 申込中小企業者が、第4条第1項第1号ロ、第4条第1項第5号又は第4条第1項第6号の中小企業者であって、信用保証協会から保証承諾を受けた場合は、取扱金融機関は、半年に一度、信用保証協会に対して所定の業況報告書を提出するものとする。ただし、報告の要否については、信用保証協会が別に定めるところによる。

(資金の措置)

第16条 市長は、指定金融機関が当該融資に要する資金の一部（以下「融資基金」という。）を預託するものとする。

2 前項の預託条件については、別に定めるものとする。

3 指定金融機関は、第1項の規定により預託を受けた融資基金に別に定める協調倍率を乗じて得た金額を目途に融資を行うものとする。

(その他の融資の条件)

第17条 融資の額、返済方法及び担保の提供その他の融資の条件については、第5条に規定するもののほか、融資の申込者と指定金融機関との間の融資についての契約により定めるものとする。

2 融資の申込者と指定金融機関は、前項の規定による融資についての契約を第5条に規定する融資の条件の範囲内で締結しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の実施細目は、経済局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

2 仙台市中小企業融資制度要綱は、廃止する。

附 則（平成9年3月21日改正）

この改正は、平成9年4月1日から実施する。

附 則（平成10年3月19日改正）

この改正は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成10年5月19日改正）

この改正は、平成10年6月1日から実施する。

附 則（平成10年6月3日改正）

この改正は、平成10年6月5日から実施する。

附 則（平成10年10月9日改正）

この改正は、平成10年10月26日から実施する。

附 則（平成10年11月13日改正）

この改正は、平成10年11月25日から実施する。

附 則（平成11年3月16日改正）

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成11年9月27日改正）

この改正は、平成11年10月18日から実施する。

附 則（平成11年11月15日改正）

この改正は、平成11年12月1日から実施する。

附 則（平成12年3月17日改正）

この改正は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成13年3月16日改正）

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成14年3月20日改正）

1 この要綱は、平成14年4月1日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成14年11月19日改正）

1 この要綱は、平成14年12月2日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成15年3月14日改正）

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施し、平成15年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成15年9月18日改正）

1 この要綱は、平成15年10月1日から実施し、平成15年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成16年3月26日改正）

1 この要綱は、平成16年4月1日から実施し、平成16年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成17年3月29日改正）

1 この要綱は、平成17年7月1日から実施し、平成17年度予算についての融資に適用する。なお、同日前までは、従前の例によるものとする。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成18年3月28日改正）

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成19年8月6日改正）

1 この改正は、平成19年8月4日から実施する。

附 則（平成19年9月18日改正）

1 この要綱は、平成19年10月1日以降に協会で保証申込を受付した融資から実施し、平成19年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要綱の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成21年5月15日改正）

1 この要綱は、平成21年5月15日から実施し、平成21年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要綱の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成23年5月20日改正）

1 この要綱は、平成23年5月23日から実施する。なお、改正前の要綱の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。

附 則（平成23年7月26日改正）

1 この要綱は、平成23年8月1日から実施する。

2 第2条第1項第2号イのうち第4条第1項口に該当するもの及び同号ニの資金において、平成23年3月12日から平成24年3月31日まで第12条の規定により融資が実行されたものについては、運転資金の融資期間10年、設備資金の融資期間15年、据置期間3年の範囲内で信用保証の内容変更を行うときは、第14条第3項の規定に関わらず、同第2項の規定によるものとする。

附 則（平成24年3月16日改正）

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施し、平成24年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成25年3月27日改正）

- 1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施し、平成 25 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。
附 則（平成25年9月20日改正）
この改正は、平成 25 年 9 月 20 日から実施する。
附 則（平成25年11月1日改正）
この改正は、平成 25 年 12 月 1 日から実施する。
附 則（平成 26 年 3 月 25 日改正）
- 1 この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施し、平成 26 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。
附 則（平成 27 年 3 月 25 日改正）
- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施し、平成 27 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。
附 則（平成 27 年 9 月 25 日改正）
この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から実施する。
附 則（平成 28 年 3 月 25 日改正）
- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施し、平成 28 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。
附 則（平成29年3月22日改正）
- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施し、平成 29 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。
附 則（平成30年3月30日改正）
- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施し、平成 30 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。
附 則（平成 31 年 3 月 26 日改正）
- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施し、平成 31 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。
附 則（令和 2 年 3 月 2 日改正）
この改正は、令和 2 年 3 月 2 日から実施する。
附 則（令和4年3月25日改正）
- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施し、令和 4 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。
附 則（令和 4 年 7 月 8 日改正）
この改正は、令和 4 年 7 月 8 日から実施する。
附 則（令和 5 年 3 月 30 日改正）
- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施し、令和 5 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。
附 則（令和6年3月29日改正）
- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施し、令和 6 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

仙台市中小企業育成融資制度要領

(平成7年3月16日経済局長決裁)

この要領は、仙台市中小企業育成融資制度要綱（平成7年3月16日経済局長決裁）（以下「要綱」という。）に基づく融資について必要な事項を定める。

1 市税の取り扱いについて

要綱第3条第1項第5号に規定する市税について、その滞納がないことが制度融資の利用要件となるが、市税の徴収の猶予が認められた場合においては、納税担当課が発行した徴収猶予許可通知書又は徴収を猶予している旨を記載した納税証明書の提出をもって、納税要件を満たすものとする。なお、滞納状況であっても納税担当課に納税誓約書を提出し、誓約どおりの納付がある場合は、特例的に納税要件を満たすものとする。

2 融資利率

要綱第5条第1項に規定する融資利率は、次のとおりとする。

- (1) 振興資金 1年以内 年 1.5パーセント 1年超 年 1.9パーセント
- (2) 経済変動対策資金 年 1.5パーセント

（ただし、不況関連のうち中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項5号の認定を受けたもの、金融関連、再生関連、災害関連、東日本大震災復興関連、危機関連、経営力強化関連、コスト負担軽減支援関連、伴走支援関連については 年 1.3パーセント）

3 指定金融機関

要綱第6条に規定する金融機関は、次のとおりとする。

株式会社北海道銀行，株式会社青森銀行，株式会社みちのく銀行，株式会社秋田銀行，株式会社北都銀行，株式会社荘内銀行，株式会社山形銀行，株式会社岩手銀行，株式会社東北銀行，株式会社七十七銀行，株式会社東邦銀行，株式会社常陽銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社北日本銀行，株式会社仙台銀行，株式会社福島銀行，杜の都信用金庫，宮城第一信用金庫，仙南信用金庫，古川信用組合，あすか信用組合及び株式会社商工組合中央金庫仙台支店

4 申込書及び必要書類

要綱第7条第1項に規定する仙台市中小企業育成融資（以下「育成融資」という。）振

興資金及び経済変動対策資金の申込書及び必要書類は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、公的機関の発行する証明書等については、原則として発行してから3ヵ月以内のものとする。

申込書

●振興資金

仙台市中小企業育成融資制度（振興資金）申込書（第1号様式）

●経済変動対策資金

仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金）申込書及びあっせん書交付依頼書（第2号様式）

仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金（コスト負担軽減支援関連））申込書（第2号の2様式）

必要書類

(1) 申込みの都度必要な書類

信用保証委託申込書

信用保証依頼書

信用保証委託契約書

申込人の市税の滞納がないことの証明書

市税の徴収の猶予が認められた場合においては■徴収猶予許可通知書又は徴収を猶予している旨記載した納税証明書

市税の分納者については■納税誓約書の写し、及び納税誓約どおり納付がされていることのわかる書類（領収書の写し等）

見積書の写（設備資金の場合）

工事概況表の写（建設業の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合）

特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）

(2) 場合により必要な書類

●初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合

申込人（企業）概要

最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合）

所得税の申告をせず、市県民税の申告をしているものについては、■最近2期分の市県民税の申告書の控の写

融資の申込時点で、所得税又は市県民税の申告の期日が到来しないものについては、■開業届の写及び■帳簿の写等

最近2期分の決算書の写（法人の場合）

融資の申込時点で、決算の期日が到来しないものについては、■開業から直近月までの試算表の写

●初回又は変更があった場合

申込人及び保証人の印鑑証明書の写

登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合）

定款の写（法人の場合）

申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等）

許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

(3) 制度により必要な書類

経済変動対策資金を受ける場合は、上記申込書及び必要書類に加えて、

●不況関連の場合

申込書の内容（売上の減少等）を証明する書類（要綱第4条第1項第1号イに該当する場合）

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定申請書（要綱第4条第1項第1号ロに該当する場合）

●金融関連の場合

中小企業信用保険法第2条第5項第6号の規定による認定申請書（要綱第4条第1項第2号に該当する場合）

●再生関連の場合

中小企業信用保険法第2条第5項第1号の規定による認定申請書（要綱第4条第1項第3号イに該当する場合）

中小企業信用保険法第2条第5項第2号の規定による認定申請書（要綱第4条第1項第3号ロに該当する場合）

●災害関連の場合

り災証明書の写又はり災届出証明書の写

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書（要綱第4条第1項第4号ロに該当する場合）

●東日本大震災復興関連の場合

東日本大震災で直接的な被害（施設や設備、事業用資産の損壊等）を受けたことによるり災証明書の写又はり災届出証明書の写

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第128条第1項第1号の認定申請書（要綱第4条第1項第5号ロに該当する場合）

東日本大震災の影響を要因として必要な資金である旨の理由書

●危機関連の場合

中小企業信用保険法第2条第6項の規定による認定申請書（要綱第4条第1項第6号に該当する場合）

●コスト負担軽減支援関連の場合

経済変動対策資金 コスト負担軽減支援関連（電気料金値上げ）該当届出書（要綱第4条第1項第7号イに該当する場合）

経済変動対策資金 コスト負担軽減支援関連（原材料高）該当届出書（要綱第4条第1項第7号ロに該当する場合）

届出書の内容（電気料金・原材料費の増加，売上総利益率の低下等）を証明する書類

●伴走支援関連の場合

経営行動計画書

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定書（要綱第4条第1項第8号イに該当する場合）

中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定書（要綱第4条第1項第8号ロに該当する場合）

売上高減少要件確認書（要綱第4条第1項第8号ハ①に該当する場合）

売上高総利益率減少要件確認書（要綱第4条第1項第8号ハ② i ~ iii に該当する場合）

売上高営業利益率減少要件確認書（要綱第4条第1項第8号ハ② iv ~ vi に該当する場合）

経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応の場合）

5 融資の手続き

要綱第7条第2項に規定する融資の手続きは，次による。

(1) 振興資金の融資の手続き

振興資金の融資の手続きは，次のいずれか一とする。

イ 手続き・1

- ① 融資の申込者は，申込書及び必要書類を指定金融機関に提出する。
- ② 指定金融機関は，申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 指定金融機関は，審査の結果，振興資金による融資が可と判断したときは，信用保証依頼書に必要事項を記載の上，申込書及び関係書類を協会に送付する。
- ④ 協会は，指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑤ 協会は，審査の結果，振興資金による融資の信用保証が可と判断したときは，信用保証の手続きをとり，これを受けて指定金融機関は，速やかに融資を実行する。

□ 手続き・2

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を協会に提出する。
- ② 協会は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 協会は、審査の結果、振興資金による融資の信用保証が可と判断したときは、申込書及び関係書類から、申込書を除いた書類に信用保証付貸付依頼書を添えて指定金融機関に送付する。
- ④ 指定金融機関は、協会による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑤ 指定金融機関は、審査の結果、振興資金による融資が可と判断したときは、信用保証付貸付承諾書及び信用保証依頼書に必要事項を記載の上、関係書類を協会に送付する。
- ⑥ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて信用保証の手続きをとり、指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

ハ 手続き・3（信用保証を設定しない場合）

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を指定金融機関に提出する。
- ② 指定金融機関は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 指定金融機関は、審査の結果、振興資金による融資が可と判断したときは、速やかに融資を実行する。

② 経済変動対策資金の融資の手続き

経済変動対策資金の融資の手続きは、次のとおりとする。

イ 不況関連（要綱第4条第1項第1号イ）の場合

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を指定金融機関に提出する。
- ② 指定金融機関は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 指定金融機関は、審査の結果、経済変動対策資金による融資が可と判断したときは、仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金）あっせん書交付依頼書に必要事項を記載の上、申込書及び関係書類を市長に送付する。
- ④ 市長は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑤ 市長は、審査の結果、経済変動対策資金による融資が可と判断したときは、申込書及び関係書類から、申込書を除いた書類に仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金）あっせん書（第3号様式）を添えて指定金融機関に送付する。
- ⑥ 指定金融機関は、信用保証依頼書に必要事項を記載の上、関係書類を協会に送付する。
- ⑦ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑧ 協会は、審査の結果、経済変動対策資金による融資の信用保証が可と判断したときは、信用保証の手続きをとり、これを受けて指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

□ 不況関連（要綱第4条第1項第1号□），金融関連（要綱第4条第1項第2号），再生関連（要綱第4条第1項第3号），災害関連（要綱第4条第1項第4号□），東日本大震災復興関連（要綱第4条第1項第5号□），危機関連（要綱第4条第1項第6号）及び伴走支援関連（要綱第4条第1項第8号イ及び□）の場合

- ① 融資の申込者は、認定申請書及び必要書類を市長に提出する。
- ② 市長は、認定申請書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 市長は、審査の結果、認定を行うことが適当であると決定したときは、当該認定者に認定書を交付する。
- ④ 融資の申込者は、申込書及び必要書類を指定金融機関に提出する。
- ⑤ 指定金融機関は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ⑥ 指定金融機関は、審査の結果、経済変動対策資金による融資が可と判断したときは、信用保証依頼書に必要事項を記載の上、申込書及び関係書類を協会に送付する。
- ⑦ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑧ 協会は、審査の結果、経済変動対策資金による融資の信用保証が可と判断したときは、信用保証の手続きをとり、これを受けて指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

ハ 災害関連（要綱第4条第1項第4号イ及びハ），東日本大震災復興関連（要綱第4条第1項第5号イ）及び伴走支援関連（要綱第4条第1項第8号ハ）の場合

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を指定金融機関に提出する。
- ② 指定金融機関は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 指定金融機関は、審査の結果、経済変動対策資金による融資が可と判断したときは、信用保証依頼書に必要事項を記載の上、申込書及び関係書類を協会に送付する。
- ④ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑤ 協会は、審査の結果、経済変動対策資金による融資の信用保証が可と判断したときは、信用保証の手続きをとり、これを受けて指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

ホ コスト負担軽減支援関連（要綱第4条第1項第7号）の場合

- ① 融資の申込者は、該当届出書及び必要書類を市長に提出する。
- ② 市長は、該当届出書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 市長は、確認の結果、届出内容が適当であると決定したときは、当該届出者に確認書を交付する。
- ④ 融資の申込者は、申込書及び必要書類を指定金融機関に提出する。
- ⑤ 指定金融機関は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ⑥ 指定金融機関は、審査の結果、経済変動対策資金による融資が可と判断したときは、信用保証依頼書に必要事項を記載の上、申込書及び関係書類を協会に送付する。
- ⑦ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。

- ⑧ 協会は、審査の結果、経済変動対策資金による融資の信用保証が可と判断したときは、信用保証の手続きをとり、これを受けて指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

6 条件変更の手続き

要綱第14条に規定する条件変更の手続きは、次による。

(1) 要綱第14条第2項による条件変更の手続き

協会は、仙台市中小企業育成融資制度条件変更報告書（第4号様式）により市長に報告するものとする。

(2) 要綱第14条第3項による条件変更の手続き

- ① 協会は、債務者及び融資を実行した指定金融機関と協議の後に、仙台市中小企業育成融資制度条件変更協議書（第5号様式）に変更内容を証する書類を添付し市長に協議するものとする。
- ② 市長は、協議内容を審査し、約定内容の変更がやむを得ないものと認められるときは、協会あてに仙台市中小企業育成融資制度条件変更承認書（第6号様式）を交付する。
- ③ 協会は、仙台市中小企業育成融資制度条件変更承認書（第6号様式）の交付を受けて条件変更の手続きをとる。

1 この要領は、平成7年4月1日から実施する。

2 仙台市中小企業融資制度要領は、廃止する。

附 則（平成7年5月15日改正）

この改正は、平成7年5月29日から実施する。

附 則（平成7年10月16日改正）

この改正は、平成7年10月30日から実施する。

附 則（平成9年11月18日改正）

この改正は、平成9年11月25日から実施する。

附 則（平成9年12月5日改正）

この改正は、平成9年12月12日から実施する。

附 則（平成10年3月24日改正）

この改正は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成10年6月1日改正）

この改正は、平成10年6月1日から実施する。

附 則（平成10年10月9日改正）

この改正は、平成10年10月26日から実施する。

附 則（平成10年11月13日改正）

この改正は、平成10年11月25日から実施する。

附 則（平成11年3月16日改正）

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成11年9月27日改正）

この改正は、平成11年10月18日から実施する。

附 則（平成11年11月15日改正）

この改正は、平成11年12月1日から実施する。

附 則（平成12年3月17日改正）

この改正は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成12年7月18日改正）

この改正は、平成12年8月1日から実施する。

附 則（平成13年3月16日改正）

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成14年3月20日改正）

- 1 この要領は、平成14年4月1日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成14年6月12日改正）

- 1 この要領は、平成14年6月17日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領による改正後の3指定金融機関（あすか信用組合に係る部分に限る。）の規定は、平成14年4月15日から適用する。
- 3 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成15年1月29日改正）

- 1 この要領は、平成15年2月17日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成15年3月14日改正）

- 1 この要領は、平成15年4月1日から実施し、平成15年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成15年9月18日改正）

- 1 この要領は、平成15年10月1日から実施し、平成15年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該

融資にも適用する。

附 則（平成16年3月26日改正）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から実施し、平成16年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成17年3月29日改正）

- 1 この要領は、平成17年7月1日から実施し、平成17年度予算についての融資に適用する。なお、同日前までは、従前の例によるものとする。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成18年3月28日改正）

- 1 この要領は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成18年5月10日改正）

- 1 この要領は、平成18年5月10日から実施し、平成18年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成19年8月6日改正）

- 1 この改正は、平成19年8月4日から実施する。

附 則（平成19年9月18日改正）

- 1 この要綱は、平成19年10月1日以降に協会で保証申込を受付した融資から実施し、平成19年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。
- 2 この要領による改正後の3指定金融機関（きらやか銀行に係る部分に限る）の規定は、平成19年5月7日から適用する。
- 3 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成23年3月16日改正）

- 1 この要領は、平成23年4月1日以降の融資から実施し、平成23年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成23年5月20日改正）

- 1 この改正は、平成23年5月23日から実施する。

附 則（平成24年3月16日改正）

- 1 この要領は、平成24年4月1日以降の融資から実施し、平成24年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成24年7月9日改正）

- 1 この要領は、平成 24 年 7 月 9 日から実施し、平成 24 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日改正）

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日以降の融資から実施し、平成 25 年度予算についての融資に適用する。
なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 25 年 9 月 20 日改正）

この改正は、平成 25 年 9 月 20 日から実施する。

附 則（平成 25 年 11 月 1 日改正）

この改正は、平成 25 年 12 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日改正）

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日以降の融資から実施し、平成 26 年度予算についての融資に適用する。
なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 27 年 3 月 25 日改正）

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から実施し、平成 27 年度予算についての融資に適用する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 27 年 9 月 25 日改正）

この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日改正）

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施し、平成 28 年度予算についての融資に適用する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日改正）

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施し、平成 29 年度予算についての融資に適用する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日改正）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施し、平成 30 年度予算についての融資に適用する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日改正）

- 1 仙台中小企業育成融資制度要領の一部改正

仙台中小企業育成融資制度要領(平成 7 年 3 月 16 日経済局決裁)の一部を次のように改正する。

別記、第 1 号様式、第 2 号様式、第 2 号の 2 様式、第 3 号様式、第 4 号様式、第 6 号様式、第 8 号様式、別紙様式：杜の都緊急経済サポート資金(電気料金値上げ)該当届出書兼確認書、別紙様式：杜の都緊急経済サポート資金(原材料高)該当届出書兼確認書中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日改正）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施し、令和 2 年度予算についての融資に適用する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（令和 2 年 5 月 12 日改正）

この改正は、令和 2 年 5 月 12 日から実施する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日改正）

- 1 この要領は，令和 3 年 4 月 1 日から実施し，令和 3 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は，次年度以降の各年度において，当該融資の予算が成立した場合に，当該融資にも適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日改正）

- 1 この要領は，令和 4 年 4 月 1 日から実施し，令和 4 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は，次年度以降の各年度において，当該融資の予算が成立した場合に，当該融資にも適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日改正）

- 1 この要領は，令和 5 年 4 月 1 日から実施し，令和 5 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は，次年度以降の各年度において，当該融資の予算が成立した場合に，当該融資にも適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日改正）

- 1 この要領は，令和 6 年 4 月 1 日から実施し，令和 6 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は，次年度以降の各年度において，当該融資の予算が成立した場合に，当該融資にも適用する。

仙台市中小企業育成融資制度(振興資金)・仙台市小規模企業小口融資制度申込書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

事業所所在地

企 業 名

代 表 者 名

電 話 番 号 () -

今般事業資金として、仙台市中小企業育成融資制度（振興資金）・仙台市小規模企業小口融資制度を利用したいので、関係書類を添付のうえ下記のとおり申し込みます。

なお、融資を受けた後は債務を返済し、一切迷惑をかけないことを誓約します。

また、暴力団等との関係を有していないことを誓約し、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

1. 資金の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 育成融資制度（振興資金） (2) 小口融資制度（小口零細資金）		
2. 申込金額 円	3. 返済期間 (据置期間)	カ月 (カ月)	
4. 資金使途	(1) 運転 円	(2) 設備 円	
	(具体的な資金使途)		
5. 返済方法	一括払	分割払	
6. 申込金融機関	本・支店		
7. 営業内容	業種	営業年数	年 カ月

ご記入いただいた個人情報等につきましては、融資制度に関する事務のほか、仙台市及び仙台市産業振興事業団の各事業（セミナー等）情報提供の目的のみに閲覧・利用とし、各団体の規定に基づき厳重に取扱・管理を行います。各事業情報提供をご希望されない場合はチェックをお願いいたします。 情報提供を希望しない。

減少率	％
-----	---

$$\text{減少率} = \frac{(b) - (a)}{(b)} \times 100\%$$

※ 小数点以下は切り捨て処理をしてください。

② 経営の安定に支障を生じている理由（受注減，入金条件の悪化等），将来の見通し等

(2) 金融関連（融資取引のある金融機関が経営破綻した場合）

中小企業信用保険法第2条第5項第6号

◎該当金融機関名：

(3) 再生関連（取引先の再生手続開始申立等又は事業活動の制限の場合）

◎ 該当する要件を○で囲んでください。

(イ) 中小企業信用保険法第2条第5項第1号 (ロ) 中小企業信用保険法第2条第5項第2号

(4) 災害関連（災害により被害を受けた場合）

◎ 災害の概要

(5) 東日本大震災復興関連（東日本大震災により被害を受けた場合）

◎ 災害の概要

(6) 危機関連

◎ 大規模経済危機，災害等による信用収縮の概要

(7) 伴走支援関連

◎ 伴走支援金融機関名：

◎ (借換の場合) 既往の仙台市融資制度資金名（融資実行年度）：

※あっせん書交付依頼書(下記)及びあっせん書は，不況関連(要綱第4条第1項第1号イ)に該当する場合のみ必要です。

仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金）あっせん書交付依頼書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

金融機関名

代表者名

資金借り入れの申し込みは上記のとおりであり，調査の結果，貴市の融資あっせん書の送付を受けて，下記のとおり貸し付けしたいので，関係書類を添え依頼します。

記

1. 資金の種類			
2. 貸付金額	円	3. 貸付期間 (据置期間)	ヵ月 (ヵ月)
4. 貸付予定日	年 月 日	5. 担保	無・有 ()

ご記入いただいた個人情報等につきましては，融資制度に関する事務のほか，仙台市及び仙台市産業振興事業団の各事業（セミナー等）情報提供の目的のみに閲覧・利用とし，各団体の規定に基づき厳重に取扱・管理を行います。

各事業情報提供をご希望されない場合はチェックをお願いいたします。

情報提供を希望しない。

仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金（コスト負担軽減支援関連））申込書

年 月 日

（あて先）仙台市長

住 所

事業所所在地

企 業 名

代 表 者 名

電 話 番 号 （ ） -

今般事業資金として、仙台市中小企業育成融資制度（経済変動対策資金（コスト負担軽減支援関連））を利用したいので、関係書類を添付のうえ下記のとおり申し込みます。

なお、融資を受けた後は債務を返済し、一切迷惑をかけることを誓約します。

また、暴力団との関係を有していないことを誓約し、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

1. 資金の種類	育成融資制度（経済変動対策資金（コスト負担軽減融資関連）） （該当するものを○で囲んでください） (1) 電気料金値上げ (2) 原材料高		
2. 申込金額	円	3. 返済期間 （据置期間）	ヵ月 (ヵ月)
4. 資金使途	運転 円		
	（具体的な資金使途）		
5. 返済方法	一括払 分割払		
6. 申込金融機関	本・支店		
7. 営業内容	業種	営業年数	
		年	ヵ月

ご記入いただいた個人情報等につきましては、融資制度に関する事務のほか、仙台市及び仙台市産業振興事業団の各事業（セミナー等）情報提供の目的のみに閲覧・利用とし、各団体の規定に基づき厳重に取扱・管理を行います。各事業情報提供をご希望されない場合はチェックをお願いいたします。 情報提供を希望しない。

仙台市中小企業育成融資制度あっせん書

No.

年 月 日

金融機関本支店長 様

仙台市長名 印

下記の者は、本制度による融資に適するものと認められるのであっせんします。

記

住 所	
事 業 者 名	
業 種	
資金の種類	
貸付金額	
貸付期間	
資金使途	

仙台市中小企業育成融資制度条件変更報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮城県信用保証協会
本店営業部長名又は支店長名

年 月 日条件変更を受け付けた申込人について、下記のとおり条件変更したので報告します。

記

制度資金名	振興資金・経済変動対策資金
-------	---------------

条件変更 申込人	事業者名	業種
	当初保証承諾日 年 月 日	当初貸付日 年 月 日
	住所 仙台市	

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
貸付期限		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

変更理由	
------	--

仙台市中小企業育成融資制度条件変更協議書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮城県信用保証協会
本店営業部長名又は支店長名

年 月 日条件変更を受け付けた申込人について、下記のとおり内定したので協議します。

記

制度資金名	振興資金 ・ 経済変動対策資金
-------	-----------------

条件変更 申込人	事業者名	業種	当初保証承諾日 年 月 日
	住所 仙台市		

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

変更理由	
------	--

仙台市中小企業育成融資制度条件変更承認書

No.

年 月 日

宮城県信用保証協会
本店営業部長名又は支店長名 様

仙台市長名 印

年 月 日付で協議のあった仙台市

について、貴協会内定のとおり条件変更を承認します。

記

制度資金名	振興資金 ・ 経済変動対策資金
-------	-----------------

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

仙台市中小企業育成融資制度個人別承諾一覧

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮城県信用保証協会

番号	被保証人名	業種	保証番号	金融機関名	保証承諾日	保証金額	保証期限	返済方法	資金使途	融資利率	保証料率

仙台市中小企業育成融資振興資金状況報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

取扱金融機関名

年 月 月末現在

資金の種類	区 分	前 月 未 残 高		当 月 中 融 資 高		当 月 中 回 収 高		() 月 末 融 資 残 高	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
振 興 資 金									

- ※ 1. 当月中回収高欄の件数は完済件数を記入してください。
 2. 金額の単位は千円で記入してください。
 3. この報告は、組合等に対して、信用保証を設定せず融資を実行し、その残高が存する場合に限りです。

別紙様式: 杜の都緊急経済サポート資金(電気料金値上げ) 該当届出書兼確認書

経済変動対策資金 コスト負担軽減支援関連 (電気料金値上げ) 該当届出書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

届出者 住 所
会社名 (氏名)
代表者名
電話番号 () ー

私は、_____業を営んでおりますが、電気料金の値上げに起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、仙台市中小企業育成融資制度要綱第4条第1項第8号の対象者に該当することを届け出ます。

記

要件1 最近3ヵ月間の電気料金が前年又は前々年同期と比較して増加する。

A: 最近3ヵ月間の電気料金の合計
(年 月 ~ 月) _____ 円

B: Aの期間に対応する前年又は前々年3ヵ月間の電気料金の合計
(年 月 ~ 月) _____ 円

要件2 最近3ヵ月間の売上総利益率または営業利益率が前年又は前々年同期と比較して低下する。
(売上総利益率 ・ 営業利益率) ※いずれかに○

C: 最近3ヵ月間の売上総利益率または営業利益率
(年 月 ~ 月) _____ %
※小数点以下第2位まで(端数切捨て)

D: Cの期間に対応する前年又は前々年3ヵ月間の売上総利益率または営業利益率
(年 月 ~ 月) _____ %
※小数点以下第2位まで(端数切捨て)

第 号
年 月 日
届出のとおり相違ないことを確認しました。

仙台市長 郡 和 子

(留意事項)

- ① 本申請書は2通の提出が必要です。
- ② この届出とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

(添付書類)

- ① 最近3ヵ月(A)及び前年又は前々年同期(B)の電気料金が確認できる書類(明細票、請求書の写等)
- ② 最近3ヵ月(C)及び前年又は前々年同期(D)の売上総利益率または営業利益率が確認できる書類(試算表、帳簿の写等)
- ③ (法人の場合) 登記事項証明書の写
(個人の場合) 営業するのに必要な許認可証等の写または所得税の確定申告書の写

経済変動対策資金 コスト負担軽減支援関連 (原材料高) 該当届出書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

届出者 住 所
会社名 (氏名)
代表者名
電話番号 () -

私は、_____業を営んでおりますが、原材料高に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、仙台市中小企業育成融資制度要綱第4条第1項第8号の対象者に該当することを届け出ます。

記

要件1 最近3ヶ月間の原材料費が前年又は前々年同期と比較して増加する。

A: 最近3か月間の原材料費の合計

(年 月 ~ 月) _____ 円

B: Aの期間に対応する前年又は前々年3か月間の原材料費の合計

(年 月 ~ 月) _____ 円

要件2 最近3ヶ月間の売上総利益率または営業利益率が前年又は前々年同期と比較して低下する。

(売上総利益率 ・ 営業利益率) ※いずれかに○

C: 最近3か月間の売上総利益率または営業利益率

(年 月 ~ 月) _____ %

※小数点以下第2位まで(端数切捨て)

D: Cの期間に対応する前年又は前々年3か月間の売上総利益率または営業利益率

(年 月 ~ 月) _____ %

※小数点以下第2位まで(端数切捨て)

第 号
年 月 日

届出のとおり相違ないことを確認しました。

仙台市長 郡 和 子

(留意事項)

- ① 本申請書は2通の提出が必要です。
- ② この届出とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

(添付書類)

- ① 最近3か月(A)及び前年又は前々年同期(B)の原材料費が確認できる書類(試算表、帳簿の写等)
- ② 最近3か月(C)及び前年又は前々年同期(D)の売上総利益率または営業利益率が確認できる書類(試算表、帳簿の写等)
- ③ (法人の場合)登記事項証明書の写
(個人の場合)営業するのに必要な許認可証等の写または所得税の確定申告書の写

経営行動計画書

1. 事業者名等

住 所	
法 人 名 代 表 者 名 又 は 氏 名	

【金融機関名】 との対話を通して、現状認識及び今後のアクションプランを策定しました。

今後 【金融機関名】 との対話を継続し、アクションプランに取組み、進捗の報告を行います。

【情報提供の同意】

伴走支援型特別保証制度を利用するにあたり、【金融機関名】 が保有する以下に掲げる当社(私)の情報を以下に掲げる利用目的のために、信用保証協会及び経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

1. 提供する情報	2. 提供先における利用目的
①決算・税務申告及び財務評価に関する情報 ②業種・従業員数	政策効果の検証

*事業者名は経済産業省に提供されません。

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について、次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法（該当する項目にチェック）	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> 来店面談 <input type="checkbox"/> 訪問面談 <input type="checkbox"/> その他（ ）	

2. 現状認識^(※1)

No.	項目	内容
①	事業概要	
②	外部環境 事業の強み・弱み	
	(課題)	
③	経営状況 財務状況	
	(課題)	

3. 財務分析

直近の決算期			
①売上増加率(売上持続性)(%)		④EBITDA 有利子負債倍率(健全性)(倍)	
②営業利益率(収益性)(%)		⑤営業運転資本回転期間(効率性)(か月)	
③労働生産性(生産性)(千円)		⑥自己資本比率(安全性)(%)	

*表中の財務指標はローカルベンチマークにおける6指標となります。(※2)
個人事業主の方は①②③のみ記載してください。

4. 計画終了時点における将来目標

* 「2. 現状認識」を踏まえた計画終了時点における事業の具体的な将来目標を記載してください。直近決算の売上高営業利益が赤字の場合は、黒字化に向けた具体的な取組をご記入下さい。

将来目標					
EBITDA	計画1年目	計画2年目	計画3年目	計画4年目	計画5年目
有利子負債倍率	倍	倍	倍	倍	倍

* 個人事業主の方は EBITDA 有利子負債倍率の記載は不要です。

5. 具体的なアクションプラン

* 「2. 現状認識」の課題（②③のいずれか1つでも可）について取組計画等を記載してください。計画1年目は、計画策定日の属する事業年度となります。改善目標指標には、「3. 財務分析」の①～⑥（④を除く）のいずれかの指標を記載し、目標値には同指標の計画年度毎の目標値を記載してください。「本資金の活用方法」は取組計画との関連性を中心に記載してください（課題が複数場合は、いずれか1つの取組計画に係る記載でも可）。

課題	取組計画等	主な取組				
		計画1年目 (計画策定年度) (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
	取組計画					
	改善目標指標					
	目標値					
本資金の活用方法 (資金使途、資金効果等)						

6. 収支計画及び返済計画

(単位：千円)

	直近決算の状況 (計画策定前) (令和 年 月 期)	計画1年目 (令和 年 月 期)	計画2年目 (令和 年 月 期)	計画3年目 (令和 年 月 期)	計画4年目 (令和 年 月 期)	計画5年目 (令和 年 月 期)
売上高						
営業利益						
税引き後当期純利益						
減価償却費						
借入金返済額						

(本計画書中、別に添付する計画書で代える項目がある場合には項目名をチェックして下さい。)

2. 現状認識 3. 財務分析 4. 計画終了時点における将来目標 5. 具体的なアクションプラン 6. 収支計画及び返済計画

以上

※1 「2. 現状認識」について、「ローカルベンチマーク」における非財務ヒアリングシートを作成している場合には、同シートの提出でも差し支えありません。

ローカルベンチマークの概要については以下 URL または QR コードをご参照ください。

https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

※2 ローカルベンチマークの算出方法及び各指標の意義は以下『6つの財務指標』の通りです。



(参考) 財務分析の視点 ～6つの財務指標～

<p>①売上増加率 【計算式】=(売上高/前年度売上高) - 1 【意義】キャッシュフローの源泉である売上高の増減率を確認することが可能であるとともに、事業者の成長ステージを判断するのに有用な指標です。</p>	<p>②営業利益率 【計算式】=営業利益/売上高 【意義】本業の収益性を図る重要な指標であり、事業性を評価するための、収益性分析の最も基本的な指標です。</p>
<p>③労働生産性 【計算式】=営業利益/従業員数 【意義】従業員1人当たりが獲得する営業利益を示すものであり、成長力、競争力等を評価する指標です。</p>	<p>④EBITDA 有利子負債倍率 【計算式】=(借入金-現預金)/(営業利益+減価償却費) 【意義】営業利益+減価償却費の部分は営業キャッシュフローを簡易的に示すもので、有利子負債と当該営業キャッシュフローを比較しているため、倍率が低いほど返済能力があることを示す指標です。</p>
<p>⑤営業運転資本回転期間 【計算式】=(売上債権+棚卸資産-買入債務)/月商 【意義】営業運転資金とは、販売・提供した商品・サービスの売上債権を回収するまでに必要となる資金を示すものです。過去の値と比較することで、売上増減と比べた営業運転資金の増減を計測することができます。回収や支払等の取引条件の変化による必要運転資金の増減を把握するための指標です。</p>	<p>⑥自己資本比率 【計算式】=純資産/総資産 【意義】総資産のうち、返済義務のない自己資本が占める比率を示し、安全性分析の最も基本的な指標です。</p>

仙台市小規模企業小口融資制度要綱

(平成7年3月16日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市商工業振興条例(昭和62年条例第7号。以下「条例」という。)第2条及び第7条の規定に基づく仙台市小規模企業小口融資(以下「小口融資」という。)の助成措置並びにあっせんについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金の種類)

第2条 この制度による資金は、小口零細資金とする。

(小口零細資金の対象者)

第3条 小口零細資金の対象となる者は、小規模企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第3項第1号から第6号に該当する者をいう。以下同じ。)であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に事業所又は店舗を有すること。
- (2) 本市の区域内で事業を営んでいること。
- (3) 法人にあつては、本市の区域内に本店又は支店の登記をしていること。
- (4) 個人にあつては、県内の市町村へ住所に関する届出等をしていること。
- (5) 組合にあつては、本市の区域内に法人登記をしていること。
- (6) 原則として市税を滞納していないこと。
- (7) 信用保証協会に対し求償権債務が残っていないこと。
- (8) 金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (9) 宮城県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証の対象となる者であること。
- (10) 協会(他協会を含む)の保証付き融資額が2,000万円未満であること。

(融資の条件)

第4条 融資の条件は、次の表のとおりとする。

区 分	小口零細資金
資 金 使 途	運転資金又は設備資金
融 資 限 度 額	2,000万円(ただし、既存の協会(他協会を含む)保証付き融資残高がある場合は合計で2,000万円まで)
融 資 利 率	別に定めるものとする。

融 資 期 間	<p>運転資金の場合 7年以内</p> <p>設備資金の場合 7年以内</p> <p>※融資期間については、いずれも6ヵ月以内の据置期間を設けることができる。</p>
保証人及び担保	<p>(1) 保証人は、必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。</p> <p>(2) 担保は、原則として不要とする。</p>
信 用 保 証	協会の、国の全国統一保証制度である小口零細企業保証制度を必要とする。
返 済 方 法	原則として元金均等返済とする。

(融資の主体)

第5条 この要綱の規定による融資は、別に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が行うものとする。

(融資の申し込み及び手続き)

第6条 この要綱の規定による融資を受けようとする小規模企業者は、別に定める申込書（第1号様式）及び必要書類を指定金融機関又は協会のいずれかに提出しなければならない。

2 この要綱の規定による融資の手続きは、別に定めるものとする。

(調査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求め、又は申込者等と面談若しくは実態調査等を行うことができる。

(融資の審査)

第8条 指定金融機関は、融資の申し込み又は協会から信用保証付貸付依頼があったときは、速やかに融資の可否について審査を行うものとする。

2 指定金融機関は、前項の規定による審査を行うにあたって必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(信用保証の実行)

第9条 協会は、融資の申し込み又は指定金融機関から融資の申込書（第1号様式）その他の書類の送付があったときは、速やかに信用保証の可否について審査を行うものとする。

- 2 協会は、前項の規定による審査を行うにあたって必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求め、又は申込者等と面談若しくは実態調査等を行うことができる。
- 3 協会は、信用保証が可と判断されるときは、速やかに信用保証の手続きをとるものとする。

（融資の実行）

第10条 指定金融機関は、審査の結果融資が可と判断される場合であって、協会から信用保証の承諾の通知を受けたときは、速やかに融資実行の手続きをとるものとする。

（繰上げ償還）

第11条 市長は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、融資資金の繰上げ償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を指定金融機関に指示することができる。

- (1) 融資の申し込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。
- (2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続を不適當と認める事実があったとき。

（条件変更）

第12条 協会は、第10条の規定による融資が実行された者の申し出があった場合において、第4条の条件の範囲内で信用保証の内容を変更する必要があると認めるときは、当該融資を実行する指定金融機関と協議の上、当該信用保証の内容を変更することができる。

- 2 協会は、前項の規定により信用保証の内容を変更したときは、別に定めるところにより、当該変更の内容について市長に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、協会は、指定金融機関と協議のうえ真にやむを得ないと認めるときは、別に定めるところにより市長の承認を受けて、第4条の条件によらず信用保証の内容を変更することができる。

（報告）

第13条 協会は、指定金融機関からの貸付実行報告等を基に、別に定める様式（第5号様式）により、毎月の保証承諾状況及び個人別報告書を翌月15日まで市長あてに報告するものとする。

（資金の措置）

第14条 市長は、指定金融機関が当該融資に要する資金の一部（以下「融資基金」という。）を預託するものとする。

- 2 前項の預託条件については、別に定めるものとする。
- 3 指定金融機関は、第1項の規定により預託を受けた融資基金に別に定める協調倍率を乗じて得た金額を目途に融資を行うものとする。

(その他の融資の条件)

第15条 融資の額、返済方法及びその他の融資の条件については、第4条に規定するもののほか、融資の申込者と指定金融機関との間の融資についての契約により定めるものとする。

2 融資の申込者と指定金融機関は、前項の規定による融資についての契約を第4条に規定する融資の条件の範囲内で締結しなければならない。

(委任)

第16条 この要綱の実施細目は、経済局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

2 仙台市中小企業融資制度要綱は、廃止する。

附 則(平成9年3月21日改正)

この改正は、平成9年4月1日から実施する。

附 則(平成10年3月24日改正)

この改正は、平成10年4月1日から実施する。

附 則(平成10年10月9日改正)

この改正は、平成10年10月26日から実施する。

附 則(平成10年12月14日改正)

この改正は、平成11年1月1日から実施する。

附 則(平成11年3月16日改正)

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則(平成11年9月27日改正)

この改正は、平成11年10月18日から実施する。

附 則(平成12年3月17日改正)

この改正は、平成12年4月1日から実施する。

附 則(平成14年3月20日改正)

1 この要綱は、平成14年4月1日から実施し、平成14年度についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資に適用する。

附 則(平成14年11月19日改正)

1 この要綱は、平成14年12月2日から実施し、平成14年度についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資に適用する。

附 則(平成15年3月14日改正)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施し、平成15年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成17年3月29日改正）

1 この要綱は、平成17年7月1日から実施し、平成17年度予算についての融資に適用する。なお、同日前までは、従前の例によるものとする。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成18年3月28日改正）

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成19年9月18日改正）

1 この要綱は、平成19年10月1日以降に協会で保証申込を受付した融資から実施し、平成19年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要綱の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成25年9月20日改正）

この改正は、平成25年9月20日から実施する。

附 則（平成27年9月25日改正）

この改正は、平成27年10月1日から実施する。

附 則（平成30年3月30日改正）

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施し、平成30年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成31年3月26日改正）

仙台市小規模企業小口融資制度要綱の一部改正

仙台市小規模企業小口融資制度要綱（平成7年3月16日経済局長決裁）

別記、第1号様式、第5号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

仙台市小規模企業小口融資制度要領

(平成7年3月16日経済局長決裁)

この要領は、仙台市小規模企業小口融資制度要綱(平成7年3月16日経済局長決裁)(以下「要綱」という。)に基づく融資について必要な事項を定める。

1 市税の取り扱いについて

要綱第3条第1項第6号に規定する市税について、その滞納がないことが制度融資の利用要件となるが、市税の徴収の猶予が認められた場合においては、納税担当課が発行した徴収猶予許可通知書又は徴収を猶予している旨を記載した納税証明書の提出をもって、納税要件を満たすものとする。なお、滞納状況であっても納税担当課に納税誓約書を提出し、誓約どおりの納付がある場合は、特例的に納税要件を満たすものとする。

2 融資利率

要綱第4条第1項に規定する融資利率は、次のとおりとする。

1年以内 年 1.4パーセント 1年超 年 1.8パーセント

3 指定金融機関

要綱第5条に規定する金融機関は、次のとおりとする。

株式会社北海道銀行、株式会社青森銀行、株式会社みちのく銀行、株式会社秋田銀行、株式会社北都銀行、株式会社荘内銀行、株式会社山形銀行、株式会社岩手銀行、株式会社東北銀行、株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行、株式会社常陽銀行、株式会社きらやか銀行、株式会社北日本銀行、株式会社仙台銀行、株式会社福島銀行、杜の都信用金庫、宮城第一信用金庫、仙南信用金庫、古川信用組合、あすか信用組合及び株式会社商工組合中央金庫仙台支店

4 申込書及び必要書類

要綱第6条第1項に規定する仙台市小規模企業小口融資(以下「小口融資」という。)、小口零細資金の申込書及び必要書類は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、公的機関の発行する証明書等については、原則として発行してから3ヵ月以内のものとする。

申込書

仙台市小規模企業小口融資制度申込書（第1号様式）

必要書類

(1) 申込みの都度必要な書類

信用保証委託申込書

信用保証依頼書

信用保証委託契約書

申込人の市税の滞納がないことの証明書

市税の徴収の猶予が認められた場合においては ■ 徴収猶予許可通知書又は徴収を猶予している旨記載した納税証明書

市税の分納者については ■ 納税誓約書の写し、及び納税誓約どおり納付がされていることのわかる書類（領収書の写し等）

見積書の写（設備資金の場合）

工事概況表の写（建設業の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合）

特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）

(2) 場合により必要な書類

● 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合

申込人（企業）概要

最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合）

所得税の申告をせず、市県民税の申告をしているものについては、 ■ 最近2期分の市県民税の申告書の控の写

融資の申込時点で、所得税又は市県民税の申告の期日が到来しないものについては、 ■ 開業届の写及び ■ 帳簿の写等

最近2期分の決算書の写（法人の場合）

融資の申込時点で、決算の期日が到来しないものについては、 ■ 開業から直近月までの試算表の写

● 初回又は変更があった場合

申込人の印鑑証明書の写

登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合）

定款の写（法人の場合）

申込人の所有不動産を証明できる書類（固定資産税課税台帳の写等）

5 融資の手続き

要綱第6条第2項に規定する融資の手続きは、次のいずれか一とする。

イ 手続き・1

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を指定金融機関に提出する。
- ② 指定金融機関は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 指定金融機関は、審査の結果、小口融資による融資が可と判断したときは、信用保証依頼書に必要事項を記載の上、申込書及び関係書類を協会に送付する。
- ④ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑤ 協会は、審査の結果、小口融資の信用保証が可と判断したときは、信用保証の手続きをとり、これを受けて指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

□ 手続き・2

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を協会に提出する。
- ② 協会は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 協会は、審査の結果、小口融資の信用保証が可と判断したときは、申込書及び関係書類から、申込書を除いた書類に信用保証付貸付依頼書を添えて指定金融機関に送付する。
- ④ 指定金融機関は、協会による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑤ 指定金融機関は、審査の結果、小口融資による融資が可と判断したときは、信用保証付貸付承諾書及び信用保証依頼書に必要事項を記載の上、関係書類を協会に送付する。
- ⑥ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて信用保証の手続きをとり、指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

6 条件変更の手続き

要綱第12条に規定する条件変更の手続きは、次による。

(1) 要綱第12条第2項による条件変更の手続き

協会は、仙台市小規模企業小口融資制度条件変更報告書（第2号様式）により市長に報告するものとする。

(2) 要綱第12条第3項による条件変更の手続き

- ① 協会は、債務者及び融資を実行した指定金融機関と協議の後に、仙台市小規模企業小口融資制度条件変更協議書（第3号様式）に変更内容を証する書類を添付し市長に協議するものとする。

- ② 市長は、協議内容を審査し、約定内容の変更がやむを得ないものと認められるときは、協会あてに仙台市小規模企業小口融資制度条件変更承認書（第4号様式）を交付する。
- ③ 協会は、仙台市小規模企業小口融資制度条件変更承認書（第4号様式）の交付を受けて条件変更の手続きをとる。

附 則

- 1 この要領は、平成7年4月1日から実施する。
- 2 仙台市中小企業融資制度要領は、廃止する。

附 則（平成7年5月15日改正）

この改正は、平成7年5月29日から実施する。

附 則（平成7年10月16日改正）

この改正は、平成7年10月30日から実施する。

附 則（平成9年11月18日改正）

この改正は、平成9年11月25日から実施する。

附 則（平成10年3月24日改正）

この改正は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成10年10月9日改正）

この改正は、平成10年10月26日から実施する。

附 則（平成10年12月14日改正）

この改正は、平成11年1月1日から実施する。

附 則（平成11年3月16日改正）

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成11年9月27日改正）

この改正は、平成11年10月18日から実施する。

附 則（平成11年11月15日改正）

この改正は、平成11年12月1日から実施する。

附 則（平成12年3月17日改正）

この改正は、平成12年4月1日から実施する。

附 則（平成12年7月18日改正）

この改正は、平成12年8月1日から実施する。

附 則（平成14年3月20日改正）

- 1 この要領は、平成14年4月1日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度の以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成14年6月12日改正）

 - 1 この要領は、平成14年6月17日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。
 - 2 この要領による改正後の3指定金融機関（あすか信用組合に係る部分に限る。）の規

定は、平成14年4月15日から適用する。

- 3 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成15年1月29日改正）

- 1 この要領は、平成15年2月17日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成17年3月29日改正）

- 1 この要領は、平成17年7月1日から実施し、平成17年度予算についての融資に適用する。なお、同日前までは、従前の例によるものとする。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成18年3月28日改正）

- 1 この要領は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成19年9月18日改正）

- 1 この要綱は、平成19年10月1日以降に協会で保証申込を受付した融資から実施し、平成19年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。
- 2 この要領による改正後の3指定金融機関（きらやか銀行に係る部分に限る）の規定は、平成19年5月7日から適用する。
- 3 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成23年3月16日改正）

- 1 この要綱は、平成23年4月1日以降の融資から実施し、平成23年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成24年7月9日改正）

- 1 この要領は、平成24年7月9日から実施し、平成24年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成27年9月25日改正）

この改正は、平成27年10月1日から実施する。

附 則（平成28年3月25日改正）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施し、平成28年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成31年3月26日改正）

仙台市小規模企業小口融資制度要領の一部改正

仙台市小規模企業小口融資制度要領（平成7年3月16日経済局長決裁）

別記、第1号様式、第2号様式、第3号様式、第4号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則（令和3年3月26日改正）

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施し、令和3年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（令和4年3月25日改正）

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施し、令和4年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（令和5年3月30日改正）

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施し、令和5年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

仙台市中小企業育成融資制度(振興資金)・仙台市小規模企業小口融資制度申込書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

事業所所在地

企 業 名

代 表 者 名

電 話 番 号 () -

今般事業資金として、仙台市中小企業育成融資制度(振興資金)・仙台市小規模企業小口融資制度を利用したいので、関係書類を添付のうえ下記のとおり申し込みます。

なお、融資を受けた後は債務を返済し、一切迷惑をかけないことを誓約します。

また、暴力団との関係を有していないことを誓約し、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

1. 資金の種類 (該当するものを○で囲んでください。)	(1) 育成融資制度(振興資金) (2) 小口融資制度(小口零細資金)		
2. 申込金額 円	3. 返済期間 (据置期間)	カ月 カ月)	
4. 資金使途	(1) 運転 円	(2) 設備 円	(具体的な資金使途)
5. 返済方法	一括払 分割払		
6. 申込金融機関	本・支店		
7. 営業内容	業種	営業年数 年 月	

ご記入いただいた個人情報等につきましては、融資制度に関する事務のほか、仙台市及び仙台市産業振興事業団の各事業(セミナー等)情報提供の目的のみに閲覧・利用とし、各団体の規定に基づき厳重に取扱・管理を行います。
各事業情報提供をご希望されない場合はチェックをお願いいたします。 情報提供を希望しない。

仙台市小規模企業小口融資制度条件変更報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮 城 県 信 用 保 証 協 会
本店営業部長名又は支店長名

年 月 日条件変更を受け付けた申込人について、下記のとおり条件変更したので報告します。

記

制度資金名	小口資金 ・ 特別小口資金 ・ 小口零細資金
-------	------------------------

条 件 変 更 申 込 人	事業者名	業種
	当初保証承諾日 年 月 日	当初貸付日 年 月 日
	住所 仙台市	

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
貸付期限		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

変更理由	
------	--

仙台市小規模企業小口融資制度条件変更協議書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮 城 県 信 用 保 証 協 会
本店営業部長名又は支店長名

年 月 日条件変更を受け付けた申込人について、下記のとおり内定したので協議します。

記

制度資金名	小口資金 ・ 特別小口資金 ・ 小口零細資金
-------	------------------------

条 件 変 更 申 込 人	事業者名	業種	当初保証承諾日 年 月 日
	住所 仙台市		

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

変更理由	
------	--

第4号様式

仙台市小規模企業小口融資制度条件変更承認書

N o .

年 月 日

宮城県信用保証協会
本店営業部長又は支店長様

仙台市長名 印

年 月 日付で協議のあった仙台市
について、貴協会内定のとおり条件変更を承認します。

記

制度資金名	小口資金 ・ 特別小口資金 ・ 小口零細資金
-------	------------------------

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

第5号様式

仙台市小規模企業小口融資制度個人別承諾一覧

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮城県信用保証協会

番号	被保証人名	業種	保証番号	金融機関名	保証承諾日	保証金額	保証期限	返済方法	資金使途	融資利率	保証料率

仙台市地域産業活性化融資制度要綱

(平成7年3月16日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市商工業振興条例(昭和62年条例第7号。以下「条例」という。)

第2条及び第7条の規定に基づく仙台市地域産業活性化融資(以下「地域産業活性化融資」という。)の助成措置並びにあっせんについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金の種類)

第2条 この制度による資金の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 競争力強化資金

- イ 先端技術導入関連
- ロ 物流近代化設備導入関連
- ハ ものづくり支援関連

(2) 環境保全対応資金

(3) 仙台経済成長資金

- イ 復興特区関連
- ロ 企業立地促進助成関連
- ハ つなぎ融資関連
- ニ 秋保・作並地域関連
- ホ 防災・減災分野関連
- ヘ 公衆利便施設関連
- ト 債権買取支援関連
- チ 健康福祉産業関連
- リ 海外進出関連
- ヌ 6次化・農商工連携関連
- ル リノベーションまちづくり推進関連
- ヲ 第二創業関連
- ワ 働き方改革推進関連
- カ 仙台「四方よし」企業大賞関連
- コ 杜の都・GX促進関連

(競争力強化資金の対象者)

第3条 競争力強化資金の対象となる者は、事業協同組合等(事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会及び生活衛生同業組合をいう。以下同じ。)又は中小企業者(中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号、同項第2号、同項第5号及び第6号に該当する者をいう。以下同じ。)であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に事業所又は店舗を有すること。
- (2) 本市の区域内で事業を営んでいること。
- (3) 法人にあっては、本市の区域内に本店又は支店の登記をしていること。
- (4) 個人にあっては、県内の市町村へ住所に関する届出等をしていること。
- (5) 原則として市税を滞納していないこと。
- (6) 事業協同組合等にあっては、その定款に定める資格事業が遊興娯楽業、飲食業（大衆食堂を除く。）、仲介業、質屋業又は金融業以外であること。
- (7) 中小企業者にあっては、中小企業信用保険法（昭和25年法律第 264号）第2条第1項に規定する業種を営んでいるものであること。
- (8) 信用保証協会に対し求償権債務が残っていないこと。
- (9) 金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (10) 次のイからハのいずれかに該当すること。
 - イ 経営の近代化、合理化若しくは生産性の向上等を図るために先端機器又は先端技術を利用した情報処理関連機器を導入すること（先端技術導入関連）
 - ロ 物流近代化のための設備を導入すること（物流近代化設備導入関連）
 - ハ 別に定める地場産業を営み、かつ、その営む地場産業に属する事業の近代化又は合理化を図ること（ものづくり支援関連）

（環境保全対応資金の対象者）

第4条 環境保全対応資金の対象となる者は、第3条第1号から第9号に掲げる要件に該当する事業協同組合等又は中小企業者であって、公害防止の促進、地盤沈下による被害施設の復旧等を図るものとする。

（仙台経済成長資金の対象者）

第5条 仙台経済成長資金の対象となる者は、第3条第1号から第9号に掲げる要件に該当する事業協同組合等又は中小企業者であって、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 本市の区域内の復興産業集積区域内で復興特区制度の指定を受けた者
- (2) 本市企業立地促進助成制度の指定を受けた者
- (3) 国県市補助金の指定又は交付決定を受けたもので取扱い金融機関からつなぎ融資を借入する者
- (4) 本市太白区秋保地域又は青葉区作並地域で観光又は集客のために施設を設置又は設備を導入する者
- (5) 緊急時対応のITシステムや非常食など防災・減災分野において事業に取り組む者で市長の認定を受けた者
- (6) 国県市の補助を受けてアーケード等の公衆利便施設又は共同利用施設を設置又は修繕等をする者
- (7) 東日本大震災事業者再生支援機構から債務の保証を受ける者又は同機構若しくは宮城産業復興機構の債権買取等の支援を受ける者

- (8) 公益財団法人仙台市産業振興事業団の支援を受け、健康福祉関連サービス・製品の企画、開発、販売等を行う者で市長の認定を受けた者、市内において健康福祉関連産業を営む者で新たに事業所の設置を行う等事業の拡大を図る者で市長の認定を受けた者
- (9) 地場産業（製造業等）を営み、海外への輸出や販路拡大等を行おうとする者で市長の認定を受けた者、東北地域の農林漁業者の生産する農林水産物や加工品の海外への輸出や販路拡大等を支援する者で市長の認定を受けた者
- (10) 本市の区域内で農林水産物の生産、加工、流通、販売に一体的に取り組む者でこれらに必要な施設・設備を導入する者で市長の認定を受けた者、農林漁業者と連携して新商品やサービスの開発・生産を行う者で市長の認定を受けた者
- (11) 市内で遊休不動産等をリノベーションし、まちの賑わいづくりに寄与する事業を行う者で市長の認定を受けた者
- (12) 市内で1年以上同一事業を継続している者で、これまで行ってきた業種と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種で事業を展開する者で市長の認定を受けた者のうち、次のいずれかに該当すること
- イ 第二創業を行おうとする者
 - ロ 第二創業後5年を経過していない者
- (13) 次のイから二のいずれかに該当すること
- イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省が運営する「女性の活躍・両立支援総合サイト」内で公表している者。ただし、常時雇用する従業員数が301人以上の事業者は「えるぼし」認定を受けていること
 - ロ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、厚生労働省が運営する「女性の活躍・両立支援総合サイト」内で公表している者。ただし、常時雇用する従業員数が101人以上の事業者は「くるみん認定」を受けていること
 - ハ 青少年の雇用の促進等に関する法律に基づく「ユースエール認定企業」として認定を受けた者
- (14) 仙台「四方よし」企業大賞を受賞した者で受賞した年度の翌年度から3カ年度内の者
- (15) 本市の区域内で省エネルギー・再生可能エネルギー、次世代自動車、余熱利用、その他地球温暖化防止のために必要と認められる設備や施設を導入もしくは特定フロン等以外を使用する設備へ転換する者で市長の認定を受けた者、温室効果ガス削減アクションプログラムに参加する者または優良緑化建築物認定制度により認定を受けた者

（融資の条件）

第6条 融資の条件は、次の表のとおりとする。

資金使途	(1) 第2条第1項第1号及び第2号については、設備資金（ただし、第2号のうち、仙台市地域産業活性化融資制度要領（平成7年3月16日経済局長決裁）第3項イ⑩に規定する「土壌汚染の対策を図るため、汚染状況の調査又は汚染の除却、拡散の防止その他必要な措置を講じること」に該当する場合は、運転資金及び設備資金） (2) 第2条第1項第3号については、運転資金及び設備資金
融資限度額	1億円
融資利率	別に定めるものとする。
融資期間	(1) 第2条第1項第1号及び第3号については、15年以内 (2) 第2条第1項第2号については、運転資金の場合7年以内、設備資金の場合12年以内 ※ 融資期間については、第2条第1項第1号及び第3号は3年以内、第2号は1年以内の据置期間を設けることができる。
保証人及び担保	融資を実行する金融機関が必要に応じて設定するものとする。
信用保証	融資を実行する金融機関が必要に応じて設定するものとする。
返済方法	原則として元金均等返済とする。

（融資の主体）

第7条 この要綱の規定による融資は、別に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が行うものとする。

（融資の申し込み及び手続き）

第8条 この要綱の規定による融資を受けようとする事業協同組合等又は中小企業者は、別に定める申込書（第1号様式）及び必要書類を指定金融機関に提出しなければならない。

2 この要綱の規定による融資の手続きは、別に定めるものとする。

（調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求め、又は申込者等と面談若しくは実態調査等を行うことができる。

（あっせん）

第10条 市長は、第3条から第5条に掲げる要件に該当する事業協同組合等及び中小企業者について、別に定めるところにより、指定金融機関に対し融資のあっせんを行うことができる。

（融資の審査及び実行）

第11条 指定金融機関は、融資の申し込み又は市長から融資のあっせんがあったときは、速やかに融資の可否について審査を行うものとする。

2 指定金融機関は、前項の規定による審査を行うにあたって必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

3 指定金融機関は、審査の結果融資が可と判断される場合には、速やかに融資実行の手続きをとるものとする。

（繰上げ償還）

第12条 市長は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、融資資金の繰上げ償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を指定金融機関に指示することができる。

(1) 融資の申し込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続を不相当と認める事実があったとき。

（条件変更）

第13条 指定金融機関は、この要綱に基づき融資を受けた者が、特別な事情により約定内容を変更することが必要であると認めるときは、別に定めるところにより市長と協議の上、約定内容の変更をすることができる。

（報告）

第14条 指定金融機関は、別に定める様式（第20号様式）により、毎月末日現在の融資状況を、翌月15日まで市長あてに報告するものとする。（残高が存する場合に限る。）

（資金の措置）

第15条 市長は、指定金融機関が当該融資に要する資金の一部（以下「融資基金」という。）を預託するものとする。

2 前項の預託条件については、別に定めるものとする。

3 指定金融機関は、第1項の規定により預託を受けた融資基金に別に定める協調倍率を乗じて得た金額を目途に融資を行うものとする。

（その他の融資の条件）

第16条 融資の額、返済方法及び担保の提供その他の融資の条件については、第6条に規定するもののほか、融資の申込者と指定金融機関との間の融資についての契約により定めるものとする。

2 融資の申込者と指定金融機関は、前項の規定による融資についての契約を第6条に規定する融資の条件の範囲内で締結しなければならない。

(委任)

第17条 この要綱の実施細目は、経済局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年4月1日から実施する。

2 仙台市中小企業融資制度要綱は、廃止する。

附 則(平成10年3月19日改正)

この改正は、平成10年4月1日から実施する。

附 則(平成10年6月3日改正)

この改正は、平成10年6月5日から実施する。

附 則(平成10年10月9日改正)

この改正は、平成10年10月26日から実施する。

附 則(平成11年3月16日改正)

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則(平成11年9月27日改正)

この改正は、平成11年10月18日から実施する。

附 則(平成12年3月17日改正)

1 この改正は、平成12年4月1日から実施する。

2 仙台市地域産業活性化融資制度要綱(体質強化資金融資(地場産業関連))に基づいて、平成12年3月31日までに融資された貸付については、なお従前の要綱を適用する。

附 則(平成12年7月18日改正)

この改正は、平成12年8月1日から実施する。

附 則(平成13年3月16日改正)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則(平成14年3月20日改正)

1 この要綱は、平成12年4月1日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則(平成14年11月19日改正)

1 この要綱は、平成12年12月2日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則(平成15年3月14日改正)

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施し、平成15年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則(平成16年3月26日改正)

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から実施し、平成16年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成17年3月29日改正）

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施し、平成17年度予算についての融資に適用する。ただし、第3条第1項第5号の規定については、平成17年7月1日から実施し、同日前までは従前の例によるものとする。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成18年3月28日改正）

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成25年3月27日改正）

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から実施し、平成25年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成25年11月1日改正）

この改正は、平成25年12月1日から実施する。

附 則（平成26年3月25日改正）

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施し、平成26年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成27年9月25日改正）

この改正は、平成27年10月1日から実施する。

附 則（平成28年3月25日改正）

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施し、平成28年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成28年12月21日改正）

この改正は、平成29年1月1日から実施する。

附 則（平成29年3月22日改正）

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施し、平成29年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する

附 則（平成30年3月30日改正）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から実施し、平成30年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する

附 則（平成 31 年 3 月 26 日改正）

仙台市地域産業活性化融資制度要綱の一部改正

仙台市地域産業活性化融資制度要綱（平成 7 年 3 月 16 日経済局決裁）の一部を次のように改正する。
別記、第 1 号様式、第 18 号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日改正）

- 1 この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から実施し、令和 5 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する

附 則（令和 6 年 3 月 29 日改正）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から実施し、令和 6 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

仙台市地域産業活性化融資制度要領

(平成7年3月16日経済局長決裁)

この要領は、仙台市地域産業活性化融資制度要綱(平成7年3月16日経済局長決裁)(以下「要綱」という。)に基づく融資について必要な事項を定める。

1 市税の取り扱いについて

要綱第3条第1項第5号に規定する市税について、その滞納がないことが制度融資の利用要件となるが、市税の徴収の猶予が認められた場合においては、納税担当課が発行した徴収猶予許可通知書又は徴収を猶予している旨を記載した納税証明書の提出をもって、納税要件を満たすものとする。なお、滞納状況であっても納税担当課に納税誓約書を提出し、誓約どおりの納付がある場合は、特例的に納税要件を満たすものとする。

2 競争力強化資金

(1) 要綱第3条第10号イ「先端技術導入関連」の「経営の近代化、合理化若しくは生産性の向上等を図るために先端機器又は先端技術を利用した情報処理関連機器を導入する」の用語の定義

「先端機器又は先端技術を利用した情報処理関連機器」とは、別表1に定める設備等で1台又は1基の取得単価が160万円以上のもの又はこれに準ずる設備等をいう。

(2) 要綱第3条第10号ロ「物流近代化設備導入関連」の「物流近代化のための設備を導入する」の用語の定義

「物流近代化のための設備」とは次に掲げるものとする。

イ 詰合せ、梱包、裁断、組合、加工その他の流通加工のための設備

ロ 集荷情報、貨物流通情報、入出荷情報、在庫情報その他の関連情報をコンピュータで処理するための設備

ハ 荷捌き、配送、展示その他の流通機能の高度化に資するための設備

ニ 道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第31条各項の排出ガス規制に適合する車両で、最大積載量1トン以上のガソリン式貨物自動車又はディーゼル式貨物自動車

(3) 要綱第3条第10号ハ「ものづくり支援関連」の「別に定める地場産業を営み、かつ、その営む地場産業に属する事業の近代化又は合理化を図るもの」の用語の定義

イ 「地場産業」とは、別表2のとおりとする。

ロ 「事業の近代化又は合理化を図る」とは、おおむね別表3に掲げる内容を含むものをいう。

3 環境保全対応資金

要綱第4条「公害防止の促進，地盤沈下による被害施設の復旧等を図るもの」の用語の定義

- イ 「環境保全対応」とは，次のいずれかーに該当し，市長が適当と認めるものをいう。
- ① 中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）第8条第1項第1号に規定する公害防止施設及びそれに附随する設備を設置若しくは改善すること。
 - ② ①に準ずる環境保全施設を設置又は改善すること。
 - ③ 工業用水法（昭和31年法律第146号）第3条第1項及び公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）第51条の規定に基づき指定された市内の地域（以下「地盤沈下指定地域」という。）において，地下水の採取量を削減するため揚水設備を改善すること。
 - ④ 地盤沈下指定地域内に有する工場又は事業場（地下水を利用しない工場又は事業場に限る。）において，地盤沈下による被害施設の復旧を図ること。
 - ⑤ 公害を防止するため市内の工場若しくは事業場を改築すること又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する市内の工業地域若しくは工業専用地域に移転すること。
 - ⑥ 土壌汚染の対策を図るため，汚染状況の調査又は汚染の除却，拡散の防止その他必要な措置を講じること。
- ロ イ④又は⑤に該当する資金は，次に掲げるもののうち，市長が適当と認めるものをいう。
- ① イ④に掲げることについては，次に掲げる資金
 - a 被害施設の原型又は原機能の復旧に要する資金
 - b 沈下した工場又は事業場敷地に対する盛土造成に要する資金
 - c 建物を改築した場合は，改築前と同じ用途に供されるものであって，改築前の床面積相当までの建築に要する資金
 - d 復旧工事に伴い使用不能になる機械設備等の代替取得費。ただし，代替取得する機械設備等は現に使用しているものと同程度の製造能力等を有するものとし，既に法定対応年数を経過しているものについては対象としない。
 - ② イ⑤に掲げることについては，次に掲げる資金
 - a 建物については，改築前又は移転前と同じ用途に供するものであって，改築前又は移転前の建物の床面積の1.5倍までの建築又は取得に要する資金。ただし，小規模の建物（改築後又は移転後の床面積が330㎡以下のもの）については，それぞれの状況に応じて市長が認める床面積までの建築又は取得に要する資金
 - b 工場又は事業場の設置についての電気工事，給排水設備工事等事業を行うのに必要不可欠な付帯工事に要する資金
 - c 土地については，移転前と同じ用途に供するものであって，移転前の工場又は事業場の敷地面積の2倍までの取得及び造成に要する資金
 - d 現に使用している機械器具等を移転先において継続して使用するのためのそれらの運搬，解体及び撤去に要する資金

- e 移設によって使用不能となる機械器具等の代替取得費。ただし、代替取得する機械器具等は現に使用しているものと同程度の製造能力等を有するものとし、既に法定耐用年数を経過しているものについては対象としない。

ハ イのいずれかに該当することであっても、次のいずれかに該当する場合は、融資は行わないものとする。

- ① 設備等の老朽化，採取資源の枯渇，事業の拡張等，明らかに公害防止対策以外の要因が施設の改善及び移転等の主たる理由と認められる場合
- ② 工場又は事業場の移転によって公害防止を図る場合であっても，現在地において容易に公害防止が図られると認められる場合又は移転予定地の周辺的生活環境が現在と同程度若しくは近い将来において同程度となると認められる場合
- ③ 公害防止条例（昭和46年宮城県条例第12号）第61条第1項の規定による規制基準を遵守するため同条例第62条第1項ただし書の規定により音響機器を使用するために改善する場合

4 仙台経済成長資金

- (1) 要綱第5条第1項第1号の「本市の区域内」とは，東日本大震災復興特別区域法第4条第2項第4号イに定める区域のとおりとする。
- (2) 要綱第5条第1項第1号の「指定を受けた者」とは同法第37条第1項，同法第38条第1項，同法第39条第1項及び同法第40条第1項に規定する指定事業者をいう。
- (3) 要綱第5条第1項第2号の「企業立地促進助成制度」とは，次のいずれかに該当するものをいう。
 - イ 製造業立地促進助成制度
 - ロ 研究開発施設立地促進助成制度
 - ハ 特定コールセンター立地促進助成制度
 - ニ ソフトウェア業・デジタルコンテンツ業・データセンター立地促進助成制度
 - ホ 特定物流業立地促進助成制度
 - ヘ 広域集客型産業立地促進助成制度
 - ト 本社機能及びバックオフィス等立地促進助成制度
 - チ 蒲生北部地区事業所立地促進助成制度
- (4) 要綱第5条第1項第10号の「地場産業」とは，別表2のとおりとする。

5 融資利率

要綱第6条に規定する融資利率は，次のとおりとする。

年 1.0パーセント

6 指定金融機関

要綱第7条に規定する金融機関は，次のとおりとする。

株式会社北海道銀行，株式会社青森銀行，株式会社みちのく銀行，株式会社秋田銀行，株式会社北都銀行，株式会社荘内銀行，株式会社山形銀行，株式会社岩手銀行，株式会社

東北銀行，株式会社七十七銀行，株式会社東邦銀行，株式会社常陽銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社北日本銀行，株式会社仙台銀行，株式会社福島銀行，社の都信用金庫，宮城第一信用金庫，仙南信用金庫，古川信用組合，あすか信用組合及び株式会社商工組合中央金庫仙台支店

7 申込書及び必要書類

要綱第8条第1項に規定する仙台市地域産業活性化融資（以下「地域産業活性化融資」という。）競争力強化資金，環境保全対応資金及び仙台経済成長資金の申込書及び必要書類は，次の表に掲げるとおりとする。ただし，公的機関の発行する証明書等については，原則として発行してから3ヵ月以内のものとする。

申込書

仙台市地域産業活性化融資制度申込書及びあっせん書交付依頼書（第1号様式）

必要書類

(1) 申込みの都度必要な書類

申込人の市税の滞納がないことの証明書

市税の徴収の猶予が認められた場合においては■徴収猶予許可通知書又は徴収を猶予している旨記載した納税証明書

市税の分納者については■納税誓約書の写し，及び納税誓約どおり納付がされていることわかる書類（領収書の写し等）

見積書の写（設備資金の場合）

工事概況表の写し（建設業の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合）

特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）

(2) 場合により必要な書類

● 初回又は前回金融機関に提出した日以降決算が到来している場合

最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合）

所得税の申告をせず，市県民税の申告をしているものについては，■最近2期分の市県民税の申告書の控の写

融資の申込時点で，所得税又は市県民税の申告の期日が到来しないものについては，■開業届の写及び■帳簿の写等

最近2期分の決算書の写（法人の場合）

融資申込時点で，決算の期日が到来しないものについては，■開業から直近月ま

での試算表の写

- 初回又は変更があった場合
 - 申込人の印鑑証明書の写
 - 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合）
 - 定款の写（法人の場合）
 - 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

③ 制度により必要な書類

競争力強化資金を受ける場合は、上記申込書及び必要書類に加えて、

- 先端技術導入関連の場合
 - 導入する機器の内容を説明する書類
- 物流近代化設備導入関連の場合
 - 導入する機器の内容を説明する書類（要綱第4条「物流近代化のための設備（第2項(2)イ、ロ及びハ）を導入する」場合）
 - 事業計画書（第2号様式）及び計画書の内容を証明する書類（要綱第4条「物流近代化のための設備（第2項(1)ニ 貨物自動車）を導入する」場合

環境保全対応資金を受ける場合は、上記申込書及び必要書類に加えて、

- 事業計画認定申請書
 - 公害防止施設、これらに準ずる施設及び揚水設備改善関連（第3項イ①、②、③）の場合は（第3号様式）
 - 地盤沈下による被害施設復旧関連（第3項イ④）の場合は（第4号様式）
 - 公害防止のための改築関連（第3項イ⑤）の場合は（第5号様式）
 - 公害防止のための移転関連（第3項イ⑤）の場合は（第6号様式）
 - 土壌汚染対策関連（第3項イ⑩）の場合は（第7号様式）
- 設置する施設又は導入する機器等の内容を説明する資料
- 事業計画認定書（第12号様式）

仙台経済成長資金を受ける場合は、上記申込書及び必要書類に加えて、

- 復興特区関連の場合
 - 復興特区の指定書の写
- 企業立地促進助成関連の場合
 - 本市企業立地促進助成金制度の交付指定通知の写
- つなぎ融資関連の場合
 - グループ補助金等の指定又は交付決定通知の写
- 防災・減災分野関連の場合
 - 事業計画認定申請書（第8号様式）
 - 事業計画認定書（第12号様式）
- 公衆利便施設関連の場合
 - 事業計画書（第9号様式）
- 債権買取支援関連の場合

□上記機構が決定した保証や債権買取支援の決定を示す書類の写

●健康福祉産業関連の場合

□事業計画認定申請書（第10号様式）

□事業計画認定書（第12号様式）

●海外進出関連の場合

□事業計画認定申請書（第10号様式）

□事業計画認定書（第12号様式）

●6次化・農商工連携関連の場合

□事業計画認定申請書（第10号様式）

□事業計画認定書（第12号様式）

●リノベーションまちづくり推進関連の場合

□事業計画認定申請書（第10号様式）

□事業計画認定書（第12号様式）

●第二創業関連の場合

□事業計画認定申請書（第8号様式）

□事業計画認定書（第12号様式）

●働き方改革関連

□要件に該当することが公表資料から明らかでない場合、要件に該当することを明らかにする書類

●仙台「四方よし」企業大賞関連

□受賞決定通知書の写し又は表彰状の写し

●杜の都・GX促進関連の場合

※温室効果ガス削減アクションプログラムに参加されている方

□事業者温室効果ガス削減計画書の写し（環境局受領印が確認できるもの）

※優良緑化建築物認定制度により認定を受けた方

□認定書の写し

※上記以外

□事業計画認定申請書（第11号様式）

□設置する施設又は導入する設備等の内容を説明する資料

□事業計画認定書（第12号様式）

8 融資の手続き

要綱第8条第2項に規定する融資の手続きは、次による。

(1) 競争力強化資金及び仙台経済成長資金の融資の手続き

① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を指定金融機関に提出する。

② 指定金融機関は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。

③ 指定金融機関は、審査の結果、競争力強化資金又は仙台経済成長資金による融資が可と判断したときは、仙台市地域産業活性化融資制度あっせん書交付依頼書に必要事項を記載の上、申込書及び関係書類を市長に送付する。

④ 市長は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。

⑤ 市長は、審査の結果、競争力強化資金又は仙台経済成長資金による融資が可と判断

したときは、申込書及び関係書類から、申込書を除いた書類に仙台市地域産業活性化融資制度あっせん書（第13号様式）を添えて指定金融機関に送付する。

- ⑥ 指定金融機関は、仙台市地域産業活性化融資制度あっせん書（第13号様式）の交付を受けて、速やかに融資を実行する。

ただし、仙台経済成長資金のうち、市長の認定が必要な防災・減災分野関連、省エネ・新エネ促進関連、健康福祉産業関連、海外進出関連、6次化・農商工連携関連、リノベーションまちづくり推進関連及び第二創業関連については、融資申込みの前に以下の手続きを行うものとする。

イ 融資の申込者は、仙台市地域産業活性化融資制度事業計画認定申請書を市長（リノベーションまちづくり推進関連については、中小企業支援課を經由して、都市整備局市街地整備部）に提出する。

ロ 市長は、事業計画認定申請書の提出を受けて速やかに審査する。

ハ 市長は、審査の結果、事業計画認定申請書の内容が適当と判断したときは、事業計画認定書を融資の申込者に交付する。

② 環境保全対応資金の融資の手続き

① 融資の申込者は、仙台市地域産業活性化融資制度（環境保全対応資金）事業計画認定申請書を市長（中小企業支援課を經由して、環境局環境部又は建設局下水道施設部）に提出する。

② 市長は、事業計画認定申請書の提出を受けて速やかに審査する。

③ 市長は、審査の結果、事業計画認定申請書の内容が適当と判断したときは、事業計画認定書を融資の申込者に交付する。

④ 融資の申込者は、申込書及び必要書類を指定金融機関に提出する。

⑤ 指定金融機関は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。

⑥ 指定金融機関は、審査の結果、環境保全対応資金による融資が可と判断したときは、仙台市地域産業活性化融資制度あっせん書交付依頼書に必要事項を記載の上、申込書及び関係書類を市長に送付する。

⑦ 市長は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。

⑧ 市長は、審査の結果、環境保全対応資金による融資が可と判断したときは、申込書及び関係書類から、申込書を除いた書類に仙台市地域産業活性化融資制度あっせん書（第13号様式）を添えて指定金融機関に送付する。

⑨ 指定金融機関は、仙台市地域産業活性化融資制度あっせん書（第13号様式）の交付を受けて、速やかに融資を実行する。

9 条件変更の手続き

要綱第13条に規定する条件変更の手続きは、次による。

① 指定金融機関は、債務者と協議の後に、仙台市地域産業活性化融資制度条件変更協議書（第14号様式）に変更内容を証する書類を添付し市長に協議するものとする。

② 市長は、協議内容を審査し、約定内容の変更がやむを得ないものと認められるときは、指定金融機関あてに仙台市地域産業活性化融資制度条件変更承認書（第15号様式）を交付する。

③ 指定金融機関は、仙台市地域産業活性化融資制度条件変更承認書（第15号様式）の交付を受けて条件変更の手続きをとる。

附 則

1 この要領は、平成7年4月1日から実施する。

2 仙台市中小企業融資制度要領は、廃止する。

附 則（平成7年5月15日改正）

この改正は、平成7年5月29日から実施する。

附 則（平成7年8月24日改正）

この改正は、平成7年9月1日から実施する。

附 則（平成7年10月16日改正）

この改正は、平成7年10月30日から実施する。

附 則（平成8年10月21日改正）

この改正は、平成8年11月1日から実施する。

附 則（平成9年3月21日改正）

この改正は、平成9年4月1日から実施する。

附 則（平成9年9月25日改正）

この改正は、平成9年10月1日から実施する。

附 則（平成9年11月18日改正）

この改正は、平成9年11月25日から実施する。

附 則（平成10年3月24日改正）

この改正は、平成10年4月1日から実施する。

附 則（平成10年11月13日改正）

この改正は、平成10年11月25日から実施する。

附 則（平成11年3月16日改正）

この改正は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成11年9月10日改正）

この改正は、平成11年10月1日から実施する。

附 則（平成11年9月27日改正）

この改正は、平成11年10月18日から実施する。

附 則（平成11年11月15日改正）

この改正は、平成11年12月1日から実施する。

附 則（平成12年3月17日改正）

1 この改正は、平成12年4月1日から実施する。

2 仙台市地域産業活性化融資制度要領（体質強化資金融資（地場産業関連））に基づいて、平成12年3月31日までに融資された貸付については、なお従前の要領を適用する。

附 則（平成12年7月18日改正）

この改正は、平成12年8月1日から実施する。

附 則（平成13年3月16日改正）

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成14年3月20日改正）

1 この要領は、平成14年4月1日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用

する。

- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成14年6月12日改正）

- 1 この要領は、平成14年6月17日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成14年11月19日改正）

- 1 この要領は、平成14年12月2日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成15年3月14日改正）

- 1 この要領は、平成15年4月1日から実施し、平成15年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成16年3月26日改正）

- 1 この要領は、平成16年4月1日から実施し、平成16年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成17年3月29日改正）

- 1 この要領は、平成17年7月1日から実施し、平成17年度予算についての融資に適用する。なお、同日前までは、従前の例によるものとする。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成18年3月28日改正）

- 1 この要領は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成19年9月18日改正）

- 1 この要領は、協会の保証付の場合は平成19年10月1日以降に協会で保証申込を受付した融資から実施する。また協会の保証を付けない場合は平成19年10月1日から実施し、平成19年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成23年3月16日改正）

- 1 この要領は、平成23年4月1日以降の融資から実施し、平成23年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 24 年 7 月 9 日改正）

1 この要領は、平成 24 年 7 月 9 日から実施し、平成 24 年度予算についての融資に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日改正）

1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から実施し、平成 25 年度予算についての融資に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 25 年 11 月 1 日改正）

この改正は、平成 25 年 12 月 1 日から実施する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日改正）

1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施し、平成 26 年度予算についての融資に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 27 年 9 月 25 日改正）

この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日改正）

1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施し、平成 28 年度予算についての融資に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 28 年 12 月 21 日改正）

この改正は、平成 29 年 1 月 1 日から実施する。

附 則（平成 29 年 3 月 22 日改正）

1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から実施し、平成 29 年度予算についての融資に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日改正）

仙台市地域産業活性化融資制度要領の一部改正

仙台市地域産業活性化融資制度要領（平成 7 年 3 月 16 日経済局決裁）の一部を次のように改正する。

別記、第 1 号様式から第 17 号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日改正）

1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施し、令和 3 年度予算についての融資に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日改正）

1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施し、令和 4 年度予算についての融資に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日改正）

1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施し、令和 5 年度予算についての融資に適用する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

別表1 競争力強化資金（先端技術導入関連）対象設備の規定

- (1) 機械及び装置で1台又は1基の取得価額が160万円以上のもの
- (2) 事務処理の能率化、製品の品質管理の向上等に資する次に掲げるいずれかのもので、1台又は1基の取得価額が120万円以上のもの
- イ 測定工具及び検査工具
 - ロ 電子計算機
 - ハ インターネットに接続されたデジタル複合機
 - ニ 試験又は測定機器
- (3) ②に準ずるもの（当該事業年度の取得価額の合計額が120万円以上）で次に掲げるいずれかのもの
- イ 測定工具及び検査工具
 - ロ 電子計算機
 - ハ 試験又は測定機器
- (4) ソフトウェア（複写して販売するための原本は除く）で次に掲げるいずれかのもの
- イ 一のソフトウェアの取得価額が70万円以上のもの
 - ロ その事業年度において事業の用に供したソフトウェアの取得価額の合計額が70万円以上のもの
- ※ 対象機器の設置についての必要最小限の付帯工事を含む。
- ※ いずれも最新モデル若しくは最新モデルに準ずるものに限る。

別表2 競争力強化資金（ものづくり支援関連）、仙台経済成長資金（海外進出関連）
地場産業規定

1. 食料品製造業

肉製品、乳製品その他畜産食料品、水産練製品、冷凍水産食品、その他水産食料品、野菜缶詰・果実缶詰、農産保存食料品、野菜漬物、醤油、食料アミノ酸、その他調味品、野菜漬物・味噌、その他調味料、精米、精麦、その他の精穀粉製品、パン、生菓子、ビスケット類、干菓子、米菓、その他パン・菓子、植物油脂、ふくらし粉、イースト、その他酵母剤、めん類、こうじ、種こうじ、麦芽、もやし、豆腐、油揚、あん類、冷凍調理食料品、惣菜、他に分類されない食料品

2. 飲料・飼料製造業

清涼飲料、清酒、蒸留酒・混成酒、製茶、コーヒー、配合飼料、単体飼料

3. 繊維工業製品製造業

化学繊維紡績系、絹・人絹織物、靴下、ニット製品、綿・スフ・麻織物機械染色、繊維雑品染色整理、製綿、じゅうたん・その他繊維、製床敷物、他に分類されない繊維工業製品

4. 衣服・その他の繊維製造業

男子服，婦人・子供服，作業用・スポーツ用衣服，学校服，シャツ，織物製帽子，和装製品，寝具，帆布製品，刺繍製品，他に分類されない繊維製品

5. 木材・木製品製造業

一般製材，木材チップ，造作材，合板，建築用木製組立材料，銘板，銘木，竹・とうきりゅう等容器，折箱，木箱，おけ，木型，他に分類されない製品

6. 家具・装備品製造業

木製家具，金属製家具，宗教用具，建具，事務所用・店舗用備品，窓用，扉用日除け，鏡縁・額縁，他に分類されない家具装備品

7. パルプ・紙・紙加工製造業

溶解，製紙パルプ，洋紙・機械すき和紙，板紙，事務用紙製品，学用紙製品，その他の紙製品，重包装紙袋，角底紙袋，段ボール箱，紙器，他に分類されないパルプ・紙・紙加工品

8. 出版・印刷・同関連製品製造業

新聞（印刷発行），新聞（発行のみ），出版物，印刷物，写真製版，植字・鉛版等，製本，印刷物加工，その他印刷に伴うサービス

9. 化学工業製品製造業

圧縮ガス・液化ガス，その他の無機化学工業製品，石油化学系基礎製品，石鹼・合成洗剤，塗料，洗浄剤・磨用剤，医薬製剤，生物学的製剤，化粧品・歯磨，その他の化粧用調整品，ゼラチン・接着剤，試薬薬，他に分類されない化学工業

10. 石油製品・石炭製品製造業

舗装材料，その他の石油製品・石灰製品

11. プラスチック製品製造業

プラスチック板，棒管継手・異形押出製品の加工，プラスチックフィルム，プラスチックシート，プラスチックフィルム，プラスチックシート床材・合成皮革加工品，工業用プラスチック製品，工業用プラスチック製品の加工，強化プラスチック製容器・浴槽等プラスチック成形材料，プラスチック製日用雑貨・食卓用品，プラスチック製容器，プラスチック製品の加工品，他に分類されないプラスチック製品の加工品

12. ゴム製品製造業

プラスチック製履物・同付属品，工業用ゴム製品，更生タイヤ，他に分類されないゴム製品

13. なめし皮・同製品・毛皮製造業

革製履物，かばん，袋物

14. 窯業・土石製品製造業

板ガラス加工品，理化学用，医療用ガラス器具，その他のガラス用製品，生コンクリート，コンクリート製品，その他のセメント製品，食卓用，厨房用陶磁器，電気用陶磁器
理化学用，工業用陶磁器，その他の炭業・黒鉛製品，碎石，石工品，鉱物・土石粉碎等
処理品

15. 鉄鋼業

粗鋼・鋼半製品，引板鋼管，伸線，銑鉄注鋳物，鋳鉄管，シャーリスト，鉄スクラップ
加工処理，他に分類されない鉄鋼製品

16. 非鉄金属製造業

その他の非鉄金属二次製鉄，非鉄金属ダイカスト，他に分類されない非鉄金属

17. 金属製品製造業

ブリキ缶・その他のめっき板等製品，機械刃物，利器工匠具・手道具，手引鋸・鋸刃，
農器具，その他の金物類，配管工事用附属品，建設用金属製品，建築用金属製品製缶板
金，アルミニウム・同合金プレス製品，金属プレス製品，金属製品塗装金属彫刻，電気
めっき，金属熱処理，その他の金属表面処理，他に分類されない金属線ボルト・ナット・
リベット・小ねじ・木ねじ等，金属製スプリング，他に分類されない金属線製品

18. 一般機械器具製造業

ボイラー，農業用機械，建設用機械・鉱山機械，トラクター，金属工作機械，金属工作
機械用・金属加工機械用部分品，附属品，機械工具，食料品加工機械，木工機械，印刷・
製品・紙工，その他の特殊産業用機械，エレベーター・エスカレーター，動力伝導装置，
その他の一般産業用機械，装置，冷凍機，温湿調整装置，弁，同附属品，玉軸受・ころ
軸受，金型・同部分品・同附属品，包装，荷造機械，各種機械・同部分品，製造修理

19. 電機機械器具製造業

発電機・電動機，変圧機類，開閉装置・配電盤・電動制御装置，配線器具・配線附属品
内燃機関電装品，その他の産業用電気機械民生用電気機械器具，電気照明器具，有線通
信機械器具，交通信号保安装置，電子計算機・同附属品，エックス線装置，ビデオ機器
その他の電子応用装置，電子計測器，工業計器，集積回路，その他の電子機械用通信機
器・同附属品

20. 輸送用機械器具製造業

自動車解体・付随車，自動車部分品・附属品，自転車・同部分品，産業用運送車両・同
部分品，付属装置，他に分類されない輸送用機械器具

21. 精密機械器具製造業

体積計，はかり，温度計，精密測定器，分析機器，その他の計量器・測定器，医療用機械器具，医療材料，歯科材料，理化学機械器具，眼鏡，時計・同部分品

22. その他の製品製造業

貴金属製品，レコード，その他の楽器・楽器部品・同材料・娯楽用具・玩具，人形・毛筆・絵画用品，他に分類されない事務用品，装身具・装飾品，造花・装飾用羽毛，漆器置，ほうき・ブラシ，煙火，看板・標識機，団扇・扇子・提灯，モデル・模型，他に分類されないその他の製品

別表3 競争力強化資金（ものづくり支援関連）資金使途事例

新商品開発・新技術開発・用途開発，原材料の安定確保，代替原材料の開発，デザインの研究開発，市場情報の把握，販路開発，宣伝活動，事業協業・共同化，生産力増強，経営多角化，従業員の研修・能力開発，福利厚生施設の充実，店舗拡充による販売力強化，合理化によるコスト削減及びHACCP方式による衛生管理を実施するにあたり必要となる施設・設備等の設置資金

仙台市地域産業活性化融資制度（競争力強化資金）事業計画書

（物流近代化設備導入関連 貨物自動車導入用）

年 月 日

（あて先）仙台市長

住 所

事業所所在地

企 業 名

代 表 者 名

電 話 番 号 （ ） -

今般貨物自動車導入資金として、仙台市地域産業活性化融資制度（競争力強化資金）を利用したいので、下記の事業計画書を提出します。

1. 車 種	(1) 普通貨物自動車 (2) 小型貨物自動車 (3) その他 ()
2. エンジンの型	直噴式 ・ 副室式
3. 車 名	
4. 型 式	
5. 最大積載量	トン
6. 車 両 重 量	トン
7. 車 両 総 重 量	トン
8. 燃 料 の 種 類	軽 油 ・ ガソリン

※導入する貨物自動車の完成検査修了証又は自動車検査証等の写を添付してください。

仙台市地域産業活性化融資制度（環境保全対応資金）事業計画認定申請書
 （公害防止施設，揚水設備改善関連用）
 年 月 日

（あて先）仙台市長

住 所
 事業所所在地
 企 業 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号 （ ） -

今般設備資金として，仙台市地域産業活性化融資制度（環境保全対応資金）を利用したいので，下記の事業計画について認定願います。

1. 施設の現況	施設（設備）所在地		現在地での事業開始日 年 月 日
	用途地域	敷地面積	建築面積
2. 事業計画の概要 及びその効果等	施設（設備）の名称		事業実施予定日 年 月 日
	規模，能力，規格，構造等		
	本事業による効果		
3. 事業費積算内訳 ※ 見積書に所要事項の記入があれば代用することができます。	科 目	事 業 費	積 算 内 訳
	合 計		
4. 事業費調達計画	総 経 費	千円	申込金額 千円 自己資金 千円 他 借 入 千円 そ の 他 千円

仙台市地域産業活性化融資制度（環境保全対応資金）事業計画認定申請書

（地盤沈下による被害施設復旧関連用）

年 月 日

（あて先） 仙台市長

住 所
 事業所所在地
 企 業 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号 （ ） -

今般設備資金として、仙台市地域産業活性化融資制度（環境保全対応資金）を利用したいので、下記の事業計画について認定願います。

1. 被害施設の現況 ※ 被害施設(設備)の 写真及び被害状 況図を添付してく ださい。	被害施設（設備）所在地		現在地での事業開始日 年 月 日
	用途地域	敷地面積	建築面積
	被害施設（設備）の名称		用途
	設置年月日 年 月 日		申請企業取得年月日 年 月 日
	法定耐用年数 年 月		残存耐用年数 年 月
	規模、能力、規格、構造等		
2. 復旧計画の概要 及びその効果等	施設（設備）の名称		事業実施予定日 年 月 日
	規模、能力、規格、構造等		
	本事業による効果		

3. 事業費積算内訳	科 目	事 業 費	積 算 基 礎
※ 見積書に所要事項の記入があれば代用することができます。			
	合 計		
4. 事業費調達計画	総 経 費	千 円	申込金額 千円 自己資金 千円 他 借 入 千円 そ の 他 千円

仙台市地域産業活性化融資制度（環境保全対応資金）事業計画認定申請書

（公害防止のための改築関連用）

年 月 日

（あて先）仙台市長

住 所
 事業所所在地
 企 業 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号 （ ） -

今般設備資金として、仙台市地域産業活性化融資制度（環境保全対応資金）を利用したいので、下記の事業計画について認定願います。

1. 施設の現況	施設（設備）所在地		現在地での事業開始日 年 月 日
	用途地域	敷地面積	建築面積
	施設（設備）の名称		用途
	設置年月日 年 月 日		申請企業取得年月日 年 月 日
	法定耐用年数 年 月		残存耐用年数 年 月
	規模，能力，規格，構造等		
2. 公害の現況 ※ 環境計量証明事業者の自主検査成績書を添付してください。	公害の種類		
	法令による規制数値と現状の数値		
	住民からの苦情内容		

3. 施設整備事業 計画の概要	施設（設備）の名称	事業実施予定日 年 月 日		
	規模，能力，規格，構造等			
4. 公害防止事業 計画の概要	公害防止方法			
	防止期待効果			
5. 事業費積算内訳	科 目	事 業 費	積 算 基 礎	
	※ 見積書に所要事項の記入があれば代用することができます。			
	合 計			
6. 事業費調達計画	総 経 費	千円	申込金額	千円
			自己資金	千円
			他 借 入	千円
			そ の 他	千円

※ 添付資料

- (1) 施設整備事業に係る設計図及び仕様書の写
- (2) 関係図面（スケール及び面積入り／下記①～③は併合することができます。）
 - ① 建物内公害発生施設及び公害防止施設配置図
 - ② 敷地内建物配置図
 - ③ 事業所建物及び影響圏内概要図（公共用水への排水がある場合は，排出公共用水域までの排水経路を図示してください。）

仙台市地域産業活性化融資制度（環境保全対応資金）事業計画認定申請書
 （公害防止のための移転関連用）

年 月 日

（あて先）仙台市長

住 所
 事業所所在地
 企 業 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号 （ ） ー

今般設備資金として、仙台市地域産業活性化融資制度（環境保全対応資金）を利用したいので、下記の事業計画について認定願います。

1. 施設の現況	施設（設備）所在地		現在地での事業開始日 年 月 日
	用途地域	敷地面積	建築面積
	施設（設備）の名称		用途
	設置年月日 年 月 日		申請企業取得年月日 年 月 日
	法定耐用年数 年 月		残存耐用年数 年 月
	規模，能力，規格，構造等		

<p>2. 公害の現況</p> <p>※ 環境計量証明事業者の自主検査成績書を添付してください。</p>	公害の種類		
	法令による規制数値と現状の数値		
	住民からの苦情内容		
<p>3. 施設移転理由及び移転先について</p>	現在地での操業継続が困難な理由		
	跡地の利用方法		
	施設（設備）移転先		
	移転先用途地域	移転先敷地面積	移転先建築面積

<p>4. 事業所建物及び敷地の取得造成計画の概要</p> <p>※ 設計図及び仕様書の写を添付してください。</p>	移転前床及び敷地面積 (A)	移転後床及び敷地面積 (B)
	移転後の構造	事業実施予定日 年 月 日
	A < B となる理由	
<p>5. 公害発生施設の配備計画</p> <p>※ 増設, 代替取得及び更新の場合, 仕様書を添付してください。</p>	施設 (設備) の名称	用途
	設置予定年月日 年 月 日	移設, 増設, 代替取得, 更新の別
	(代替取得施設の場合) 規模, 能力, 規格, 構造等	
<p>6. 公害防止施設の整備計画</p> <p>※ 上記4と一体の場合は, 記入する必要はありません。</p> <p>※ 設計図及び仕様書の写を添付してください。</p>	施設 (設備) の名称	設置予定年月日 年 月 日
	規模, 能力, 規格, 構造等	

7. 公害防止事業 計画の概要	公害防止方法		
	防止期待効果		
8. 事業費積算内訳 ※ 見積書に所要事項の記入があれば代用することができます。	科 目	事 業 費	積 算 基 礎
	合 計		
9. 事業費調達計画	総 経 費	千 円	申込金額 千円 自己資金 千円 他 借 入 千円 そ の 他 千円

※ その他添付資料

◎ 関係図面（スケール及び面積入り／下記①～③は併合することができます。）

- ① 建物内公害発生施設及び公害防止施設配置図
- ② 敷地内建物配置図
- ③ 事業所建物及び影響圏内概要図（公共用水への排水がある場合は、排出公共用水域までの排水経路を図示してください。）

2. 事業計画の概要 及びその効果等	事業内容の区分 対応する区分に○をつけた上、 括弧内に記載してください。		事業実施予定期間 年 月 日 ～ 日間位
	ア. 土壌汚染状況調査 対象物質 ³⁾ ()		事業実施予定機関
	イ. 汚染の除去等の措置 措置内容 ⁴⁾ ()		
事業内容の概要			
事業による効果			
3. 事業費積算内訳	科 目	事 業 費	積 算 基 礎
※ 見積書に所要事項の記入があれば代用することができます。			
	合 計		
4. 事業費調達計画	総 経 費	千円	申込金額 千円 自己資金 千円 他 借 入 千円 そ の 他 千円

- 3) 土壌汚染対策法施行令（平成 14 年政令第 336 号）第 1 条に規定する物質名を記入してください。それ以外の物質については、原則として化学的成分名を記入してください。
- 4) 原則として、土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）に規定する措置の種類を記入してください。

仙台市地域産業活性化融資制度（仙台経済成長資金）事業計画認定申請書
 （防災・減災分野関連、第二創業関連用）

年 月 日

（あて先）仙台市長

住 所
 事業所所在地
 企 業 名
 代 表 者 名
 電 話 番 号 （ ） -

今般事業資金として、仙台市地域産業活性化融資制度（仙台経済成長資金）を利用したいので、下記の事業計画を提出します。

1. 業 種	（日本標準産業分類細分類コード）		
2. 事 業 内 容			
3. 事業計画の概要（現在と異なる場合は、記入してください。）			
企 業 名			
代 表 者 名			
資 本 金		従 業 員 数	
事 業 所 所 在 地	電話番号（ ） -		
4. 新たに行う事業が属する業種	（日本標準産業分類細分類コード）		
5. 新たに行う事業内容			
① 事業内容			
② 実施理由			
③ 実施効果			

6. 事業開始までのスケジュール

年 月 日	実 施 内 容

7. 資金使途（※見積書に所要事項の記入があれば代用することができます。）

用 途	事 業 費	積 算 基 礎
合 計		

8. 事業費調達計画

		金融機関名	借入額	自己資金	その他	合計
調 達 額	年度					
	年度					
	年度					
	合 計					

9. 事業の実施体制

区 分		具 体 的 な 実 施 内 容
事業 の 実 施 体 制	企画・開発	
	製品・商品 試作化体制	
	製品・商品 量産化体制	
	販売体制	
	雇用体制	

10. 事業実施計画

実施年度	具 体 的 な 実 施 内 容
第 期	
第 期	
第 期	
第 期	
第 期	

11. 収支計画

(単位：千円)

勘定科目	期 間	第 期	第 期	第 期
		(~)	(~)	(~)
①売上高				
②売上原価				
③粗利益 ①－②				
④人件費				
⑤減価償却費				
⑥研究開発費				
⑦広告宣伝費				
⑧その他経費				
⑨経費合計				
⑩営業利益③－⑨				
〈営業外損益〉				
⑪ 支払利息等				
⑫経常利益⑩＋⑪				
⑬法人税等				
⑭当期利益⑫－⑬				

※ 勘定科目は、事業の内容により、適宜記載してください。

12. 借入金返済計画

(単位：千円)

内 容	期 間	第 期	第 期	第 期
		(~)	(~)	(~)
借入償還額				
	合計 A			
返済原資	利益留保額			
	減価償却費			
	合計 B			
収支見込 (B－A)				

13. 経営計画（中・長期計画）

14. 市場調査・分析・動向（市場規模，対象となる顧客，目標シェア等）

15. 販売計画（マーケティング計画・戦略）

※10, 11, 12 については借入期間全てを記入してください。

仙台市地域産業活性化融資制度（仙台経済成長資金）事業計画書

（公衆利便施設等関連用）

年 月 日

（あて先）仙台市長

所在地

団体名

代表者名

電話番号 () -

仙台市地域産業活性化融資制度（仙台経済成長資金）を利用したいので下記の事業計画書を提出します。

1. 施設及び事業の概要			
2. 完成予定日	年 月 日		
3. 事業費積算内訳 ※ 見積書に所要事項の記入があれば代用することができます。	科 目	事 業 費	積 算 基 礎
	合 計		
4. 事業費調達計画	総 経 費		千円
	自 己 資 金		千円
	他 借 入		千円
	高度化資金		千円
	助 成 金		千円
	そ の 他		千円

2. 申込者の概要

(1) 代表者の生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 歳			
(2) 代表者の経歴 (勤務していた事業 所名, 従事していた 業務内容, 期間等)				
(3) 資産の状況	土地	m ² (m ²)	機械設備	
	建物	m ² (m ²)		
(4) 許認可取得済・ 申請中	名称・番号		年月日 (有効期限) 年 月 日 (年 月 日)	

※ 「資産の状況」中, 括弧書は貸借の状況を記載してください。

3. 事業所の概要

(1) 事業所在地	所有の関係 自己 ・ 貸借	
(2) 資本金 (法人の場合)	万円	
(3) 従業員	(常時) 名	(臨時) 名
(4) 法人設立 (法人の場合)	年 月 日 設立登記	
(5) 事業開始	年 月 日 (年 月 日予定)	
(6) 事業の準備状況		

※① 「事業所在地」には, 開設予定を含みます。

② 「事業の準備状況」は, 「土地・工場・店舗等」「設備・機械・器具等」「商品・原材料」の整備状況(購入済, 建築・発注・仕入中, 契約済など)を具体的に記載してください。

③ 「従業員」は, 1年以内の計画を含みます。

4. 事業の実施体制

区 分		具 体 的 な 実 施 内 容
事業 の 実 施 体 制	企画・開発	
	製品・商品 試作化体制	
	製品・商品 量産化体制	
	販売体制	
	雇用体制	

5. 事業実施計画

実施年度	具 体 的 な 実 施 内 容
第 期	
第 期	
第 期	
第 期	
第 期	

※ 3ヵ月以上の事業実施計画を記入してください。

6. 資金計画（当該年度）

全体資金計画	土地・建物購入費	機械器具・備品購入費		商品原材料仕入額	
	千円	千円		千円	
	人件費	その他		計	
	千円	千円		①	千円
資金調達計画	仙台経済成長資金申込額	自己資金	その他借入金	その他（助成金等）	計
	千円	千円	千円	千円	② 千円
	設備資金				
千円	千円	千円	千円	千円	
仙台経済成長資金の使途					

※① 全体資金計画の「計」欄①と資金調達計画の「計」欄②は、一致させてください。
 ② 「仙台経済成長資金の使途」は、簡潔かつ明瞭に記載してください。

7. 事業実施に伴う資金計画

（単位：千円）

実施年度	所要資金		資金調達			
	設備資金	運転資金	仙台経済成長資金	自己資金	その他借入金	その他（助成金等）

8. 収支計画

(単位：千円)

勘定科目 \ 期 間	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
①売上高			
②売上原価			
③粗利益 ①－②			
④人件費			
⑤減価償却費			
⑥研究開発費			
⑦広告宣伝費			
⑧その他経費			
⑨経費合計			
⑩営業利益③－⑨			
〈営業外損益〉			
⑪ 支払利息等			
⑫経常利益⑩＋⑪			
⑬法人税等			
⑭当期利益⑫－⑬			

※ 勘定科目は、事業の内容により、適宜記載してください。

9. 借入金返済計画

(単位：千円)

内 容 \ 期 間	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
借入償還額			
	仙台経済成長資金		
	合 計 A		
返済原資	利益留保額		
	減価償却費		
	合 計 B		
収支見込 (B－A)			

10. 経営計画（中・長期計画）

11. 市場調査・分析・動向（市場規模，対象となる顧客，目標シェア等）

12. 販売計画（マーケティング計画・戦略）

仙台市地域産業活性化融資制度（仙台経済成長資金）事業計画認定申請書

（杜の都・GX促進関連用）

年 月 日

（あて先）仙台市長

住 所
事業所所在地
企 業 名
代 表 者 名
電 話 番 号 () -

今般設備資金として、仙台市地域産業活性化融資制度（仙台経済成長資金）を利用したいので、下記の事業計画について認定願います。

1. 設備計画の概要	設備の内容 ※該当するものを○で囲んでください	
	1. 省エネルギー設備導入・改修 (1) 高効率照明器具等の導入 (2) 高効率空調設備等の導入 (3) 高効率ヒートポンプ式電気給湯器等の導入 (4) BEMS・FEMS等の導入 (5) 事業用建物のエネルギー使用量を削減する目的の設備の設置及び改修・新築工事 2. 再生可能エネルギー設備導入・改修 (1) 再生可能エネルギー設備の設置（太陽光、風力、水力等） (2) 太陽熱利用システムの設置 (3) 蓄電池の設置（発電システムに附随するもの） 3. 次世代自動車の導入 4. 余熱利用設備の導入 5. その他地球温暖化防止施設の導入 6. 特定フロン等使用設備の転換	
	設備の名称又は車名	
	設備の詳細（規模，能力，規格，構造，型式等）	
	着手・着工予定日 年 月 日	導入等完了予定日 年 月 日

2. 施設の現況	設備等導入施設所在地		現在地での事業開始日 年 月 日	
	※1. 設備の内容で4～6に該当する場合のみ記入してください。			
	用途地域	敷地面積	建築面積	
	※1. 設備の内容で6に該当する場合のみ記入してください。			
	用途			
	設置年月日 年 月 日		申請企業取得年月日 年 月 日	
	法定耐用年数 年 月 日		残存耐用年数 年 月 日	
3. 事業費積算内訳	科 目	事 業 費	積 算 基 礎	
	※ 見積書に所要事項の記入があれば代用することができます。			
	合 計			
4. 想定される効果	※当該事業を通じた温室効果ガス等環境負荷に関する削減量や生産性向上に伴う経費削減量等、想定される効果をご記入ください。			
5. 事業費調達計画	総経費	千円	申込金額	千円
			自己資金	千円
			他借入	千円
			その他	千円

仙台市地域産業活性化融資制度（

資金）事業計画認定書

文書記号 第 号
年 月 日

申請者 様

仙台市長名 印

年 月 日付で別添写のとおり認定申請のあった仙台市地域産業活性化
融資制度（ 資金）に関する事業計画は，仙台市地域産業活性化融資制度要綱
の規定に基づき，融資の対象要件に該当することを認定します。

仙台市地域産業活性化融資制度あっせん書

No.

年 月 日

金融機関本支店長 様

仙台市長名 印

下記の者は、本制度による融資に適するものと認められるのであっせんします。

記

住 所	
事 業 者 名	
業 種	
資金の種類	
貸付金額	
貸付期間	
資金使途	

仙台市地域産業活性化融資制度条件変更協議書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

金融機関名
代表者名

年 月 日条件変更を受け付けた申込人について、下記のとおり内定したので協議します。

記

制度資金名	
-------	--

条件変更 申込人	事業者名	業種	保証承諾日 年 月 日
	住所 仙台市		

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

変更理由	
------	--

仙台市地域産業活性化融資制度条件変更承認書

No.

年 月 日

金融機関本支店長 様

仙台市長名 印

年 月 日付で協議のあった仙台市

について、貴行
貴金庫 内定のとおり条件変更を承認します。

記

制度資金名	
-------	--

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
返済方法		
資金用途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

仙台市地域産業活性化融資制度融資状況報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

取扱金融機関名

年 月末現在

区 分 資金の種類	前 月 末 残 高		当 月 中 融 資 高		当 月 中 回 収 高		() 月 末 融 資 残 高	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
先端技術導入資金	()	()	/	/	()	()	()	()
モノづくり支援資金	()	()	/	/	()	()	()	()
旧経営改善資金融資	()	()	/	/	()	()	()	()
競争力強化資金	()	()	()	()	()	()	()	()
環境保全対応資金	()	()	()	()	()	()	()	()
仙台経済成長資金	()	()	()	()	()	()	()	()
合 計	()	()	()	()	()	()	()	()

- ※ 1. ()内は信用保証付分を記入してください。 2. 返済欄の件数は完済件数を記入してください。
 3. 金額の単位は千円で記入してください。

仙台市新事業創出支援融資制度要綱

(平成14年3月20日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市商工業振興条例(昭和62年条例第7号。以下「条例」という。)

第2条及び第7条の規定に基づく仙台市新事業創出支援融資(以下「新事業創出支援融資」という。)の助成措置並びにあっせんについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金の種類)

第2条 この制度による資金の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 起業家支援資金
- (2) 創造的産業支援資金

(起業家支援資金の対象者)

第3条 起業家支援資金の対象となる者は、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条第1項第1号及び同項第2号に該当する規模を有する事業を行おうとする者(行っている者を含む。)(以下「創業者等」という。)であって、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に事業所又は店舗を有する(有する予定のあることを含む。)こと。
- (2) 法人にあっては、本市の区域内に本店又は支店の登記をしていること。
- (3) 個人にあっては、県内の市町村へ住所に関する届出等をしていること。
- (4) 原則として市税を滞納していないこと。
- (5) 信用保証協会に対し求償権債務が残っていないこと。
- (6) 金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (7) 宮城県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証の対象となる者であること。
- (8) 事業を行うに当たって、詳細かつ実効性のある事業計画が策定され、これを実施する経営能力を有すること。
- (9) 原則として、事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- (10) 許認可等を必要とする事業については、その取得状況が客観的に明らかであること。
- (11) 次のいずれかに該当すること。

イ 創業・再挑戦関連保証の対象となる者

① 創業を行おうとする者

- i 事業を営んでいない個人が、1ヵ月以内に新たに事業を開始すること。ただし、市町村の創業支援計画に定める認定特定創業支援等事業の支援を受け、市町村長の証明を受けた場合は6ヵ月以内とする。
- ii 事業を営んでいない個人が、2ヵ月以内に新たに会社を設立すること。ただ

し、市町村の創業支援計画に定める認定特定創業支援等事業の支援を受け、市町村長の証明を受けた場合は6ヵ月以内とする。

iii 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して営業し、かつ、新たに会社を設立（以下「分社化」という。）すること。

② 創業後5年を経過していない者

i 事業を営んでいない個人が、事業を開始した日から5年を経過していないこと。

ii 事業を営んでいない個人により設立された会社が、その設立の日から5年を経過していないこと。

iii 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して営業し、かつ、新たに分社化した会社が、その設立の日から5年を経過していないこと。

iv 事業を営んでいない個人が開始した事業の全部又は一部を、当該個人が新たに設立した会社に譲渡により承継させる場合であって、当該個人が事業を開始した日から5年を経過していないこと。

□ スタートアップ創出促進保証の対象となる者

次に掲げる要件に該当するものであって、保証申込受付時点において税務申告1期末終了の創業者にあっては、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有している者とする。

① 創業を行おうとする者

i 事業を営んでいない個人が、2ヵ月以内に新たに会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的計画を有すること。ただし、市町村の創業支援計画に定める認定特定創業支援等事業の支援を受け、市町村の証明を受けた場合は6ヵ月以内とする。

ii 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して営業し、かつ、新たに分社化した会社が、事業を開始する具体的計画を有すること。

② 創業後5年を経過していない者

i 事業を営んでいない個人により設立された会社が、その設立の日から5年を経過していないこと。

ii 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して営業し、かつ、新たに分社化した会社が、その設立の日から5年を経過していないこと。

iii 事業を営んでいない個人が開始した事業の全部又は一部を、当該個人が新たに設立した会社に譲渡により承継させる場合であって、当該個人が事業を開始した日から5年を経過していないこと。

（創造的産業支援資金の対象者）

第4条 創造的産業支援資金の対象となる者は、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号、同項第2号、同項第5号及び第6号に該当する規模を有す

る事業を行おうとする者（行っている者を含む。）（以下「中小企業者等」という。）であって前条第1号から第10号に該当し、かつ、次のいずれか一に該当し、市長の認定を受けたものとする。

- (1) 情報若しくはデザイン関連分野その他の新分野の開拓又は成長が期待できる事業を開始若しくは開始してから10年以内であること。
- (2) ノウハウ又は技術などをもとにして新製品、新技術の研究開発若しくは事業化を図ること。

（融資の条件）

第5条 融資の条件は、次の表のとおりとする。

区 分	起業家支援資金（第3条関係）	創造的産業支援資金（第4条関係）
資金使途	運転資金又は設備資金	
融資限度額	3,500万円	3,000万円
融 資 利 率	別に定めるものとする。	
融 資 期 間	<p>運転資金の場合 10年以内 設備資金の場合 10年以内 ※ 融資期間については、いずれも1年以内の据置期間を設けることができる（スタートアップ創出促進保証の場合、申込金融機関において本保証付融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は3年以内の据置期間を設けることが可能）。</p>	<p>運転資金の場合 7年以内 設備資金の場合 10年以内 ※ 融資期間については、いずれも2年以内の据置期間を設けることができる。</p>
保 証 人	<p>【創業・再挑戦関連保証の場合】必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。 【スタートアップ創出促進保証の場合】不要とする。</p>	必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。
担 保	不要とする。	原則として不要とする。ただし、融資対象が不動産の場合は、原則として担保を徴する。

信用保証	協会の信用保証を必要とする。
返済方法	原則として元金均等返済とする。

（融資の主体）

第6条 この要綱の規定による融資は、別に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が行うものとする。

（認定）

第7条 第4条の規定による融資を受けようとする者は、別に定める申込書（第2号様式）及び必要書類を市長に提出し、創造的産業支援資金についての認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の認定申し込みがあったときは、申込者の資格及び事業計画を審査し、認定の可否を決定するものとする。

（認定の決定等）

第8条 市長は、前条第2項の規定により認定を行うことが適当であると決定したときは、当該申請者に認定書（第4号様式）を交付する。

2 市長は、前条第2項の規定により認定を行うことが不適當であると決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（融資の申し込み及び手続き）

第9条 第3条の規定による融資を受けようとする者は、別に定める申込書（第1号様式）及び必要書類を指定金融機関又は協会のいずれかに提出しなければならない。

2 第4条の規定による融資を受けようとする者は、前条第1項の認定を受けたのち、別に定める申込書（第2号様式）に必要書類を添付し、指定金融機関又は協会のいずれかに提出しなければならない。

3 この要綱の規定による融資の手続きは、別に定めるものとする。

（調査等）

第10条 市長は、必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求め、又は申込者等と面談若しくは実態調査を行うことができる。

（融資の審査）

第11条 指定金融機関は、融資の申し込み又は協会から信用保証付貸付依頼があったときは、速やかに融資の可否について審査を行うものとする。

2 指定金融機関は、前項の規定による審査を行うにあたって必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(信用保証の実行)

第12条 協会は、融資の申し込み又は指定金融機関から融資の申込書（第1号様式又は第2号様式）その他の書類の送付があったときは、速やかに信用保証の可否について審査を行うものとする。

2 協会は、前項の規定による審査を行うにあたって必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求め、又は申込者等と面談若しくは実態調査等を行うことができる。

3 協会は、信用保証が可と判断したときは、速やかに信用保証の手続きをとるものとする。

(融資の実行)

第13条 指定金融機関は、審査の結果融資が可と判断した場合であって、協会から信用保証の承諾の通知を受けたときは、速やかに融資実行の手続きをとるものとする。

(繰上げ償還)

第14条 市長は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、融資資金の繰上げ償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を指定金融機関に指示することができる。

- (1) 融資の申し込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。
- (2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続を不相当と認める事実があったとき。

(条件変更)

第15条 協会は、第12条の規定による融資が実行された者の申し出があった場合において第5条の条件の範囲内で信用保証の内容を変更する必要があると認めるときは、当該融資を実行する指定金融機関と協議の上、当該信用保証の内容を変更することができる。

2 協会は、前項の規定により信用保証の内容を変更したときは、別に定めるところにより、当該変更の内容について市長に報告しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、協会は、指定金融機関と協議のうえ真にやむを得ないと認めるときは、別に定めるところにより市長の承認を受けて、第5条の条件によらず信用保証の内容を変更することができる。

(報告)

第16条 協会は、指定金融機関からの貸付実行報告等を基に、別に定める様式（第8号様式）により、毎月の保証承諾状況及び個人別報告書を翌月15日まで市長あてに報告するものとする。

(資金の措置)

第17条 市長は、指定金融機関が当該融資に要する資金の一部（以下「融資基金」という。）

を預託するものとする。

2 前項の預託条件については、別に定めるものとする。

3 指定金融機関は、前項の規定により預託を受けた融資基金に別に定める協調倍率を乗じて得た金額を目途に融資を行うものとする。

（その他の融資の条件）

第18条 融資の額、返済方法及び担保の提供その他の融資の条件については、第5条に規定するもののほか、融資の申込者と指定金融機関との間の融資についての契約により定めるものとする。

2 融資の申込者と指定金融機関は、前項の規定による融資についての契約を第5条に規定する融資の条件の範囲内で締結しなければならない。

（実施状況等の報告）

第19条 市長は、融資を受けた者に対し、事業計画の実施状況等の報告を求めることができる。

（委任）

第20条 この要綱の実施細目は、経済局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

3 仙台市創造的産業支援融資制度要綱（平成10年12月14日経済局長決裁）は、廃止する。

4 仙台市創造的産業支援融資制度要綱に基づいて、平成14年3月31日までに融資された貸付については、なお従前の要綱を適用する。

附 則（平成14年11月19日改正）

1 この要綱は、平成14年12月2日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成15年3月14日改正）

1 この要綱は、平成15年4月1日から実施し、平成15年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成17年3月29日改正）

1 この要綱は、平成17年7月1日から実施し、平成17年度予算についての融資に適用する。なお、同日前までは、従前の例によるものとする。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成18年3月28日改正）

1 この要綱は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成24年3月16日改正）

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施し、平成24年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成26年3月25日改正）

1 この要綱は、平成26年4月1日から実施し、平成26年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成27年9月25日改正）

この改正は、平成27年10月1日から実施する。

附 則（平成30年3月30日改正）

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施し、平成30年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成31年3月26日改正）

1 この要綱は、平成31年4月1日から実施し、平成31年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

3 仙台市新事業創出支援融資制度要綱の一部改正

仙台市新事業創出支援融資制度要綱（平成14年3月20日経済局長決裁）

別記、第1号様式、第2号様式、第4号様式、第8号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則（令和3年8月2日改正）

この改正は、令和3年8月2日から実施する。

附 則（令和4年3月25日改正）

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則（令和5年3月30日改正）

この改正は、令和5年4月1日から実施する。

仙台市新事業創出支援融資制度要領

(平成14年3月20日経済局長決裁)

この要領は、仙台市新事業創出支援融資制度要綱（平成14年4月1日経済局長決裁）（以下「要綱」という。）に基づく事業化に要する資金調達に必要な助成措置について必要な事項を定める。

1 市税の取り扱いについて

要綱第3条第1項第4号に規定する市税について、その滞納がないことが制度融資の利用要件となるが、市税の徴収の猶予が認められた場合においては、納税担当課が発行した徴収猶予許可通知書又は徴収を猶予している旨を記載した納税証明書の提出をもって、納税要件を満たすものとする。なお、滞納状況であっても納税担当課に納税誓約書を提出し、誓約どおりの納付がある場合は、特例的に納税要件を満たすものとする。

2 融資の対象者

(1) 要綱第4条第1項第1号「情報若しくはデザイン関連分野その他の新分野の開拓又は成長が期待できる事業を開始若しくは開始してから10年以内であること」とは、以下に定める市内インキュベーション施設等入居者で、市内で事業化を図るものとする。

名称	運営主体
東北大学連携ビジネスインキュベータ(T-Biz)	(独)中小企業基盤整備機構東北支部
TRUNK-CREATIVE OFFICE SHARING	協同組合仙台卸商センター
Incubation Center FLight	仙台印刷工業団地協同組合
INTILAQ東北イノベーションセンター	(一社)IMPACT Foundation Japan

(2) 要綱第4条第1項第2号「ノウハウ又は技術などをもとにして、新製品、新技術の研究開発若しくは事業化を図ること」とは、次の事業を行おうとするものとする。

- ① 仙台市又は仙台市内の起業支援団体等が主催するビジネスプランコンテスト等の受賞者で、受賞した事業により市内で事業化を図るもの
- ② 特許法（昭和34年法律第121号）第66条第1項による特許権，実用新案法（昭和34年第法律123号）第14条第1項による登録（同法第12条に規定する実用新案技術評価において，6（特に関連する先行技術文献を発見できない。）の評価を受けているものに限る。），意匠法（昭和34年法律第125号）第20条第1項による登録を有し，これらを活用して商品等の生産・販売等を行おうとするもの。ただし，創業してから5年以内のものに限る。

※ この場合においては、公的研究機関等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは国若しくは地方公共団体の設置する研究機関又は国若しくは地方公共団体が出資する民法第34条に規定する公益団体若しくはその他市長が特に認める団体をいう。）若しくは産学連携支援機関等（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第12条第1項の規定に基づく認定事業者その他市長が特に認める団体をいう。）又は他人から特許権等の供与を受けて行った技術等を活かして事業を行う場合も対象とする。

- ③ 宮城県信用保証協会の新事業認定審査会の認定を受けて事業を行うもの
- ④ 国又は地方公共団体の技術開発についての補助金の交付を受けて開発した技術を利用して事業を行うもの
- ⑤ 国立試験研究機関、公設試験研究機関又はこれらの機関に準じる公的機関等により技術若しくはノウハウ等の面で新規性を有する旨の確認を得た事業を行うもの、表彰若しくは著しい改善があったとして推薦を受けて事業を行うもの又は技術移転を受けて事業を行うもの
- ⑥ その他市長が特に認めたもの

3 融資利率

要綱第5条に規定する融資利率は、次のとおりとする。

- (1) 起業家支援資金 年1.0パーセント
- (2) 創造的産業支援資金 年1.0パーセント

4 指定金融機関

要綱第6条に規定する金融機関は、次のとおりとする。

株式会社北海道銀行，株式会社青森銀行，株式会社みちのく銀行，株式会社秋田銀行，株式会社北都銀行，株式会社荘内銀行，株式会社山形銀行，株式会社岩手銀行，株式会社東北銀行，株式会社七十七銀行，株式会社東邦銀行，株式会社常陽銀行，株式会社きらやか銀行，株式会社北日本銀行，株式会社仙台銀行，株式会社福島銀行，杜の都信用金庫，宮城第一信用金庫，仙南信用金庫，古川信用組合，あすか信用組合及び株式会社商工組合中央金庫仙台支店

5 申込書及び必要書類

要綱第9条第1項及び第2項に規定する当該融資の申込書及び必要書類は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、公的機関の発行する証明書等については、原則として発行してから3ヵ月以内のものとする。

申込書

●起業家支援資金

仙台市新事業創出支援融資制度（起業家支援資金）申込書（第1号様式）

●創造的産業支援資金

仙台市新事業創出支援融資制度（創造的産業支援資金）申込書（第2号様式）

必要書類

(1) 申込みの都度必要な書類

信用保証委託申込書

信用保証依頼書

信用保証委託契約書

申込人の市税の滞納がないことの証明書

市税の徴収の猶予が認められた場合においては■徴収猶予許可通知書又は徴収を猶予している旨記載した納税証明書

市税の分納者については■納税誓約書の写し、及び納税誓約どおり納付がされていることのわかる書類（領収書の写し等）

見積書の写（設備資金の場合）

工事概況表の写（建設業の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「事業報告書」（NPO法人の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「計算書類及び財産目録」（NPO法人の場合）

特定非営利活動促進法第28条に規定する「年間役員名簿」（NPO法人の場合）

特定非営利法人促進法第28条に規定する「社員のうち十人以上の者の氏名及び住所を記載した書面」（NPO法人の場合）

(2) 場合により必要な書類

●初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合

申込人（企業）概要

最近2期分の所得税の確定申告書の控の写（個人の場合）

所得税の申告をせず、市県民税の申告をしているものについては、■最近2期分の市県民税の申告書の控の写

融資の申込時点で、所得税又は市県民税の申告の期日が到来しないものについては、■開業届の写及び■帳簿の写等

最近2期分の決算書の写（法人の場合）

融資の申込時点で、決算の期日が到来していないものについては、■開業から直近月までの試算表の写

●初回又は変更があった場合

- 申込人及び保証人の印鑑証明書の写
- 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（法人の場合）
- 定款の写（法人の場合）
- 申込人及び保証人の所有不動産を証明できる書類（固定資産課税台帳の写等）
- 許認可証等の写又は取得見込みを証するもの（許認可等を必要とする業種の場合）

(3) 制度により必要な書類

起業家支援資金を受ける場合は、上記申込書及び必要書類に加え、

●創業・再挑戦関連保証の場合

- 創業・再挑戦計画書
- 市町村の認定特定創業支援等事業を受けたことに関する証明書（要綱第3条第1項第11号イ① i, ii のただし書に該当する場合）

●スタートアップ創出促進保証の場合

- 創業計画書（スタートアップ創出促進保証制度用）
- 市町村の認定特定創業支援等事業を受けたことに関する証明書（要綱第3条第1項第11号ロ① i のただし書に該当する場合）

創造的産業支援資金を受ける場合は、上記申込書及び必要書類に加え、

- 仙台市新事業創出支援融資制度（創造的産業支援資金）事業計画書（第3号様式）
- 仙台市新事業創出支援融資制度（創造的産業支援資金）認定申請書及び認定書（第4号様式） ※2通必要
- 特許証の写等、ノウハウや技術を有することを証する書類（要綱第4条第1項第2号「ノウハウ又は技術などをもとにして、新製品、新技術の研究開発若しくは事業化を図ること」に該当する場合）

6 融資の手続き

要綱第9条第3項に規定する融資の手続きは、次による。

(1) 起業家支援資金の融資の手続き

起業家支援資金の融資の手続きは、次のいずれか一とする。

イ 手続き・1

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を指定金融機関に提出する。
- ② 指定金融機関は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 指定金融機関は、審査の結果、起業家支援資金による融資が可と判断したときは、信用保証依頼書に必要事項を記載の上、申込書及び関係書類を協会に送付する。

- ④ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑤ 協会は、審査の結果、起業家支援資金の信用保証が可と判断したときは、信用保証の手続きをとり、これを受けて指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

□ 手続き・2

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を協会に提出する。
- ② 協会は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 協会は、審査の結果、起業家支援資金による融資の信用保証が可と判断したときは、申込書及び関係書類から、申込書を除いた書類に信用保証付貸付依頼書を添えて指定金融機関に送付する。
- ④ 指定金融機関は、協会による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑤ 指定金融機関は、審査の結果、起業家支援資金による融資が可と判断したときは、信用保証付貸付承諾書及び信用保証依頼書に必要事項を記載の上、関係書類を協会に送付する。
- ⑥ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて信用保証の手続きをとり、指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

(2) 創造的産業支援資金の融資の手続き

創造的産業支援資金の融資の手続きは、次のいずれか一とする。

イ 手続き・1

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を市長に提出する。
- ② 市長は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 市長は、審査の結果、創造的産業支援資金による融資が可と判断したときは、申込書及び関係書類から、申込書を除いた書類に仙台市新事業創出支援融資（創造的産業支援資金）認定書（第4号様式）を添えて融資の申込者に交付する。
- ④ 融資の申込者は、認定書の写及び関係書類を指定金融機関に提出する。
- ⑤ 指定金融機関は、認定書の写及び関係書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ⑥ 指定金融機関は、審査の結果、創造的産業支援資金による融資が可と判断したときは、信用保証依頼書に必要事項を記載の上、認定書の写及び関係書類を協会に送付する。
- ⑦ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑧ 協会は、審査の結果、創造的産業支援資金による融資の信用保証が可と判断したときは、信用保証の手続きをとり、これを受けて指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

□ 手続き・2

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を市長に提出する。
- ② 市長は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 市長は、審査の結果、創造的産業支援資金による融資が可と判断したときは、申込

書及び関係書類から、申込書を除いた書類に仙台市新事業創出支融資（創造的産業支援資金）認定書（第4号様式）を添えて融資の申込者に交付する。

- ④ 融資の申込者は、認定書の写及び必要書類を協会に提出する。
- ⑤ 協会は、認定書の写及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ⑥ 協会は、審査の結果、創造的産業支援資金による融資の信用保証が可と判断したときは、認定書の写及び関係書類から、認定書の写を除いた書類を指定金融機関に送付する。
- ⑦ 指定金融機関は、協会による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑧ 指定金融機関は、審査の結果、創造的産業支援資金による融資が可と判断したときは、信用保証付貸付承諾書及び信用保証依頼書に必要書類を記載の上、関係書類を協会に送付する。
- ⑨ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて信用保証の手続きをとり、指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

7 条件変更の手続き

要綱第15条に規定する条件変更の手続きは、次による。

(1) 要綱第15条第2項による条件変更の手続き

協会は、仙台市新事業創出支援融資制度条件変更報告書（第5号様式）により市長に報告するものとする。

(2) 要綱第15条第3項による条件変更の手続き

- ① 協会は、債務者及び融資を実行した指定金融機関と協議の後に、仙台市新事業創出支援融資制度条件変更協議書（第6号様式）に変更内容を証する書類を添付し市長に協議するものとする。
- ② 市長は、協議内容を審査し、約定内容の変更がやむを得ないものと認められるときは、協会あてに仙台市新事業創出支援融資制度条件変更承認書（第7号様式）を交付する。
- ③ 協会は、仙台市新事業創出支援融資制度条件変更承認書（第7号様式）の交付を受けて条件変更の手続きをとる。

附 則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。
- 3 仙台市創造的産業支援融資制度要領（平成10年12月14日経済局長決裁）は、廃止する。
- 4 仙台市創造的産業支援融資制度要領に基づいて、平成14年3月31日までに融資され

た貸付については、なお従前の要領を適用する。

附 則（平成14年6月12日改正）

- 1 この要領は、平成14年6月17日から実施し、改正後の5（2）場合により必要な書類の規定は、平成14年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成14年度予算についての融資に適用する。
- 3 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成14年11月19日改正）

- 1 この要領は、平成14年12月2日から実施し、平成14年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成15年3月14日改正）

- 1 この要領は、平成15年4月1日から実施し、平成15年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成17年3月29日改正）

- 1 この要領は、平成17年7月1日から実施し、平成17年度予算についての融資に適用する。なお、同日前までは、従前の例によるものとする。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成18年3月28日改正）

- 1 この要領は、平成18年4月1日から実施し、平成18年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成19年9月18日改正）

- 1 この要領は、平成19年10月1日以降に協会で保証申込を受付した融資から実施し、平成19年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成23年3月16日改正）

- 1 この要領は、平成23年4月1日以降の融資から実施し、平成23年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成24年3月16日改正）

- 1 この要領は、平成24年4月1日以降の融資から実施し、平成24年度予算についての融資に適用する。なお、改正前の要領の規定により行われた融資の取扱いについては従前の例によるものとする。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

3 平成 27 年 3 月 31 日までに、この要領の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて利率の改定等の措置を講ずるものとする。

附 則（平成 24 年 7 月 9 日改正）

- 1 この要領は、平成 24 年 7 月 9 日から実施し、平成 24 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日改正）

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から実施し、平成 26 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 27 年 9 月 25 日改正）

この改正は、平成 27 年 10 月 1 日から実施する。

附 則（平成 28 年 3 月 25 日改正）

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から実施し、平成 28 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日改正）

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から実施し、平成 30 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（平成 31 年 1 月 25 日改正）

この改正は、平成 31 年 1 月 25 日から実施する。

附 則（平成 31 年 3 月 26 日）

仙台市新事業創出支援融資制度要領の一部改正

仙台市新事業創出支援融資制度要領（平成 14 年 3 月 20 日経済局長決裁）

別記、第 1 号様式から第 7 号様式までの規定中「平成 年 月 日」を「年 月 日」に改める。

附 則（令和 2 年 3 月 23 日改正）

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から実施し、令和 2 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（令和 3 年 3 月 26 日改正）

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から実施し、令和 3 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（令和 4 年 3 月 25 日改正）

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から実施し、令和 4 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（令和 5 年 3 月 30 日改正）

- 1 この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から実施し、令和 5 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日改正）

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から実施し、令和 6 年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

8. 事業の内容（会社の概要，事業の特徴，ビジネスモデル，将来の方向性と展望，製品・商品・サービスの特徴，立地環境，販売計画，事業展開等）

9. 市場調査・分析・動向（マーケットシェア，マーケティング計画・戦略等）

10. 申込人の概要（1の対象要件がイ（創業を行おうとする方）に該当する方は記入してください。ただし，法人が分社化する場合は記入する必要はありません。）

(1) 代表者の生年月日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日 歳
(2) 代表者の経歴 (勤務していた事業所名, 従事していた業務内容, 期間等)	

2. 申込者の概要

(1) 代表者の生年月日	明治・大正・昭和・平成	年	月	日	歳
(2) 代表者の経歴 (勤務していた事業 所名, 従事していた 業務内容, 期間等)					
(3) 資産の状況	土地	m ² (m ²)	機械設備		
	建物	m ² (m ²)			
(4) 許認可取得済・ 申請中	名称・番号	年月日 (有効期限)	年	月	日
		(年	月	日)

※ 「資産の状況」中、括弧書は貸借の状況を記載してください。

3. 事業所の概要

(1) 事業所在地	所有の関係	自己	・	貸借
(2) 資本金 (法人の場合)	万円			
(3) 従業員	(常時)			(臨時)
	名		名	
(4) 法人設立 (法人の場合)	年	月	日	設立登記
(5) 事業開始	年	月	日	(年 月 日 予定)
(6) 事業の準備状況				

※① 「事業所在地」には、開設予定を含みます。

② 「事業の準備状況」は、「土地・工場・店舗等」「設備・機械・器具等」「商品・原材料」の整備状況（購入済、建築・発注・仕入中、契約済など）を具体的に記載してください。

③ 「従業員」は、1年以内の計画を含みます。

4. 事業の実施体制

区 分		具 体 的 な 実 施 内 容
事 業 の 実 施 体 制	企画・開発	
	製品・商品 試作化体制	
	製品・商品 量産化体制	
	販売体制	
	雇用体制	

5. 事業実施計画

実施年度	具 体 的 な 実 施 内 容
第 期	
第 期	
第 期	
第 期	
第 期	

※ 3ヵ月以上の事業実施計画を記入してください。

6. 資金計画（当該年度）

全体資金計画	土地・建物購入費		機械器具・備品購入費		商品原材料仕入額	
	千円		千円		千円	
	人件費		その他		計	
	千円		千円		①	千円
資金調達計画	創造的産業支援資金申込額	自己資金	その他借入金	その他（助成金等）	計	
	千円	千円	千円	千円	②	千円
	設備資金					
創造的産業支援資金の使途	<hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>					

※① 全体資金計画の「計」欄①と資金調達計画の「計」欄②は、一致させてください。

② 「創造的産業支援資金の使途」は、簡潔かつ明瞭に記載してください。

7. 事業化に伴う資金計画

（単位：千円）

実施 年度	所要資金		資金調達			
	設備資金	運転資金	創造的産業支援資金	自己資金	その他借入金	その他（助成金等）

8. 収支計画

(単位：千円)

勘定科目 \ 期 間	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
①売上高			
②売上原価			
③粗利益 ①－②			
④人件費			
⑤減価償却費			
⑥研究開発費			
⑦広告宣伝費			
⑧その他経費			
⑨経費合計			
⑩営業利益③－⑨			
〈営業外損益〉			
⑪ 支払利息等			
⑫経常利益⑩＋⑪			
⑬法人税等			
⑭当期利益⑫－⑬			

※ 勘定科目は、事業の内容により、適宜記載してください。

9. 借入金返済計画

(単位：千円)

内 容 \ 期 間	第 期 (~)	第 期 (~)	第 期 (~)
借入償還額			
	創造的産業支援資金		
	合計 A		
返済原資	利益留保額		
	減価償却費		
	合計 B		
収支見込 (B－A)			

10. 経営計画（中・長期計画）

11. 市場調査・分析・動向（市場規模，対象となる顧客，目標シェア等）

12. 販売計画（マーケティング計画・戦略）

仙台市新事業創出支援融資制度（創造的産業支援資金）認定申請書

年 月 日

（あて先）仙台市長

住 所

事業所所在地

企 業 名

代 表 者 名

電 話 番 号 （ ） -

仙台市新事業創出支援融資制度（創造的産業支援資金）の申し込みにあたり、下記の（ ）に該当しますので融資申込資格者として認定されるよう申請します。

- イ 情報・デザイン関連分野その他の新分野の開拓や成長が期待できる事業を開始しようとする方又は開始してから10年以内の中小企業者の方
- ロ ノウハウや技術などをもとにして新製品、新技術の研究開発や事業化を図る方

仙台市新事業創出支援融資制度（創造的産業支援資金）認定書

認定番号 第 号
年 月 日

上記の者について、仙台市新事業創出支援融資（創造的産業支援資金）申込有資格者として認定します。

仙台市長 印

備考

この認定書は、 年 月 日まで有効です。

（注） この認定書は、融資の申し込みの際に必要な書類であり、融資を受けるためには、申し込み後に金融機関による所定の融資審査があります。

仙台市新事業創出支援融資制度条件変更報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮城県信用保証協会
本店営業部長名又は支店長名

年 月 日条件変更を受け付けた申込人について、下記のとおり条件変更したので報告します。

記

制度資金名	起業家支援資金 ・ 創造的産業支援資金
-------	---------------------

条件変更 申込人	事業者名	業種
	保証承諾日 年 月 日	当初貸付日 年 月 日
	住所 仙台市	

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
貸付期限		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

変更理由	
------	--

仙台市新事業創出支援融資制度条件変更協議書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮城県信用保証協会
本店営業部長名又は支店長名

年 月 日条件変更を受け付けた申込人について、下記のとおり内定したので協議します。

記

制度資金名	起業家支援資金 ・ 創造的産業支援資金
-------	---------------------

条件変更 申込人	事業者名	業種	保証承諾日 年 月 日
	住所 仙台市		

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

変更理由	
------	--

仙台市新事業創出支援融資制度条件変更承認書

No.

年 月 日

宮城県信用保証協会
本店営業部長又は支店長 様

仙台市長名 印

年 月 日付で協議のあった仙台市

について、貴協会内定のとおり条件変更を承認します。

記

制度資金名	起業家支援資金 ・ 創造的産業支援資金
-------	---------------------

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

仙台市新事業創出支援融資制度支援個人別承諾一覧

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮城県信用保証協会

番号	被保証人名	業種	保証番号	金融機関名	保証承諾日	保証金額	保証期限	返済方法	資金使途	融資利率	保証料率

創業・再挑戦計画書

信用保証協会 御中

年 月 日

〔申込人〕

住 所

会 社 名

氏名または
代表者名

創業関連保証・支援創業関連保証・再
挑戦支援保証の申込みにあたり、以下の
とおり創業・再挑戦計画を提出します。

1. 事業概要

開 業 形 態	個人事業・会社事業		商 号 (個人) 会 社 名 (会社)	
開業(予定)住所	電話 ()			
開 業 届 出 (個人) 設 立 登 記 (法人)	有 ・ 無		開業(予定)年月日 設立(予定)年月日	年 月 日
業 種			資 本 金	[会社設立(予定)の場合] 円
許 可 等 <small>[許可等取得が必要な場合]</small>	(種類)	<small>(許可・免許・登録・認証の別を記入)</small>	(根拠法)	<small>[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]</small>
従業員数	名	取 扱 品	仕 入 先	
開業動機・目的				
開業に必要な知識、 技術、ノウハウの習得				
<small>[会社設立予定の場合]</small> 出資者・出資額				
事業協力者の住所・ 氏名・勤務先				

2. 創業準備の着手状況〔下記の該当事項に○印を付けて下さい〕

- ア 設備機械器具等発注済である。
 イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
 ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
 エ 商品・原材料の仕入を行っている。
 オ 事業に必要な許認可を受けている。
 カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。
 （ ）
 キ その他（具体的に記入して下さい）（ ）

3. 運転資金計画

名 称	金 額	積 算 内 訳
商品・材料等の仕入資金	千円	
人 件 費 等		
そ の 他 の 資 金		
計	A	

4. 設備計画

区分	土地・建物	面積	取得方法 (自己・新築) (取得・賃貸)	取得に要する資金	契約年月日	取得(完成) 年月日	
事業用不動産	土地	m ²		千円			
	建物	m ²		千円			
	計	B (取得に要する資金)					千円
区分	名称	型式・能力	数量	単価	金額	発注先	設置(完成) 年月日
機械器具・什器備品等					千円		
	計	C (金額)					千円

5. 今回の資金計画による必要資金合計

A+B+C= _____ 千円 (D)

6. 資金調達計画

	預 金			預 金 以 外	
	預け先 (金融機関本支店名等)	預金種別	金 額	種 類	金 額
自 己 資 金			千円	有価証券	千円
			千円		
			千円	その他 (具体的に)	
			千円	()	
	自 己 資 金 合 計			千円	
借 入 金 等 (※)	借 入 先	年 利	借 入 額	毎月返済額	借入期間
	今回の借入額	%	千円	千円	・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
			千円		・ ~ ・
	借 入 金 等 合 計			千円	調達資金 合計

(※) 今回の資金調達計画の中による借入金等をご記入ください。

7. 収支計画（今後1年間分）

支 出		収 入	
仕 入 高	千円	売 上 高	千円
外 注 工 費		工 賃 収 入	
人 件 費		雑 収 入	
その他費用			
利 益			
計		計	

8. 販売・仕入先

主な販売先 ・受注先	販売・受注 予定額	回収方法	主な仕入先 ・外注先	仕入・外注 予定額	支払方法
	年 千円			年 千円	

9. 借入金等状況（※）

借入先等	資金使途	借入残高	残 存 返済期間	年 間 返済額
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円
		千円	ヶ月	千円

（※）現在負担している非事業性を含む借入金等で、今回の資金調達計画によるもの以外をご記入ください
（経営者本人が負担している保証債務も含まれます）。

創業計画書

〇〇信用保証協会 御中

令和
西暦 年 月 日

[申込人]

(どちらかに〇印を付けてください)

スタートアップ創出促進保証制度
の申込みにあたり、以下のとおり
創業計画書を提出いたします。

住 所
会 社 名
氏名または
代表者名

【同意事項】

スタートアップ創出促進保証制度を利用するにあたり、貴協会が以下に掲げる当社※の情報を、以下に掲げる利用目的のために、経済産業省に対して提供することについて同意いたします。

また、原則として、創業者が会社を設立して3年目、5年目に、中小企業活性化協議会が実施するガバナンス体制の整備に関するチェックを受けることについて同意いたします。

※会社設立前の創業者が個人で申込み場合や、分社化を計画している親会社が申込み場合は、当該情報は情報提供の対象外のため情報提供いたしません。

1.提供する情報	中小企業者の商号、所在地、資本金、会社設立日、申込金融機関、保証申込金額、保証承諾日、保証承諾金額
2.提供先における利用目的	政策効果の検証

【確認状況記載欄】

本計画書が申込人の意思に基づいて正しく記載されていること及び情報提供の同意について次の通り確認しております。

確認年月日	確認時間	確認方法(該当する番号にチェック)	金融機関本支店名・確認者
令和 年 月 日	時 分	<input type="checkbox"/> 1 電話 <input type="checkbox"/> 2 来店面談 <input type="checkbox"/> 3 訪問面談 <input type="checkbox"/> 4 その他()	

1. 事業概要

会社名(予定含む)			
開業(予定)住所	電話 ()		
設立登記(法人)	有 ・ 無	設立(予定)年月日	令和 西暦
業 種		資 本 金	[会社設立予定を含む] 円
許 可 等 [許可等取得が必要な場合]	(種類) (許可・免許・登録・認証の別を記入)	(根拠法)	[取得すべき許可等の根拠法を記入((例)食品衛生法)]
従業員数	名	取扱品	仕入先
開業動機・目的			
開業に必要な知識、技術、ノウハウの習得			
[会社設立予定を含む] 出資者・出資額			
事業協力者の住所・氏名・勤務先			

2. 創業準備の着手状況（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

下記の該当事項に○印を付けて下さい

- ア 設備機械器具等発注済である。
- イ 土地・店舗を取得するための頭金等支払済みである。
- ウ 土地・店舗を賃借するための権利金・敷金支払済みである。
- エ 商品・原材料の仕入を行っている。
- オ 事業に必要な許認可を受けている。
- カ 事業に必要な許認可取得未了（許認可取得見込み（申請状況や取得予定時期等）を具体的に記入してください。）
()
- キ その他（具体的に記入して下さい）
()

3. 必要な資金及び調達の方法（税務申告1期以上終了している者は記入省略可）

次の(1)又は(2)のいずれかにチェックのうえ、自己資金割合が満たしていることをご確認ください。

税務申告1期末終了の創業者のうち、会社設立済であり売上高の計上がある者は(1)又は(2)のどちらかにチェックの上確認でも可。

(1)税務申告1期末終了の創業者

必要な資金		金額 (千円未満切捨)	調達の方法	金額 (千円未満切捨)
設備資金	不動産取得費、内装工事費、敷金、入居保証金、機械設備、什器備品など(内訳)	千円	普通預金	千円
			定期性預金	千円
			有価証券等	千円
			入居保証金等	千円
			設備充当等	千円
			その他	千円
				千円
			小計(A)	千円
運転資金	仕入資金、経費支払資金など(内訳)	千円	親戚・知人等からの借入(内訳)	
				千円
				千円
				千円
			金融機関からの借入(内訳)	
				千円
	小計(B)	千円		
合計		千円	合計(C) = (A) + (B)	千円
自己資金割合確認欄			(A) / (C)	

※創業時の資金計画で自己資金割合を算出し、 $(A) / (C) \geq 1 / 10 (0.1)$

(2)税務申告1期末終了の創業者のうち会社設立済であり売上高の計上がある者

自己資金割合確認欄	資本金(D)	千円
	借入金等(E)	千円
	(D) / ((D) + (E))	

※申込時の試算表等で自己資金割合を算出し、 $(D) / ((D) + (E)) \geq 1 / 10 (0.1)$

仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証

(通称：仙台市社会起業家支援特区保証) 融資制度要綱

(平成29年7月4日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、仙台市商工業振興条例(昭和62年条例第7号。以下「条例」という。)

第2条及び第7条の規定に基づき、国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証制度を利用する仙台市社会起業家支援特区保証融資の助成措置並びにあっせんについて、必要な事項を定めるものとする。

(資金の種類)

第2条 この制度による資金は、社会起業家支援特別資金とする。

(社会起業支援特別資金の対象者)

第3条 社会起業支援特別資金の対象となる者は、一般社団法人及び一般財団法人であつて、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 本市の区域内に事業所を有すること。
- (2) 本市の区域内に登記をしていること。
- (3) 原則として市税を滞納していないこと。
- (4) 信用保証協会に対し求償権債務が残っていないこと。
- (5) 金融機関の取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 宮城県信用保証協会(以下「協会」という。)の信用保証の対象となる者であること。
- (7) 事業を行うに当たって、詳細かつ実効性のある事業計画が策定され、これを実施する経営能力を有していること。
- (8) 原則として、既に事業に着手していることが客観的に明らかであること。
- (9) 許認可等を必要とする事業については、その取得状況が客観的に明らかであること。
- (10) 市内で社会的課題の解決を図る事業を実施する者で市長の認定を受けた者。

(融資の条件)

第4条 融資の条件は、次の表のとおりとする。

区 分	社会起業家支援特別資金
資金用途	運転資金又は設備資金
融資限度額	5,000万円
融資利率	別に定めるものとする。

融資期間	運転資金の場合 7年以内 設備資金の場合 10年以内 ※ 融資期間については、いずれも1年以内の据置期間を設けることができる
保証人及び担保	(1) 原則として法人の代表理事を連帯保証人とする。 (2) 担保は、融資を実行する金融機関及び信用保証を行う協会が必要に応じて設定するものとする。
信用保証	協会の信用保証を必要とする。
返済方法	原則として元金均等返済とする。
信用保証料率	信用保証協会の定めによる
保証割合	80%（割合保証）
借換え	本制度に係る既往借入金を借換える場合は本制度のみで行うことができる

（融資の主体）

第5条 この要綱の規定による融資は、別に定める金融機関（以下「指定金融機関」という。）が行うものとする。

（認定）

第6条 第4条の規定による融資を受けようとする者は、別に定める申込書（第1号様式）及び必要書類を市長に提出し、認定を受けなければならない。

2 市長は前項の認定の申し込みがあったときは、申込者の資格及び事業計画を審査し、認定の可否を決定するものとする。

（認定の決定等）

第7条 市長は、前条第2項の規定により認定を行うことが適当であると決定したときは、当該申請者に認定書（第3号様式）を交付する。

2 市長は、前条第2項の規定により認定を行うことが不適当であると決定したときは、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（融資の申し込み及び手続き）

第8条 この要綱の規定による融資を受けようとする者は、別に定める申込書及び必要書類を指定金融機関又は協会のいずれかに提出しなければならない。

2 この要綱の規定による融資の手続きは、別に定めるものとする。

（調査等）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求め、又は申込者等と面談若しくは実態調査等を行うことができる。

（融資の審査）

第10条 指定金融機関は、融資の申し込み又は協会から信用保証付貸付依頼があったときは、速やかに融資の可否について審査を行うものとする。

2 指定金融機関は、前項の規定による審査を行うにあたって必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

（信用保証の実行）

第11条 協会は、融資の申し込み若しくは市長又は指定金融機関から融資の申込書その他の書類の送付があったときは、速やかに信用保証の可否について審査を行うものとする。

2 協会は、前項の規定による審査を行うにあたって必要があると認めるときは、融資の申込者に対し必要な資料の提出を求め、又は申込者等と面談若しくは実態調査等を行うことができる。

3 協会は、信用保証が可と判断されるときは、速やかに信用保証の手続きをとるものとする。

（融資の実行）

第12条 指定金融機関は、審査の結果融資が可と判断される場合であって、協会から信用保証の承諾の通知を受けたときは、速やかに融資実行の手続きをとるものとする。

（繰上げ償還）

第13条 市長は、この要綱に基づき融資を受けた者が、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、融資資金の繰上げ償還の措置をする必要があると認めるときは、その旨を指定金融機関に指示することができる。

(1) 融資の申し込みの際に提出された書類に不実の記載があったとき。

(2) 融資を受けた資金を融資対象経費以外に使用したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、融資の継続を不相当と認める事実があったとき。

（条件変更）

第14条 協会は、第12条の規定による融資が実行された者の申し出があった場合において、第4条の条件の範囲内で信用保証の内容を変更する必要があると認めるときは、当該融資を実行する指定金融機関と協議の上、当該信用保証の内容を変更することができる。

2 協会は、前項の規定により信用保証の内容を変更したときは、別に定めるところにより、当該変更の内容について市長に報告しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、協会は、指定金融機関と協議のうえ真にやむを得ないと認めるときは、別に定めるところにより市長の承認を受けて、第4条の条件によらず信用保証の内容を変更することができる。

（報告）

第15条 協会は、指定金融機関からの貸付実行報告等を基に、別に定める様式（第7号様式）により、毎月の保証承諾状況及び個人別報告書を翌月15日まで市長あてに報告する

ものとする。

(資金の措置)

第16条 市長は、指定金融機関が当該融資に要する資金の一部(以下「融資基金」という。)を預託するものとする。

2 前項の預託条件については、別に定めるものとする。

3 指定金融機関は、第1項の規定により預託を受けた融資基金に別に定める協調倍率を乗じて得た金額を目途に融資を行うものとする。

(その他の融資の条件)

第17条 融資の額、返済方法及び担保の提供その他の融資の条件については、第4条に規定するもののほか、融資の申込者と指定金融機関との間の融資についての契約により定めるものとする。

2 融資の申込者と指定金融機関は、前項の規定による融資についての契約を第4条に規定する融資の条件の範囲内で締結しなければならない。

(委任)

第18条 この要綱の実施細目は、経済局長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から実施する。

附 則(平成30年3月30日改正)

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施し、平成30年度予算についての融資に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則(平成31年3月26日改正)

仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証融資制度要綱の一部改正

仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証融資制度要綱(平成29年7月4日経済局決裁)の一部を次のように改正する。

別記、第1号様式、第7号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証 (通称：仙台市社会起業家支援特区保証) 融資制度要領

(平成29年7月4日経済局長決裁)

この要領は、仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証融資制度要綱（平成29年7月4日経済局長決裁）（以下「要綱」という。）に基づく融資について必要な事項を定める。

1 市税の取り扱いについて

要綱第3条第3号に規定する市税について、その滞納がないことが制度融資の利用要件となるが、市税の徴収の猶予が認められた場合においては、納税担当課が発行した徴収猶予許可通知書又は徴収を猶予している旨を記載した納税証明書の提出をもって、納税要件を満たすものとする。なお、滞納状況であっても納税担当課に納税誓約書を提出し、誓約どおりの納付がある場合は、特例的に納税要件を満たすものとする。

2 融資利率

要綱第4条に規定する融資利率は、年1.0パーセントとする。

3 指定金融機関

要綱第5条に規定する金融機関は、宮城県信用保証協会の約定締結先金融機関とする。

4 申込書及び必要書類

要綱第8条第1項に規定する仙台市社会起業家支援特区保証融資、社会起業家支援特別資金の申込書及び必要書類は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、公的機関の発行する証明書等については、原則として発行してから3ヵ月以内のものとする。

申込書

- 仙台市社会起業家支援特区保証融資制度申込書（第1号様式）

必要書類

(1) 申込みの都度必要な書類

- 仙台市社会起業家支援特区保証融資制度事業計画書（第2号様式）
- 仙台市社会起業家支援特区保証融資制度認定申請書及び認定書（第3号様式）
- 信用保証委託申込書
- 信用保証依頼書
- 信用保証委託契約書
- 申込人の市税の滞納がないことの証明書
市税の徴収の猶予が認められた場合においては■徴収猶予許可通知書又は徴収を猶予している旨記載した納税証明書
市税の分納者については■納税誓約書の写し、及び納税誓約どおり納付がされていることのわかる書類（領収書の写し等）
- 見積書の写（設備資金の場合）

(2) 場合により必要な書類

- 初回又は前回宮城県信用保証協会に提出した日以降決算が到来している場合
 - 申込人（法人）概要
 - 最近2期分の決算書の写
融資の申込時点で、決算の期日が到来しないものについては、
■ 開業から直近月までの試算表の写
- 初回又は変更があった場合
 - 申込人の印鑑証明書の写
 - 登記事項証明書の現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
 - 定款の写
 - 申込人の所有不動産を証明できる書類（固定資産税課税台帳の写等）
 - 許認可証等の写（許認可等を必要とする業種の場合）

5 融資の手続き

要綱第8条第2項に規定する融資の手続きは、次のいずれか一とする。

イ 手続き・1

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を市長に提出する。
- ② 市長は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 市長は、審査の結果、仙台市社会起業家支援特区保証融資制度による融資が可と判断したときは、申込書及び関係書類から、申込書を除いた書類に仙台市社会起業家支

援特区保証融資認定書（第3号様式）を添えて融資の申込者に交付する。

- ④ 融資の申込者は、認定書の写及び関係書類を指定金融機関に提出する。
- ⑤ 指定金融機関は、認定書の写及び関係書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ⑥ 指定金融機関は、審査の結果、仙台市社会起業家支援特区保証融資による融資が可と判断したときは、信用保証依頼書に必要事項を記載の上、認定書の写及び関係書類を協会に送付する。
- ⑦ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑧ 協会は、審査の結果、仙台市社会起業家支援特区保証融資制度による融資の信用保証が可と判断したときは、信用保証の手続きをとり、これを受けて指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

□ 手続き・2

- ① 融資の申込者は、申込書及び必要書類を市長に提出する。
- ② 市長は、申込書及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ③ 市長は、審査の結果、仙台市社会起業家支援特区保証融資制度による融資が可と判断したときは、申込書及び関係書類から、申込書を除いた書類に仙台市社会起業家支援特区保証融資認定書（第3号様式）を添えて融資の申込者に交付する。
- ④ 融資の申込者は、認定書の写及び必要書類を協会に提出する。
- ⑤ 協会は、認定書の写及び必要書類の提出を受けて速やかに審査する。
- ⑥ 協会は、審査の結果、仙台市社会起業家支援特区保証融資による融資の信用保証が可と判断したときは、認定書の写及び関係書類から、認定書の写を除いた書類を指定金融機関に送付する。
- ⑦ 指定金融機関は、協会による書類の送付を受けて速やかに審査する。
- ⑧ 指定金融機関は、審査の結果、仙台市社会起業家支援特区保証融資制度による融資が可と判断したときは、信用保証付貸付承諾書及び信用保証依頼書に必要書類を記載の上、関係書類を協会に送付する。
- ⑨ 協会は、指定金融機関による書類の送付を受けて信用保証の手続きをとり、指定金融機関は、速やかに融資を実行する。

6 条件変更の手続き

要綱第14条に規定する条件変更の手続きは、次による。

(1) 要綱第14条第2項による条件変更の手続き

協会は、仙台市社会起業家支援特区保証融資制度条件変更報告書（第4号様式）により市長に報告するものとする。

(2) 要綱第14条第3項による条件変更の手続き

- ① 協会は、債務者及び融資を実行した指定金融機関と協議の後に、仙台市社会起業家支援特区保証融資制度条件変更協議書（第5号様式）に変更内容を証する書類を添付

し市長に協議するものとする。

- ② 市長は、協議内容を審査し、約定内容の変更がやむを得ないものと認められるときは、協会あてに仙台市社会起業家支援特区保証融資制度条件変更承認書(第6号様式)を交付する。
- ③ 協会は、仙台市社会起業家支援特区保証融資制度条件変更承認書(第6号様式)の交付を受けて条件変更の手続きをとる。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から実施する。

附 則(平成31年3月26日改正)

仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証融資制度要領の一部改正

仙台市国家戦略特別区域一般社団法人等支援保証融資制度要領(平成29年7月4日経済局決裁)の一部を次のように改正する。

別記、第1号様式から第7号様式中「平成 年 月 日」を「 年 月 日」に改める。

附 則(令和2年5月12日改正)

この改正は、令和2年5月12日から実施する。

附 則(令和3年3月26日改正)

- 1 この要領は、令和3年4月1日から実施し、令和3年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則(令和4年3月25日改正)

- 1 この要領は、令和4年4月1日から実施し、令和4年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

附 則(令和4年3月30日改正)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から実施し、令和5年度予算についての融資に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該融資の予算が成立した場合に、当該融資にも適用する。

仙台市社会起業家支援特区保証融資制度 申込書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

事業所所在地

法 人 名

(年 月 日 設立登記)

代 表 者 名

電 話 番 号 () -

今般事業資金として、仙台市社会起業家支援特区保証融資制度を利用したいので、関係書類を添付のうえ下記のとおり申し込みます。

なお、融資を受けた後は債務を返済し、一切迷惑をかけないことを誓約します。

また、暴力団との関係を有していないことを誓約し、説明を求められた際には誠実に対応いたします。

1. 申込金額	円	2. 返済期間 (据置期間)	ヵ月 (ヵ月)
3. 資金使途	(1) 運転 円 (2) 設備 円		
	(具体的な資金使途)		
4. 返済方法	一括払	分割払	
5. 申込金融機関			
6. 業 種			

ご記入いただいた個人情報等につきましては、融資制度に関する事務のほか、仙台市及び仙台市産業振興事業団の各事業(セミナー等)情報提供の目的のみに閲覧・利用とし、各団体の規定に基づき厳重に取扱・管理を行います。
各事業情報提供をご希望されない場合はチェックをお願いいたします。 情報提供を希望しない。

仙台市社会起業家支援特区保証融資制度 認定申請書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住 所

事業所所在地

企 業 名

代 表 者 名

電 話 番 号 () -

仙台市社会起業家支援特区保証融資制度の申し込みにあたり、社会課題解決を図る事業を実施する者に該当しますので融資申込資格者として認定されるよう申請します。

仙台市社会起業家支援特区保証融資制度 認定書

認定番号 第 号
年 月 日

上記の者について、仙台市社会起業家支援特区保証融資申込有資格者として認定します。

仙台市長 印

備考

この認定書は、年 月 日まで有効です。

(注) この認定書は、融資の申し込みの際に必要な書類であり、融資を受けるためには、申し込み後に金融機関及び宮城県信用保証協会による金融上の所定の審査があります。

(注) 仙台市長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に、金融機関又は信用保証協会に対し、融資の申し込みを行うことが必要です。

仙台市社会起業家支援特区保証融資制度条件変更報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮城県信用保証協会
本店営業部長名又は支店長名

年 月 日条件変更を受け付けた申込人について、下記のとおり条件変更したので報告します。

記

条件変更 申込人	事業者名	業種
	保証承諾日 年 月 日	当初貸付日 年 月 日
	住所 仙台市	

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
貸付期限		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

変更理由	
------	--

仙台市社会起業家支援特区保証融資制度条件変更協議書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮城県信用保証協会
本店営業部長名又は支店長名

年 月 日条件変更を受け付けた申込人について、下記のとおり内定したので協議します。

記

条件変更 申込人	事業者名	業種	保証承諾日 年 月 日
	住所 仙台市		

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
返済方法		
資金使途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

変更理由	
------	--

仙台市社会起業家支援特区保証融資制度条件変更承認書

No.

年 月 日

宮城県信用保証協会
本店営業部長又は支店長 様

仙台市長名 印

年 月 日付で協議のあった仙台市

について、貴協会内定のとおり条件変更を承認します。

記

	変 更 前	変 更 後
貸付金額	円	円
貸付期間		
返済方法		
資金用途		
事業者名		
連帯保証人		
担保物件		
金融機関		

仙台市社会起業家支援特区保証融資制度支援個人別承諾一覧

年 月 日

(あて先) 仙台市長

宮城県信用保証協会

番号	被保証人名	業種	保証番号	金融機関名	保証承諾日	保証金額	保証期限	返済方法	資金使途	融資利率	保証料率

杜の都・GX促進関連融資に係る

仙台中小企業融資制度信用保証料補給金交付要綱

(令和5年3月30日経済局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市地域経済におけるグリーン・トランスフォーメーション（以下、「GX」という。）を後押しするため、仙台市地域産業活性化融資制度要綱（平成7年3月16日経済局長決裁。以下「融資制度要綱」という。）に基づく対象融資を受けた中小企業者が要する信用保証料（以下「保証料」という。）に対し、予算の範囲内において補給金を交付することについて、仙台市補助金等交付規則（昭和55年仙台市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補給金 信用保証料補給金をいう。
- (2) 補給対象者 第7条の規定により補給金の交付の決定を受けた者をいう。
- (3) 補給対象資金 第3条に規定する資金をいう。

(補給対象資金)

第3条 この補給金の交付対象となる資金は、次に掲げるもののうち、融資制度要綱第11条の規定により融資が実行されたものとする。

- (1) 融資制度要綱第2条第3号ヨ（杜の都・GX促進関連）に該当するもの

(補給金の交付対象者)

第4条 この補給金の交付を受けることができる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 前条の資金について、令和5年4月1日以降に融資実行されたこと
- (2) 交付申請、交付決定及び交付請求時点において事業を継続していること

(補給金の額等)

第5条 補給金は、補給対象者あたり各補給対象資金の当初融資時に支払った保証料額の2分の1とする。ただし、補給金の額の算定において、1円未満の端数がある場合には、これを切り捨てた額とする。

(交付の申請及び実績報告)

第6条 規則第3条第1項の規定による交付の申請は、信用保証料補給金交付申請兼実績報告書（様式第1号）に次の書類を添えて、融資実行後市長へ提出するものとする。

- (1) 補給対象資金の融資実行が確認できる書類
- (2) 補給対象資金融資時に支払った保証料が確認できる書類
- (3) 事業内容がわかる書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請兼実績報告書が提出された場合は、書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補給金の交付の決定及び補給金の額を確定するものとし、規則第6条の規定による通知は、信用保証料補給金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げは、交付決定兼確定の通知があった日から10日を経過した日までに信用保証料補給金交付申請取下書(様式第3号)により行うものとする。

(補給金の交付)

第9条 補給対象者は、補給金の交付を受けようとするときは第7条に規定する補給金の額の決定兼確定の通知を受けた後、信用保証料補給金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による請求を受けたとき補給金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第10条 市長は、補給対象者が次の各号の一に該当すると認めるときは、補給金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補給金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) その他市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の取消しを行ったときは、理由を付して書面により通知するものとする。

(補給金の返還)

第11条 市長は、補給金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補給金が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

2 保証料について、約定期日前に早期完済された場合等実際に要する保証料を超える保証料補給金が支払われていることを感知したときは、市長はその超える部分の返還を請求することができるものとする。

(立入検査等)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、補給対象者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の結果、必要があると認めるときは、補給対象者に対し改善その他必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(書類の整備等)

第13条 補給対象者は、当該補給に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等の証拠書類

を整備し、かつ補給金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、経済局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

様式第 1 号

信用保証料補給金交付申請兼実績報告書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住所

所在地

企業名

代表者名

印

電話番号

標記の補給金の交付を受けたいので、仙台市補助金等交付規則第 3 条第 1 項及び杜の都・GX 促進関連融資に係る仙台市中小企業融資制度信用保証料補給金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、補給金額確定のため、仙台市が宮城県信用保証協会や融資元の金融機関へ当該融資の完済情報や保証料の返戻額等の確認をすることに同意いたします。

記

1 補給金交付申請額	<p style="text-align: right;">_____ 円</p>
2 添付書類	<p>(1) 補給対象資金の融資実行が確認できる書類 (融資契約書等)</p> <p>(2) 補給対象資金融資時に支払った保証料が確認できる書類 (信用保証決定のお知らせ等)</p> <p>(3) 事業内容がわかる書類 (事業計画書・チラシ、パンフレット等)</p>

信用保証料補給金交付決定兼確定通知書

仙台市 指令第 号

様

年 月 日付けで申請のありました標記の補給金について、仙台市補助金等交付規則第6条及び杜の都・GX促進関連融資に係る仙台市中小企業融資制度信用保証料補給金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり条件をつけて補給することの決定及び補給額の確定をいたしましたので通知します。

年 月 日

仙台市長 印

<p>1 補給決定額</p>	<p style="text-align: right;">_____ 円</p>
<p>2 補給の条件</p>	<p>仙台市補助金等交付規則及び杜の都・GX促進関連融資に係る仙台市中小企業融資制度信用保証料補給金交付要綱並びに交付決定の内容と以下の条件に従ってください。</p> <p>次に掲げる事項に該当するときは、交付の決定を取り消し、補給金の返還を請求します。この場合、仙台市補助金等交付規則第18条第1項に基づく加算金を納付しなければなりません。</p> <p>① 虚偽その他不正の手段により補給金の交付の決定又は交付を受けたとき</p> <p>② その他市長が特に必要と認めるとき。</p> <p>補給金の返還を請求した時、納期日までに補給金を返還しなかった場合、その未納付額につき仙台市補助金等交付規則第18条第2項による遅延損害金を納付しなければなりません。</p> <p>また、約定期日前に早期完済された場合において、実際に要する信用保証料を超える保証料補給金が支払われているときはその超える部分を返還するものとします。</p>

信用保証料補給金交付申請取下書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住所

所在地

企業名

代表者名

電話番号

印

_____年__月__日付仙台市_____指令第_____号で交付決定兼確定の通知がありました標記の補給金について、下記のとおり仙台市補助金等交付規則第 7 条第 1 項及び杜の都・GX 促進関連融資に係る仙台市中小企業融資制度信用保証料補給金交付要綱第 8 条の規定により、申請を取り下げます。

記

1 補給決定額

2 申請年月日

3 取り下げ理由

信用保証料補給金交付請求書

年 月 日

(あて先) 仙台市長

住所
所在地
企業名
代表者名
電話番号

____年__月__日付仙台市____指令第____号で交付決定兼確定の通知がありました標記の補給金について、杜の都・GX促進関連融資に係る仙台市中小企業融資制度信用保証料補給金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

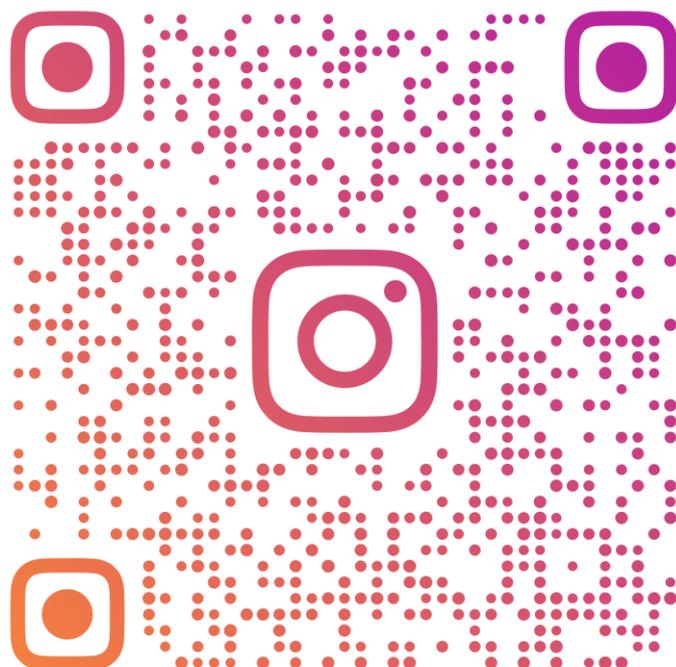
1 補給決定額 _____円

2 請求額 _____円

3 振込先口座情報等

振込先		銀行 金庫・組合 農協・漁協				本店・支店 出張所 本所・支所
	ゆうちょ銀行 店番		預金 種類	普通	当座	
	口座番号					
	フリガナ					
	口座名義					

※預金通帳の写し（通帳のオモテ面と通帳を開いた1・2ページ目の写し）又はキャッシュカードの写しを添付してください（金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人フリガナが確認できるもの）



CITY.SENDAI.KEIZAI

仙台市

経済局 産業政策部 中小企業支援課

☎ 980 - 0803

仙台市青葉区国分町3丁目6番1号 仙台パークビル9階

TEL 022 - 214 - 1003

令和6年4月発行